

泉屋叢考

近世住友の家法

第貳拾參輯

# 泉屋叢考

第貳拾參輯

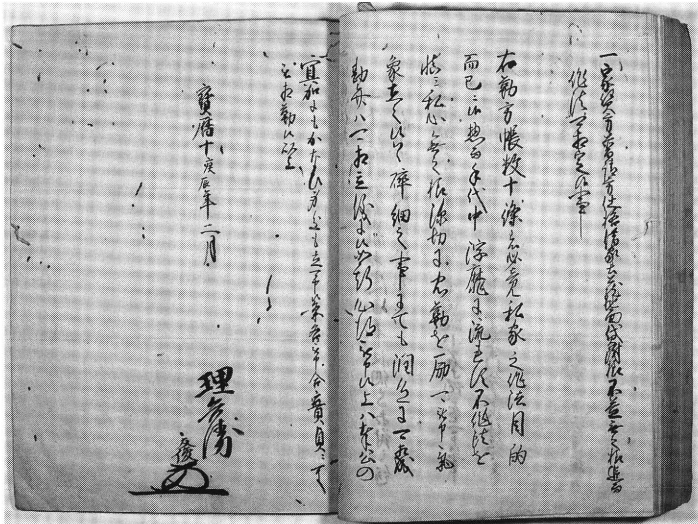
---

三 近世住友の家法

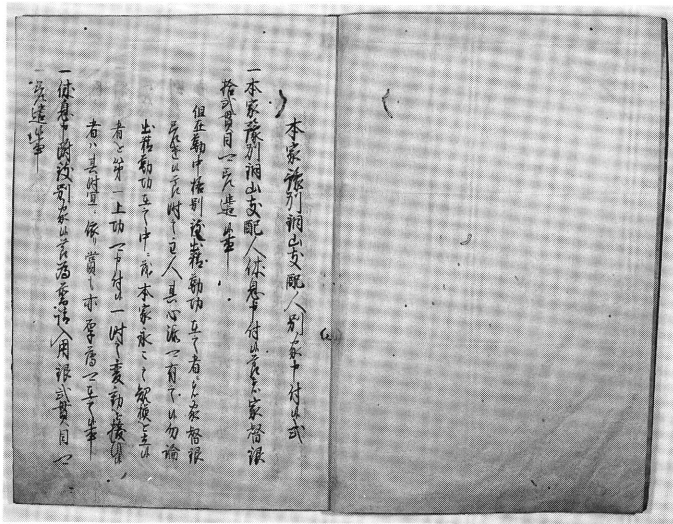
付録 近世住友の家法・諸規則類

近世住友の家法





勤方帳（表紙と理兵衛友俊の署名）



一 本家豫別洞出支配人別家中付付式  
 拾貳冊目一頁是出書  
 但在勅中豫別洞出勅功互有者之是察限  
 尺長也元附一頁人其心派之有下以勿論  
 出勅勅功互有中本家承之知限之  
 者心算一上功一付付一付表勅勅功  
 者心算一上功一付付一付表勅勅功  
 一 本家豫別洞出支配人別家中付付式  
 拾貳冊目一頁是出書

分与別家式 (表紙と卷頭)

近世住友の家法

目次

一	住友の始まりと事業精神	一
二	宝永・正徳期の家法	九
三	享保・元文・寛保期の家法	三三
四	寛延・宝暦期の家法	三三
五	寛政・享和期の家法	四一
六	文化・文政期の家法	五三
七	天保期の家法	六一

八 幕末期の家法

六九

九 明治維新期の家法

七四



## 一 住友の始まりと事業精神

住友の事業精神を端的に表したものとして、明治二十四年（一八九一）の「住友家法」の劈頭に掲げられ、永く現在にまでその精神が承け継がれてきたものに「営業要旨」がある。<sup>①</sup>

第一条 我営業ハ信用ヲ重シ、確實ヲ旨トシ、以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス

第二条 我営業ハ時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リ、弛張興廢スルコトアルヘシト雖モ、苟モ浮利ニ趨リ軽進スベカラズ

この「営業要旨」のもとになるものは明治九年制定の「本家第一之規則」に見え、明治十五年制定の「住友家法」第一款家憲にはじめて示されたもので、ついで明治二十四年改正施行の「住友家法」第一編一般ノ規程第一章営業要旨として原型が成った。しかしてこの淵源は遠く近世初期の住友家初代小次郎政友まさとも（法名、文殊院員外嘉休居士）が晩年に認めた「文殊院旨意書」もんじゅいんしいうがきにまで遡ることができる。

政友は、権左衛門政行の二男として天正十三年（一五八五）越前丸岡に生まれた<sup>②</sup>。家伝によると

住友氏は遠く桓武平氏の流れをくみ、政行は丸岡において五〇〇石を領したとも伝えられている。政行夫妻は日頃菩提心深く、政友は両親の宿願によつて京都に上り、当時新宗派ながら朝廷の御帰依まで得た涅槃宗の開祖及意上人空源の弟子となつて空禪と称した。空禪は専心仏典の勉強にいそしみ、ついに弟子中の随一といわれるに至り、早くから師を輔けてこの新宗派をひろめるために貢献したが、同宗は他宗門の嫉視嗾訴と徳川幕府の宗教政策から弾圧をうけ、そのうえ師及意上人の死に遭い、涅槃宗は天台宗の一派となるに至つた。政友は自己の信奉する法門が他宗に属するのを潔しとせず、還俗して書籍の出版と葉舗を営みつつ、非僧非俗の立場から、なおも涅槃宗に帰依する人達を教化した。

政友が家人達に訓戒したところを大約すれば、平生、世に処するにはまず正直・慈悲・清浄を本とし、また神仏を敬い、四恩(天地・国王・父母・衆生の恩)と三宝(仏・法・僧)の恩を重んじ、事に当つては慎重・確実を旨として儉約を忘るな、ということであつた。殊に前記「文殊院旨意書」は商売についての心得を家人に書き与えたもので、次のようなものである。

与介ニかミ<sup>(髪)</sup>ゆ<sup>(結)</sup>ひとらせ可給候、かミゆいニかねたし候事ハ、其方はかりなされ候へ、<sup>(二)</sup>ふ<sup>(人)</sup>  
たりまでハ大キニ候<sup>(多)</sup>

商事は不及言候へ共、万事情ニ可被入候

一 何二而もつね(常)のそう(相場)はよりやすき物持来候共、根本を(知)しらぬもの二候ハ、少も(買)かい申間

敷候、左様之物ハ盗物と可心得候

一 何たるものにも一や(者)のや(夜)と(宿)もかし申まし、又あ(編)み(笠)かさ(預)にてもあつ(預)かるましく候

一 人のくち(口)あい(合)せらるましく候

一 かけ(掛)あ(商)きないせらるましく候

一 一人何やうの事申候共、氣(短)ミ(言)しかく(業)ことはあらく申ましく候、何様重而具ニ可申候、以上

孟春十日

(草名花押)

以上のようなことが記されていて、慎重・確實にして浮利に趨らぬことを教えている。なお、旨意書を読むとき、にわかになんかこれを見ると、第二条・第三条はあるいはその堅実さよりも、むしろそれを過ぎて固陋に感じられ、政友が強調した慈悲の精神と矛盾しているやに思われるほどである。これは当時浪人・無頼の徒が横行して治安を乱し、またキリスト教禁圧のための取締りがある。これを極めており、幕府からはみだりに人を泊めることを禁じた布令が出されていた時期であった。このような不安な世態を長く経験して、世情に通じていた政友の老婆心から書き添えられた

ものである。

歴代大切に伝えられた「文殊院旨意書」には、その後宝暦十一年（一七六一）大坂の郷校懷徳堂の五井蘭洲（純禎）がこれを披閲して、その箱蓋裏書に長文の識語を認めている。読み下しにすると、「礼以て儉に処し、儉以て福を愛し、福以て人を恵す、恵して復た福を養う、久栄不衰の道なり。吾聞く、嘉休住友君の御家や実に斯の道を用う。乃ち嫡庶上下の分を明かにし、男女玩好の淫を塞ぐ、然らざれば則ち市井の編戸を以て、焉ぞ能く巨万の貨を積み百年の業を建つるを得んや。嗟乎世に復た諺あり、父勤め子逸い孫丐うと謂う所の者にして、甚しきは堂構纒に畢り竈突未だ黔まざるに、乃ち家を債し他人入室して是れ愉むに至る者あり。諸を住友家にみるに何ぞ其の吉凶の相霄壤たる、畏れざる可けんや慎まざる可けんや。此書乃ち君の以て家人を諭し、及ぼして子孫に貽す所、事微なるが如しと雖も、然して其の意を得て推して行わば則ち其れ必ずや用うるに勝う可らざる者あらんや。」<sup>③</sup>となろう。要するに勤儉・貯蓄・慈悲の精神が住友繁栄のもとであることを述べて推賞している。

さて、政友には一姉があり、住友氏の同族蘇我理右衛門寿済に嫁いだ。<sup>④</sup>寿済は天正十八年一九歳で京都で銅精錬・銅細工の業を開いたが、やがて南蛮吹という鉛を用いて粗銅から銀分を抽出

する銀銅吹分けの新技術を伝習して、家運はさらに隆昌ともしちしていた。住友家二代理兵衛友以とももちは寿済の長子として生まれた。そして蘇我の一家もともと政友の教化のもとに熱心な涅槃宗の信者であった。このような住友・蘇我両家の特殊な親縁関係と政友に対する帰依などに因つたものであろうか、友以は政友の一女に配されて住友の分家を興した。そしてその家業は養家住友家のものでなく、実家の事業銅業を舖号「泉屋いずみや」もろともに採り入れた。

政友の一子は庄兵衛政以まよもちといい、富士屋と称して政友が始めた書林・葉舖をついだ。しかし後にこの富士屋は住友の泉屋に吸収され、また友以の実家蘇我の泉屋も家業の銅業を廃したので、住友といふ泉屋といつても、専らこの家と解されるようになった。

友以が大坂へ出たのは、元和九年（一六三二）一七歳の時であつたといわれる。当時は大坂の陣後既に約一〇年を経、徳川幕府の基礎がようやく固まり、世の安定とともに大坂が新たに経済都市として復興しつゝあつた際で、大坂商人は長崎交易にも漸次進出していた。また一六世紀中頃より盛大をきわめていたわが国金銀の産出も漸減の様相を示し、新たに銅への関心が高まり輸出も次第にふえていた。友以はこれに着目したと思われる。当時大坂の銅吹業はまださほど盛んではなかつた。一方、友以の大坂進出を一層有利にしたものは、父寿済が大坂の銅吹業者の懇望に

よつて南蛮吹の秘法を伝授したことである。その結果寿済の銅業界における地位は大いに高まるに至つたであらうし、友以にとつては、大坂進出の前後を問わず、父の南蛮吹伝授が大坂における友以の活動を非常に有利にしたに相違ない。こうして、友以は大坂の銅吹屋として次第に栄え、銅吹・銅貿易を盛大に行い、輸入貿易・銅山経営にも携わつたとの言伝えがある。その結果使用人も数百に及び、当時大坂に比肩する者なしとも言われるに至つた。

ついでその五子友信ともゆきがあとをつぎ、はじめて吉左衛門を称した。そして家業はいよいよ発展した。輸入品の取引の方も一層盛んとなり、鋳業も寛文年間（一六六一―七三）に入り俄かに活況を呈し、出羽の銅山開発に力をつくし、備中の吉岡銅山の経営に乗出した。友以の代に開かれていたと思われる両替業も盛大となり、友信の弟平兵衛友貞は分家して、大坂十人両替の指定に際してその中に加えられている。

四代吉左衛門友芳ともよしの代になつては、元禄三年（一六九〇）別子銅山を入手、永年の経験と遠大な企画のもとに開発が行われた結果、数年にしてわが国銅山史上未曾有の産銅成績をあげるに至り、一方、吉岡銅山は排水坑完成によつて非常な繁栄を示し、さらに諸国数か所の鋳山をも経営して数千人の稼人を抱えるようになった。

このように友以・友信・友芳と三代にかけて家運は隆昌をつづけたが、この繁栄を裏付けて来たものは、画期的な技術南蛮吹の開発とともに初代政友の宗教的信念にもとづく事業精神であったといえる。實際上の住友の事業の祖ともいえる二代友以は慶安三年（一六五〇）五月涅槃宗の根本經典の一つと言われる法華経薬王品を紺紙金泥をもって謹写しており、また承応三年（一六五四）養父政友三回忌の年、政友の教えを奉じ信仰していた嵯峨清凉寺の本堂を独力建立するなど並々ならぬ宗教心の深さを思わせるものがある。それだけに政友の教化は友以の家業に対する心構えに大きな影響を与えたと思われる。しかも次の友信・友芳の代へと力強く受け継がれたのであって、これを窺うことのできるものは数多いその後の家法の類であろう。しかして家法の代表的形式を整えたものとしては、主人の代替わりなどに掟・心得を述べて署名を加えたものがある。これら当主の定めた典型的な家法や、当主代行者および当主の意を受けた支配人によって定められた代表的な家法・諸規則について、以下順を追って述べてみたい。<sup>⑤</sup>そしてここでは、近世住友の家法が、精神面で通底する要素を見せながらも、時々の社会情勢や事業の隆替、家政の動向などに即応して定められたことを検証したい。

註

- ① 住友の事業精神の流れについては『泉屋叢考』第貳輯「文殊院の研究」一一〇～一一四頁参照。
- ② 政友については『泉屋叢考』第貳輯「文殊院の研究」参照。
- ③ 原文を次に示す。  
 礼以処儉。々以愛福。々以惠人。惠復養福。久栄不衰之道。吾聞。嘉休住友君之御家也。実用斯道。乃明嫡庶上下之分。塞男女玩好之淫。不然則以市井編戸。焉得能積巨万之貲。建百年之業。嗟乎。世復有諺。所謂父勤子逸孫巧者。甚至堂構纒畢。竈突未黔。乃債家他人入室。是偷者。視諸住友家。何其吉凶之相霄壤。可不畏哉。可不慎哉。此書乃君之所以諭家人。及貽子孫。雖如事微。然得其意。推而行焉。則其必有不可勝用者。  
 宝曆辛巳四月 五井純禎謹識(印)
- なお日本板硝子株式会社社長故中村文夫氏が第二次大戦前大阪の住友鰻谷邸にあった掛軸の「礼以処儉、儉以勤業、勤以造富、富以惠人、惠以齋福、是久栄不衰之道也」の文を記憶しておられたが、これは恐らくは蘭洲が求めに応じて別に同義の文を認めたものではなかつたらうか。因にこの軸は戦災で惜しくも鰻谷邸とともに焼失したという。
- ④ 蘇我寿濟については『泉屋叢考』第五輯「蘇我理右衛門寿濟翁の研究」参照。
- ⑤ 住友家法を主題とした従来の研究に、川崎英太郎「近世住友の家法について」(『住友老壮社会会報』第二五号 昭和五十三年)、作道洋太郎「江戸時代における住友家の家訓」(『住友の経営史的研究』実教出版昭和五十四年)、中瀬正雄「住友家法の成立に関する一考察 ―その前駆諸規則を中心として―」(『住友修史室報』第二二号 昭和五十九年)、畠山秀樹「住友財閥成立史の研究」(同文館 昭和六十三年)第一章、宮本又次「住友家の家訓と金融史の研究」(同文館 昭和六十三年)第一章、第四章、がある。



## 一一 宝永・正徳期の家法

これには宝永四年（一七〇七）四月の「覚」一三通と正徳四年（一七一四）十月の「覚」一通が残っている。まず宝永四年の分は四代友芳が別子銅山と新居浜・立川両店あてに下した二通であつて、それぞれ現地の元締（銅山の責任者、のち支配人と呼ばれた）と各店の手代中に宛てられている（付録の資料一参照）。恐らく住友現存の家法書として最古のものである。別子銅山の外港である新居浜には住友の出店として口屋くちやが置かれ、荒銅の積み出しや食糧などの荷揚げを行つており、立川は中宿なかしゆくと称してこれらの物資の中継地として機能していた。

銅山向けの「覚」は主として儉約を令したものであつて、銅山の周囲の山々が漸次切り開かれたため、銅山の焼木・炭・板・柱等を遠隔の地より運搬せねばならぬことになり、また坑内は段々と深くなつて諸入費が嵩むため一層の節約が望まれることを述べている。特に注目されるのは「下財を痛候様之仕方致間敷候、只正直之道理要用ニ候」とあり、このことはまた「辰年平七支配相改候節、申付候得共、猶又此度申下シ候」とあつて、辰年すなわち元禄十二年（一七〇〇）に

既に同意のものが申し渡されていたことが分かり、絶えず下財げざい(鉾夫達に細かい心遣いをしていたのである。「正直の道理」というところ、初代政友の遺誠の精神に通ずるものである。次項においては手代の身持について行き届いた注意を与えている。すなわち博奕・色欲・衣服・乗物等にわたっているが、特に衣服・乗物等について別子銅山は田舎のことであるから、銅山の手代と人目につきやすいので、充分に身を慎しむことを申し渡している。博奕は徳川幕府の法度とするところで、元禄四年五月稼行請負証文や一般商家の家法書にも掲げているところである。末項においては手代私費を簡略にするようにいつている。なお、後書きの中に「考之趣候ハ、存念不残被致相談」とあり、意見具申ということに重きを置いているのであって、このことは後々に至るまで一貫している。

新居浜・立川両店あてに下した「覚」には、両店が金銀請払いをする所であるので、特に注意して勤めることと戒め、詳細にわたっては元禄十六年の書付の通りにするようにとしているが、これにも同様のことが以前に出ていたことが分かる。続いては御用銅ならびに諸荷物の掛目を入念にすること、および手代中身持を慎むべきことを述べている。この身持に関しては種々の項目にわたっており、無用の人付合いをしないこと、絹類の着用を禁ずること、田舎のことゆえ銅山

の手代と目立ちやすいから充分服装・乗物などを簡素にすることなどを掲げていて、その慎重さがよく窺われる。

以上二つの「覚」には、これ以前の規定を継承した点が多い。前述した以外にも、博奕・色欲・絹類着用の禁や手代私費の節儉については元禄十二年の「定書」があり、手代の身持等についても元禄十六年の規定が存在したようである。これらによって見るとき、当時の家法が元禄期の諸規定を承けて整備されていたことがわかる。

なお、「年々帳」壱番に「自是台所向」<sup>①</sup>として本家の台所向覚を掲げている。これは宝永四年頃本家台所向の諸事を規定したもので、米・味噌の毎月使用予定量のことにはじまり、諸支払の期日、日用品・食料品の購入、毎月晦日の請払い、銅山向・大坂向買物の心得、内証商い(私的な商売の禁止、手代絹物着用などについて規定している。

次に正徳四年十月の「覚」は、大坂本家における儉約についての申合せである(資料二参照)。正徳三年閏五月に幕府は男女衣服の華奢を禁じ、加えてこの時期は諸色が高値となり諸事困窮して居り、幕府の示達に従うと同時に自発的に作られた申合せであろう。その内容を概述すれば、食事の質素、召使人の仕着せおよび暮の餅搗きの制限、諸祝儀の簡素、普請改作の制限、買酒の

制限、等々日常生活および行事に關して儉約の準拠を示している。なお追加として、諸色の買溜め、不実の商いは法度に触れるところであるから充分に注意すること、下働きの使用人の請け手形を正確にして置くことなどを定めたものである。また結びの中に、この度の申合せに従い儉約を心得て勤めるならば、その者共に重てその保養をなし返し、主人から注意して互に救合いをなすべきであるとあつて、使用人に対する思い遣りの精神がよく出ている。

註

- ① 『住友史料叢書』「年々帳 無番・一番」所収。

### 三 享保・元文・寛保期の家法

#### (一) 享保六年の家法品書

ここに述べる享保六年（一七二二）五月の家法品書三種は、前年家督を相続した五代吉左衛門友昌ともの名義となつている。また「家法」という語の初見でもある。内容は、一般的掟から逐次手代

の日常生活の心得、店方諸勤めの心得、家業に携わる者の根本的心得にまで及んでいる。

まず「予州別子銅山江家法之品書」として掲げられた「覚」の内容を概述する(資料三参照)。

第一条 火の用心、第二条 博奕の禁止、これらは元禄四年(一六九二)五月の別子銅山稼行請負証文にも記され、その内容を承けたものであろう。

第三条 別子銅山の公領たる重要性を認識し、泉屋住友の名目の立つように精励すること。

第四条 買請米(幕府から安値で支給された鉾夫用飯米)の受取り方について百姓中との紛議を避けること。船頭などに対しても道理に基づき穏和に納得するよう言い聞かせ、恨みを受けないようにすること。

第五条 金銀の請払いについては入念にし、諸事番頭に相談のうえ請払いすること。

第六条 家の面目にもかかわるので、出入りの者、買入先に無心などを絶対に申し入れてはならないこと、またその他欲がましいことは一切まかりならぬこと。

第七条 家内世帯万端簡略にすること。これは前代以来の儉約の流れを承けている。

第八条 服装は質素であること。世間の手代より地味にするようにとあり、このことは後代の家法にも同様のことが見える。

第九条 門口の開閉、門限の厳守。これも商家では厳しく言っている。

第十条 客の接待は応分にすること、また客に便乗して自分の費用までも店費用に便乗させてはならぬ。

第十一条 内証商いを禁ずること。これは不実を忌む家風として古来よりの禁制であつた。

第十二条 銅は家業であるからまちがいは起こりにくい、そのほかの諸売買は熟達していないので、よく世上の人心を聞き、手代中合議により行うこと。合議のことは江戸時代商家家法書の中にしばしば見られるところであるが、銅業への自信とそれ以外の商売への慎重さを示すといえよう。

第十三条 山師の手代は銅山全体のことを知ることが肝要である。それで毎年銅山・新居浜・立川間に役替えを行うこと。しかも坑内の見習いを第一とし全般にわたり修得すること。これは周到な定といわねばならぬ。

ついで後書きの中に、番頭の示しを受けず不届きの者がいれば、その趣を番頭方より早々申し越すこと、万一番頭の仕方宜しくないことがあれば、手代中より遠慮なく注進すること、注進の手代の勤め方が宜しければ昇進させると述べ、手代に対する監督とともに意見具申の機会を与え

ていたことがわかる。

長崎店は浦五島町にあつて、輸出銅や輸入品の取引業務にあつた。<sup>①</sup>「長崎店江下ス家法品書」(資料四参照)には、火の用心、博奕の禁止、質素儉約、門限の厳守、手代の内証商いの禁止、手代の合議・意見具申など別子銅山と共通する項目のほか、長崎店に特徴的な箇条が多く見られる。

第三条 長崎店として最も大切な御用銅廻着の際における荷揚げの細かい諸注意。

第四条 唐物の商売は規定内のものに限ること、殊に法規により禁止されている品物は決して調達しないこと。

第五条 御用銅渡しならびに唐物入札等の帰途無断寄り道をせぬこと。これは長崎店として重大な商用のことであるから当然であり、また無益の人付合いを戒めているのもその職掌柄もつともなことであらう。

第六条 金銀の請払いは入念にし、その貸借は先例のところは認めるも、その外の拠所ないところは番頭手代合議によること、ものによつては大坂の本家に注進して決すること。

第七条 諸勘定は一か年限に仕立て大坂の本家に送ること。

第九条 店に遊女を連れ込まないこと。これは長崎の特色とも見え、下り商人が旅宿に遊女を

連れ込むなどのことがあつたらしい。

第十三条 客接待は相応にすること。また客接待に私用を便乗させないこと。珍客であつても家内に遊女を呼ぶことは堅く無用。

なお長崎店に關しては、手代治兵衛・善兵衛を商売見習いのため現地に派遣した際、享保十七年六月付で同店支配人あてに下した「覚」が残っている(資料七参照)。おおむね主旨は享保六年の家法を反映したもののだが、繁華な長崎に下すにあつて、節度をもつて見習勤めをさせるよう細かく指示している。

「宇和嶋銅山江家法品書」(資料五参照)は、正徳四年(一七一四)九月から享保七年三月まで住友が稼行した宇和嶋銅山、別名今出銅山(現、愛媛県八幡浜市日土町)に宛てたものである。はじめに題が欠けているが、これも恐らく「覚」と題したものであつたらう。内容形式ともに別子銅山に下したものとほぼ同一のものである。異つてるところとしては別子の分の第三、四条がなく、また末項は宇和嶋銅山のみに対するもので、小鉾山に勤める者の心得を述べている。ここにおいても山師の手代として銅山の総体を知らねばならぬことを説き、鋪方(採鉾)第一を言っている。

なおこの他に本家向けのものと思われる享保十五年十二月の「掟」が残っている(資料六参照)。



その概要を示せば、まず公儀の触書ならびに法度の遵守を掲げ、ついで、伝承の家業を大切にすること、家業の益不益に心を付けること、主人はその分をわきまえ精進すること、衣食酒の節儉につとめること、傍輩の不行跡は戒め合い治め難いときはことの荒立たぬうちに届け出ること、代物商売・金銀取り遣りについて取締りを嚴重にすること、実義(誠意)をもつて勘弁することを掲げている。

## (二) 元文五年の長崎店「掟」

この「掟」を下すに至ったのは、かねて禁ぜられていたにもかかわらず元文中長崎店の支配人が自分商いをして損失を出したことに関連している<sup>②</sup>。かくて住友は元文五年(一七四〇)春、代物商売を廃止し輸入品の直接取扱いから手を引くにいたった。「掟」では、代物商売の廃止とともに、会計報告を年二回とすること、月三度の連絡便を出すこと、御用銅を外国商人に渡す際の注意などを規定し、享保六年の家法品書を改訂補足している(資料八参照)。今その改正点を中心に順を追って述べる。

### 第一条 公儀法度の遵守。

第四条 自分商いの禁止。これは享保六年の家法品書にある内証商いの禁よりも嚴重である。

第五条 紛わしい商品を調達しないこと。古来よりの家法であると念を押している。このことは「文殊院旨意書」の中に明記されていることである。

第六条 代物商売の廃止。

第九条 輸出棹銅を外国商人に引渡しの際の諸注意。

第十条 勤め先における付き合いを丁寧にすること。諸方の勤め先においてたとえどのような難題を申し掛ける者がいても、口論喧嘩をしないこと。とりわけ付き合い等丁寧にすべきことは「文殊院旨意書」の同意の条項を想起させる。

第十一条 本家への報告の諸勘定を年二回に改正。これは享保六年の家法品書においては年一回であったものが、七月・十二月の二回になっている。

第十二条 月三度本家あて飛脚便を出し連絡すること。前条とともに本家による統制の強化が認められる。

第十三条 定例の取引先以外との金銀貸借を厳禁すること。享保六年のものに比べて一段と厳しく、例外も認めていない。また独立の一条となっている。

第十五条 私用で勝手に外出しないこと。付則として、身持をよくすること、酒を慎しむこと、外出の際は夜十時までには帰店のこと、また行先を届け置くこと。

第十六条 諸用向の確認と経費の節減をはかること。

第十七条 遊女を店に入れないこと、家内での畜類・河豚の料理は無用のこと。

以上の中で、第一・第六・第九・第十・第十二の諸条は今回新たに付加されたものである。

右のように、元文の家法には本家による監査の強化を示す箇条が随所に見られる。享保の「覚」を「掟」に改めたことも含めて、家法の改訂にかけた当事者の決意が窺われる。なお、長崎店あての家法書としてはこの「掟」以後は今のところ見当たらない。

### (三) 寛保元年の「定」

寛保元年(二七四一)、住友は南部の横川目銅山(現、岩手県和賀郡和賀町横川目)、津軽の濁沢銅山(現、青森県中津軽郡西目屋村川原平)の稼行を銅座から委託された。銅座(第二次)は、銀座加役として元文三年四月に大坂に設けられ、幕府による銅の統制強化がはかられていた。ここに三月、伊兵衛・藤兵衛をはじめ諸手代を差し向けるに当って、この二人の代表者に銅山開発に関しての諸心得を

「定」として、それぞれに手渡している(資料九参照)。次にその概略を述べると、

第一条 横川目、濁沢両銅山は銅座からの受託経営ではあるが、油断なくつとめること。

第二条 両銅山は公儀(幕府)から仰せつかったものゆえ、不心掛けないようにすること。不本意なことがあつては申し訳が立たぬこと。

第三条 銅座からの名代衆と口論など致さず、稼ぎ方のこと以外は先方まかせにすること。

第四条 銅山の最初の取掛仕方は茂左衛門・嘉右衛門に相談し、その後の仕方は一統合議により取り計らうこと。

第五条 銅山において、その所々の諸役人などに公儀の威をもつて権柄がましい振舞があつてはならぬこと。

第六条 勘定は七月・極月の年二期に提出すること。

第七条 外財・諸働人の待遇は諸山に準ずること。

第八条 銅山元で雇い入れる手代・稼人の身元を確めること。

第九条 稼ぎ方は勿論諸事充分に相談してすること。自己一存で事をなしては支障があるものである。

また末文において手代は行跡を慎むこと、家法を遵守すべきことを申し渡している。しかし両銅山については、現地を調査し、藩とも折衝して検討した結果、稼行には至らなかつたようである。

今一つの「定」は同じ年の五月、伊右衛門を別子銅山支配人として、嘉左衛門の跡役にした際に渡したものである(資料一〇参照)。この「定」は代々の支配役の者へ申し達し置いたことであるので、なおこの度繰り返し下したものである。左に概略を記せば、

第一条 別子銅山は公領であるうえ、松山藩の預り所となり、近年銅座が再開され、時々吟味もあることであるから、稼ぎ方に油断なく思慮あるべきこと。

第二条 買請米を受けていることであるから、出銅量を落とさないよう心掛けること。

第三条 手代・子供(丁稚)等の勤め方を監督すること。

第四条 金銀の請払勘定は七月・極月年二回報告のこと。

第五条 稼ぎ方のことは勿論万事につき充分話し合い、たとえ末輩の者の意見でも正しいものは採り入れること。支配人の一存にまかせることのないよう注意すること。

後書として、公儀の吟味やかましく、銅座の再開もあり、一層の心遣いをもって、各人共に行

跡を慎み家法を遵守することとある。

以上寛保元年に下した二種の「定」を概見したが、特に目に付く共通の特色は、公領を預かることとと油断なく勤め、合議のうゑ産銅の増加をはかることを挙げていることである。すなわち公儀第一の姿勢である。

註

① 住友による輸入貿易については『泉屋叢考』第拾

輯「近世前期に於ける住友の輸入貿易」参照。

② 「分与別家式」(別本)。同史料については本書第四

章註①参照。

#### 四 寛延・宝暦期の家法

寛延・宝暦期の家法は、住友家法史上一時期を画するもので、この時期に家法の成文化が一応整ったものと考えられる。五代友昌の弟理兵衛友俊<sup>よととし</sup>は、寛保三年(一七四三)豊後町に分家を興して両替業を営んだ。一方、彼は大坂郷校懷徳堂の五井蘭洲につき漢学を修め、また若年より和学<sup>①</sup>に志し、後年和歌を冷泉家の門に学んだ逸材であった。病弱であった友昌は、寛延三年(一七五〇)

十月五日儉約第一をもつて、秀才人望ある友俊に家政改革について取締りの役を一任し、幹部手代の協力を要望した(資料一参照)。

友俊はその意をうけて本人はじめ別家手代の勤務時間・休日を選定したほか(資料二参照)、家政を整えることにつとめ、種々家法・諸規則の制定を行った。その及ぶところは儉約・手代の職責・子供(子稚)の養育・意見具申など多岐にわたり、諸事に細心の注意を払っている。いま寛延三年から宝暦十一年(一七六一)に至る間に出された家法・諸規則につき順を追って述べることにしたい。

(一) 本家豊後町両家永々之掟

これは寛延三年十月に友昌によつて定められ、掛板として店内に掲げられた(資料三参照)。原題は「定」であるが、史料整理の過程で文中の言葉をとつて「本家豊後町両家永々之掟」と呼ばれるようになった。本家ならびに豊後町家(友俊家)の格式について定めたもので、これに付随して両家の支配人相互の席次、両家金銀貸借に関する取決め、両家手代紋付を許された際の挨拶、両家子供元服の際の挨拶などについての定、結びにおいて両家の和順を強く望んでいる。一般の

家法書とは異つた性格のものである。しかしてのちに、この掟の希求するところと相違して一時期両家の間に不和をもたらず結果となり、ひいては店内の紀綱に弛みを生じるようになったのは遺憾なことであつた。

(二) 別家ならびに支配人あて「覚」

別家とは主たる手代が一定の年限を勤め上げ、家督銀を受け独立したもので、本家のことを取り仕切つた支配人とともに、住友の経営の中核を担つた。なおのちに別家のことを末家とも呼ぶようになった。寛延三年十月制定の「覚」は彼らの職務・心得を規定したものである(資料一四参照)。次に述べる総手代勤方心得とともに友俊の最も力を入れたものの一つと考えられ、家風の作興に意を注いでいる。その主なる条項の大意を述べると、

第一条 別家は毎日勘定場に詰め、日用を取り計らうこと。

第三条 儉約に勉めること。儉約は主人のためばかりではなく、ひいては総手代のためになること。

第四条 有物(在庫品)勘定を二季に立てること。



第六条 有物・金銀改め、穴蔵封印は主人等立会いのこと。

第七条 家内の用事は大小にかかわらず、別して金銀出入りの義は些少の事でもすべて主人側まで報告すること。

第八条 手代共は何事によらず、自己の一存で処理せず、担当の役に相談すること。

第九条 役付手代の意見を尊重し、それによりその器量を見、また業務に熟達させるようにすること。

第十条 不器量な者でも大過なく勤め来つた古参の者は相応の待遇をすること。また新参の者も器量ある者は引き立てること。

第十一条 若い者の過失は当然あることであるから、事情の許す限りこれを寛大に扱い、重立つた手代の過失はきつく咎めること。

第十二条 忠勤な手代も子供から育つのであり、子供の養育は将来に役立つよう預り手代は充分に気を付けること。

第十五条 別家は支配人の上である。

第十六条 別家は家業をもつこと。

第十七条 本家は別家の面倒を見ること。

第十八条 別家の相続は本家で取り計らうこと。

第十九条 別家の妻は本家より世話すべきこと。

ここでは、子供の養育方や手代の教育、能力に応じた人材登用、別家に関する新たな規定が注目される。子供の養育や手代の教育についての配慮はこの時期の住友家法に共通する条項であり、これ以後もその趣旨は家法の中に活かされた。またここにもみる別家規程は住友最初のものと同断されるが、後述する宝暦十年「分与別家式」において拡充をみることになった。

(三) 本家惣手代あて「覚」

前述の「覚」と同じく寛延三年十月に出されたものである(資料一五参照)。その要旨は、

第一条 本家・別家は率先して家風の刷新に勉めるから、一統忠節第一に勤めること。

第二条 手代で銅商売ならびに吹方について一向に知らぬというのでは、心掛けの悪いことである。今後は不意に質問することがあるから、平生氣を付けて勉強すること。

第四条 儉約につき常々考え置くこと。

第五条 店頭は家の表向きのところであるから、つねに行儀を正すこと。近来風儀が弛み店頭で手代・子供が碁将棋を翫んでいる。また子供が手代の上座にいるようなことをしてはならない。

第六条 店では表向きの用務に限り、内用をしてはならない。

第七条 子供は算筆さえできるようなになればよいというものではない。主人に仕える道理をわきまえてこそ忠勤に励む手代になるものである。銘々仕事に励み工夫すること。

第八条 掛りの者にまず意見をつけさせ、その上で指導して行くことであるから、遠慮なく意見具申すること。

第九条 幼年から勤めている手代は役儀を重く用いるので、精励すること。

第十条 新参の者も品能く勤めれば、幼年よりの手代と同様に格式を引き直すこと。

第十二条 夜間の外出を慎むこと。これ位のことを守れないような者は、その外の重要なことをどれほど教えても守ることができないことになる。そのような者は所詮役に立たないから、断乎たる処置をとる、とまでいつている。

第十四条 手代は子供を粗末に遣つてはならぬ。後々忠勤を励む手代になるよう算筆は勿論心得を能々教えること。また子供が病氣の際は手代共からよく気をつけること。

第十六条 棹銅箱詰めは先規の通り、手伝任せにせず、本家から手代・子供が行つて働くこと。

第十七条 別家の妻は本家で世話すること。

第十八条 吹屋細工人・出入の者・手伝・下男下女など諸奉公人も精勤の者には相応の役付をする事。

第十九条 主家の繁昌は手代共の繁昌である。

この「覚」では、前節に述べた事項のほか、吹所の業務を把握することを重要視した点が注目される。手代勤め方については、宝暦元年七月惣手代から両旦那(友昌・友俊)・支配人あての請書によつて、「加書」<sup>②</sup>として補足されたことがわかるが、そこでも吹所職人に対する賃金支払方法の変更や吹所での金銀銭の扱いの停止など、おもに吹所関係に新たな内容が追加されている。

#### (四) 別子銅山惣手代心得

寛延三年十一月に前月の本家惣手代あての「覚」につづいて別子銅山惣手代あてに出されたものである(資料一六参照)。その要旨を記せば凡そ次のようである。

第一条 別子銅山支配人は現地では主人同様であるから、その下知に背かないこと。

第二条 支配人は身持を慎むこと。

第三条 支配人はできるだけ銅山山元に詰めること。

第四条 諸役頭(各事業場毎の責任者)の中から支配人を申し付けることもあるので精励すること。

第五条 銅山番所(幕府派遣の山役人詰所)へは原則として支配人・元締の外は出入りしないこと。

第六条 別子銅山は主人が不在のところであるから、相互に申し合せ非を改善すること。

第七条 鋪内・吹方のことは銅山第一のことであるから、支配人・諸役頭・惣手代共平生留意すること。

第八条 役儀申付けに最肩があつてはならぬこと。

第九条 忠節心こそ立身のうらづけである。算筆さえできればよいというものではない。

第十条 銅山は場所柄付合いなどない筈の所であるから、儉約第一にとめること。

第十一条 勘定精帳引合のため本家より年二季名代を差し下すこと。

第十二条 新居浜役所(新居浜口屋)は銅山肝要のところである。

第十三条 手代・子供はみだりに下財小家に立入ってはならない。

第十四条 役頭は手代共の範とならねばならない。

第十五条 支配人は銅山諸役所を不意に巡見すること。

第十六条 子供の扱いを慎重にすること。

第十七条 手代が病気の時は充分に介抱すること。

第十八条 中途任用の者も有能な者は子飼ひ同様に扱うこと。

第十九条 手代の職歴書附を三年に一度ずつ本人の直筆にて提出のこと。

第二十条 博奕・音曲は慎むこと。

第二十一条 投書箱を二季勘定るとき差し下すので存寄りのことを認めること。

第二十三条 別家の結婚は主家が相談にのるので、勝手にめとらぬこと。

第二十四条 下男その他諸働人で故障なく勤める者には相応に手当をすること。

第二十五条 儉約は主人のためではない、総手代共の繁栄となる。

ここでは遠国に所在する別子銅山を管理・統制することに意を用いている。支配人を現地の責任者として位置づけ、二季勘定改めの際の名代下向や投書箱を設けることも規定している。

(五) 吹所勤方「覚」

吹所は銅山から送られてくる粗銅を精錬して各種の型銅をつくるところで、当時大坂長堀の住友家の東に隣接してあった<sup>③</sup>。この覚書は施行の年月日は記されていないが、寛延三年十月から同四年六月の間のものをおさめた「覚」綴におさめてあり、その間のものと考えられる(資料一七参照)。銅吹所の細部にわたる取締規則で、内容は、細工人の管理、粗銅から南蛮吹によって抽出された灰吹銀の保管、銅の計量を厳密にすること、火の用心などに及んでおり、銅吹所の作業経緯がわかるものである。

(六) 山本新田あて「覚」

山本新田は和泉国箱作村の山中善太夫およびその子庄兵衛と大坂平野町一丁目加賀屋(本山)弥右衛門の協同開発にかかるものであったが、享保十三年(一七二八)加賀屋への融資が返済不能となったため住友の有に帰するに至ったものである<sup>④</sup>。暫定的に旧来の仕来りに拠ってきたが、寛延四年三月、新たに「覚」として新規則を定めたものである(資料一八参照)。

## (七) 豊後町手代あて「覚」

友俊自らが両替業を営む豊後町家の手代共へ心得として下したものである(資料一九参照)。すでに述べたように友俊は寛保三年に分家したが、「覚」の前書きには当家が新たに取り立てられたにつき、家風となるべきものとして定めたものとある。忠節を第一とし、以下一五か条にわたっている。その中で特に注意されるのは、勘定関係の項目や蔵の管理、火災時の対応などの条項で、本家手代あての家法と比較してみると、金銭を扱う両替店にふさわしいものといえる。

## (八) 江戸出店あて「覚」

当時江戸には中橋店と浅草米店の両出店があつた<sup>⑤</sup>。中橋店は中橋上楨町(現在の東京駅八重洲口前)にあつたことから、このように呼ばれた。本来は東北地方の銅山開発や産銅買付けの拠点として寛文末年に設置されたものであるが、一三〇年程を経た文化二年(一八〇五)からは両替業に進出した。一方、浅草米店は延享三年(一七四六)に開店し、旗本・御家人の扶持米の管理・販売を受託し、これを担保として金融を行う札差業を営んでいた。寛延四年七月のこれら両出店あての



「覚」は、前年十月の自家諸改革に準じて申し渡されたものである。

まず中橋店あての「覚」では次の項目が注目される(資料二〇参照)。

第一条 関係筋の役人に対する饗応や贈物などは、一同で協議を遂げた上、無益でない限り手抜きをなくすること。

第二条 平常心易く出入りしている役人中、わけて松山藩家中には質素な服装で行くこと。美服で勤めるときは、かえって隔意ができるものであるから充分注意すること。

第五条 公辺の異事は勿論風説などまで、委細大坂へ報告のこと。特に銅に関して突発的なことには、平生から心掛けよく承知しておくこと。

このような項目は江戸という政治都市にある出店の特色が出ている。松山藩は享保六年以降別子銅山を含む伊予幕領を預かっており、中橋店では本家の意向を承けて別子銅山関係の案件について同藩江戸屋敷と交渉した。幕府や諸藩の役人とのつきあひも幕府の銅政策の動向を知るためのものであり、中橋店は江戸における情報収集や交渉の窓口として重要な役割を担っていたのである。また第七条にある、年間の総勘定は浅草支配人立会いで精帳を認め、連名奥印にて本家へ差し登すことは、遠隔地の出店に対する処置であろう。

つぎに浅草米店に対するものについては、支配人の心得や子供の養育方、内証商いの禁止などは他店の規定と大差ないが、特徴ある項目を示せば次のようなものがある(資料二一参照)。

第二十二條 美服を着用して応対してはならぬ。向後綿服に限ること。外出の際も同様である。

第三十二條 買置米あるいは売過米など堅く止めること。米穀に限らず、すべて思い入れ(思惑)商売は決してしてはならない。

以上、旗本・御家人を相手にする札差店の手代の役割・心得を示している。またこの時に店の人員を半分に減らしているが、経営不振ということではなく、およその業態が定まったからであった。<sup>⑥</sup>

### (九) 勤方帳

これは宝暦十年二月に友俊が本家向として定めたもので、前の寛延三年から翌宝暦元年にわたって定めた諸取締方・諸心得方・覚を改訂集成したものと云えよう(資料二二参照)。同じく宝暦十年十二月制定の「分与別家式」とともに、友俊改新の意のあるところである。

「勤方帳」の内容は大きく「勤方諸仕格」と「勝手方しまり諸仕格」に分かれ、また翌十一年

八月に定められた「家賃方普請方仕格之覚」が追加収録されている。同書は本家の職分・店内の日常生活を窺い得る点に、この方面の研究資料として注目すべきものがある。これによれば、当時本家の職分には、支配人のもと書翰筆役・台所役・大払方・小払方・家賃方・普請方があり、これとは別に吹所があった。以下内容につき概略をのべる。

まず巻頭において、改正勤方帳を厳守すべきことを申し渡し、つぎに「勤方諸仕格」において、店内諸規則を述べ、各持場における泊番の定位置を明示している。二つの穴蔵の上に一人宛支配方役頭が寝ることもその例である。外出については大戸門限にはじまり細部にわたり定めている。火の用心については火元取締責任者を示し、出火の際の処置を述べている。子供の取扱いについて種々定を設けているが、その中に、子供の履物は預り役の手代が整えてやること、他人の履物を履くようなことは家風を疑われると厳しく戒めていて、子供の養育に対する細かな心遣いが見える。このほか有能な子供の抜擢の途を開き、手代役適任の子供は新古の別なく手代に取り立てることを述べている。

つぎに茶の間および洗濯場への出入制限。下男下女の休日および仕事など。触書に対する処置。手代は支配人を助け手落ちのないようにすること。病気欠勤に際しての注意。食事の一斉給付。

以上が「勤方諸仕格」の総則に当たる部分で、これについて次の三項目がある。

別家心得箇条 (イ)別家泊番が欠勤するときは次番の者にことわること。用向きがなくても詰め居ること。(ロ)相談事の集まりに遅参しないこと。(ハ)諸事要務は内談のうえ、主人たちに相談すること。(ニ)願い出のことにつき、別家中で決裁のつくものは速やかに議決すること。これらのことは後述の「分与別家式」などととも別家を理解するうえの好箇の資料である。

支配人の勤務心得箇条 (イ)手代の勤務状態監督、諸勘定改め、人事の公正なる措置、手代の能力を判別して、役替え配置などに支障のないようにすること。(ロ)支配人は惣メであり、手代の模範たるべきである。(ハ)諸店用状は内見のうえ、主人に見せ遅滞なく返書を差し出すこと。付則として、諸店来状で各店支配人自筆のものには、他見を憚るものがあるから、その返信は当方支配人の自筆とすること。諸向用状への返書文案は支配人が作成すること。遠国店の経営については書談によるだけであるから慎重を要すること。このように遠国店の掌握に意を用いた文言がある。

書翰筆役心得箇条 (イ)定例の書状類を手抜きなく準備のこと。付則として、表向書状の披見。重要帳簿は変更あり次第記入し、特に付届帳の記載には手違ひのないようにすること。出状

・着状など入念に控えること。主人留守の節は取次帳へ記載のこと。事務多忙の際は支配人に届け援助を受けること。(ロ)諸方からの付届けに対しては手代応対のこと。(ハ)諸音信・贈答はすべて早々に主人へ報告のこと。今迄これは実行されていないとして戒めている。

つぎに、「勤方帳」の後半部をしめる「勝手方しまり諸仕格」の主な内容を拾うと、奥蔵・泉蔵の取締規則、飯米について台所役の仕方方法、台所世帯方買物についての諸規則、大払方勤方心得、小払方諸心得とつづき、木綿端物糸類の勘定、紙類消費規則、進物ならびに到来物についての規定、洗濯についての規定、薬料についての規定、飲酒規定(月に六日)、食事についての規定(献立、食事時刻、出火の節出役に対する心遣い、主人用務で他出する者への心遣い、病人食の手続)、入浴の定(時刻、順序、男女混浴の禁)を列挙している。これらの箇条は、店の会計から手代の生活に関する細かな事項にわたっている。

これにつづいて「田嶋仕格之事」を記し、「吹屋仕格」・「家賃方普請方仕格」についてはのちに制定すると述べ、結びとして忠勤に励むことを論じている。

さて宝暦十一年八月にいたり具体的な「家賃方普請方仕格之覚」が制定された(資料二四参照)。これは享保・元文期の急速な抱屋敷の増加を背景に、借家の管理を推し進めたもので、住友の借

家経営はもとより当時の借家制度を知るうえでも貴重なものである。<sup>⑧</sup> 家賃方に関する項目では、借家画面や帳簿の作成、借家毎の個別的収支の把握、家賃の収取、家守の職務などを規定している。また普請方は住友のすべての普請を担当したが、<sup>⑨</sup>ここでは借家普請の規定が多くを占め、借家経営の一環としてその職務が位置付けられたことがわかる。

「吹所勤方諸仕格」も宝暦十一年末から翌年初めにかけて制定されたと推測される(資料二五参照)。日常の業務に即した詳細な規定で、吹所の職人や設備・資材の管理に手代が励むことを求めている。前述の吹所に関する家法を合わせ見れば、改革の原則が吹所の主導権を職人から手代のもとに掌握することであったと判断される。<sup>⑩</sup>

#### (十) 分与別家式

宝暦十年十二月の「分与別家式」<sup>⑪</sup>は別家する者に対する特典や義務を定めたもので(資料二三参照)、前述の別家の規定を拡充させている。特典としては、家督銀や普請入用銀、一定期間の世帯賄料、店開きの節の諸道具料、婚礼賄料等の贈与、開業時の無利足一〇年賦の貸付金等が挙げられ、義務としては別家の後二か年の間に家業を撰び、本家の指示をうけて店を開き、毎年勘定

改めをうけること、住所・出店等の所在地を本家に届けること、縁組は本家の指図をうけること、本家へ毎日詰め、本家相談寄合には必ず出席すること、別家中は万事別心なく相談すること、別家を申し付けられたときは一札を差し出すこと、などを列挙している。また都合により後輩が先に別家することがあっても、席次は先輩が別家したときは先輩が上席であること、両家(本家・豊後町家)別家の序列は在勤年数に拘らず勤功の軽重によること、別家の相続について本家は意を払うが、不都合があるときは屋号を取り上げ出入りを差し止めること、などを規定している。江戸中橋店の支配人や長崎店支配人、その他の手代も勤功によって相応に対処すると述べている。なお別紙として、別家を申し付けられた際、主家に差し出す誓約書の雛型を載せている。誓約の項目はおおむね前述の別家の義務を繰り返し返しているが、ほかに主人に障りあるような家業をしないこと、本家が万一衰えるようなことがあれば別家が援助すること、を記す箇条もある。しかし別家式ならびに別紙それぞれには友俊自筆の後書署名書判がある。

註

- ① 友俊の事歴については、竹安繁治「入江友俊私記」
  - ② 『泉屋叢考』第拾九輯「近世住友の吹所の研究」付録所収。
- (『ヒストリア』第九号 昭和二十九年) 参照。

- ③ 吹所の業務については、『泉屋叢考』第拾九輯「近世住友の吹所の研究」参照。
- ④ 山本新田の入手と経営については、『泉屋叢考』第拾五輯「近世に於ける住友の不動産業」、宮本又次「山本新田と住友家」（『住友修史室報』第一五号 昭和六十一年）参照。なお山本新田の名称は、山中・本山の姓に由来する。
- ⑤ 中橋店の営業については、『泉屋叢考』第貳拾壹輯「近世後期住友江戸両替店の創業と経営」、浅草米店については、『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」参照。
- ⑥ 『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」四八頁。
- ⑦ 「家賃方普請方仕格之覚」は「勤方帳」の後半「勝手方しまり諸仕格」と「田畠仕格之事」に挟み込まれるかたちで収録されている。「家賃方普請方仕格之覚」の紙質は「勤方帳」本文と異なり、紙型も若干相違するので、この部分のちに綴じ込まれたものと判断される。
- ⑧ 抱屋敷の増加や借家経営については、『泉屋叢考』第拾五輯「近世に於ける住友の不動産業」参照。なお享保元年五月の家守心得が同書六―八頁に収録されている。
- ⑨ 普請方に対しては宝暦元年閏六月に大工納屋に大工・日雇の常駐を停止する申渡しがあるが、これは経費節減のためであろう。
- ⑩ 『泉屋叢考』第拾九輯「近世住友の吹所の研究」六五頁。
- ⑪ 「分与別家式」には明治後期に住友本店文書課で新たに表紙を付けた別本が残っている。これは、本家・別子支配人のみならず江戸中橋店・浅草米店・長崎店の各支配人や本家元方・大払方・銅山元方等の手対を对象とした別家規定となっているが、友後の署名がなく、また加筆・訂正部分もあって、実施の有無が未確定なため、付録には収載しなかった。



## 五 寛政・享和期の家法

この頃住友は苦難の連続であつて、天明五年（一七八五）以来別子銅山大涌水の処理に追われ、天明八年の京都大火では抱屋敷二か所全焼、一か所半焼の被害を受け、さらに寛政三年（二七九二）十月の大坂大火により抱屋敷延焼一五か所に及び、翌四年五月また大火に見舞われた。また江戸では寛政元年の棄捐令によつて札差業を営んでいた浅草米店に夥しい損亡金があり、別子銅山の飯米として幕府から支給された買請米の代銀も、寛政九年からは割引が廃止された。

住友家では、天明元年家督を継いだ七代万次郎（のち万十郎）友輔ともすけが病弱であり、寛政四年に跡を継いだ八代吉次郎友端ともはしも幼少であつたから、實質的に隱居の友紀ともりのり（六代吉左衛門）が家政を差配していた。

さて寛政十二年、友紀は本家支配役義助・真兵衛らと謀りながら、別子銅山を中心とする家政改革を断行した。このときに当たり家風を正し、家業の振興と財政の挽回を期したのである。まず友紀は本家支配役に宛てた直書のなかで、世間に対する住友の体面を配慮しながら、手代が正

道に精勤するよう強調している。そして本家・吹所の諸事については、それぞれの支配人・頭役が相互に監督協力しあうことを命じ、大坂における改革の方針を示したのである。

この主旨に基き「本家勘定場張紙」<sup>②</sup>が作成された。火の用心や儉約、行儀を正すことなど前代の家法につながる項目が多い。そのなかで特記すべき項目について述べると、役場終了後は無為に時刻を過ごすことなく、主家の益不益につき話し合うこと、年若い者を侮らず、また年上の者を敬うこと、子供の養育については人柄よく育つよう注意すること、儉約のこと、衣類が奢侈にならぬようにすること、支配人・役頭など我意を立てず熟談し、また手代も新古の別なく意見具申をすることとし、上役が思うままに振舞うことを戒め、多くの意見を聴こうとする意図が見られる。この張紙の内容は、現存する寛政十二年七月の「掛板」と箇条数や文言に違いがみられるが、全体の趣旨に大差はない。右に述べた諸項目も「掛板」の第九条に、礼讓を本とし儉約を守り、若輩を侮らず先輩を敬い、相互に良くない事があれば意見し合って朋友の道をつくし、暇な折は事の益不益を論じ、また子供の養育に心掛けること、としておおむね集約されている(資料二六参照)。

なお江戸の中橋・浅草両店に対しても、前述の友紀の直書に久右衛門に吟味を命じたことが見

えている。この改革が、別子銅山はもとより本家・吹所さらには江戸両店におよぶものであったことが窺われるのである。

別子銅山では、大坂から仕入のために下す現銀の額が寛政後期に増加しており、しかも寛政九年からは買請米代銀の割引価格が廃されて実質的値上げとなり、大坂本家の資金繰りが悪化していた。しかるに端なくも銅山支配人李右衛門の勘定疑惑が発覚するにいたり、それを契機として別子銅山支配人の更迭、勘定改めの強化、儉約などの一連の改革が推し進められた<sup>③</sup>。

この時本家から種々銅山改革の条々が下達されたが、その第一に寛政十二年九月の友紀・友端連署による惣手代あて申渡書<sup>④</sup>がある。それにはこの度銅山仕法改正に至った次第を述べ、老若を問わずどしどし意見を具申するように求めている。

さらに同月「改正仕法書」の前書きにおいて、今回の銅山不始末の因となった銅山勘定の総括を支配人の一存に任せる習し(部屋勘定)の廃止を宣言し、ついで定として数か条を掲げている(資料二七参照)。その主なるものの趣意を記して見ると、

一部屋勘定は今後元締共立会いの上とくと相糺し、総勘定を組み立てること。支配人始め元締共が奥書署名捺印をすること。

一 二季勘定改め立会いとして、本家から毎春名代一兩人差し遣し、改めのうゑ奥書調印のこと。もつとも七月限の勘定は立会人は派遣せず、毎春二季分一緒に改めること。

一 この度諸役所向の仕法を掛板に記し申し渡すので、一統堅く守ること。

一 今後支配役の者が休息を申し付けられ、後任者に引継ぐ時は本家から立会人を派遣する。

一 旧例通り勘場へ投書箱を設置し、大坂から毎春差し向けた名代にこの箱を持ち帰らせ、主人が見たうゑでその書面の考えに従つて評定すること。

このほか総手代の小遣金の増額ならびに積立金のことなどがある。これによつて明らかであるように銅山支配人の権限は著しく削がれ、本家の嚴重な管理をうけるに至つた。また財政不振の節の小遣銀の増額、積立金制度を設けたことは一見矛盾するようであるが、支配人による恣意的貸借を排することに重点が置かれたようである。小遣銀の取越しまたは立替えなどによつて生ずる銅山財政の混乱を防ぎ、今回のような不始末を防止しようとしたものであろう。

銅山側では前述のような経過で、九月二十一日に「改正仕法書」・「惣手代中へ被仰渡書」の写が勘場はじめ諸役所(銅山各事業場)に渡され、これにもとづき掛板が定められた(資料二八参照)。この頃の事業場は勘場・鋪方・吹方・新居浜口屋・立川中宿・炭方に分かれ、勘場の支配人が全体

を統轄し、これに次ぐ元締二名が新居浜口屋と勘場に、その他の事業場には役頭と呼ばれる責任者がいた。以下これらの掛板の主な点を順次述べることにする。

#### 勘場

勘場は銅山における統轄事務所である。第一条に、公儀法度の条々ならびに別子銅山の掟を特別堅守すること。これは定例文言ではあるが、公領としての別子銅山の性格をよく表している。また家法の遵守を規定している。第二条には、惣手代の面々は重役を敬い、銘々役儀を大切に守り、稼ぎ方出精致し、家事の益費を勘弁し一統和融精勤することとあり、総手代勤方の根本的心得を示している。ついで第三条のなかに、すべて役頭の者我意をつのらせず、熟談のうえその時宜に随い相計ることとある。相談により事を進めることは、前述の享保六年（一七二二）「予州別子銅山江家法之品書」の第五条付則に金銭の貸借は手代相談すべきことを定めており、また寛延三年（一七五〇）「別子銅山惣手代心得」の第六条にも見えている。第九条は、医師は人命にかかわるものであるから、療治が未熟かあるいは不人情な者は下々まで難渋に及ぶので、交替させること。第十条は、病人には心を付け、薬を服用させ、籠略なく取り計らうこと。これらの思い遣りの精神は前述の宝永四年（一七〇七）の家法書のなかに明瞭に表れていることであり、寛延三年の惣手代心得のなかに、手代病気の節は親切にすべき旨を述べている。また第十一条但し

書きに重役は依怙の人事をせぬこととあり、これも一貫した考えである。第十二条に、手代・子供は、山内の小家へ猥りに出入りし親しくしてはならないとあり、一見不人情のようではあるが、公正を期す勘場の性格上当然の規定であろう。第十三条は儉約のこと。第十四条は賭け事の禁止。第十五条、手代共は役用が済み集まった時、学文を心掛け謡などは格別、不用の嘶などに時を過ぎさず、家職の益費を論じ役儀に励むこと。前述の「本家勘定場張紙」のなかにも見えているように、この家運隆替の重大時期に手代共に望むところが大きかった。このことは他の各事業場の掟にも見えているところである。第十六条は火の用心。これも定例文言であるとともに重要事項であり、後述の各事業場の掛板にも示めされている。

#### 鋪方

鋪方は鉾山の採掘現場を受持つている所である。第一条に、鋪内は銅山第一の場所であるからとあり、最も大切な所とされた。そこで坑内の整備ということをまず挙げてゐる。すなわち同条のなかに、銀切ならびに鉑切庭(場)その外仕替え普請に万端念を入れるように命じてゐる。銀切とは坑道を掘削すること、鉑切とは鉑(鉾石)を切り取ることである。第二条、役頭の者は身持ちを慎むこと。吹方・立川中宿・炭方にも同趣旨のことがある。第三条は、鋪方手代一同が鉾石の善悪を見分けられるように習熟することを求めている。第七条、手先山留(鋪方の監督

技術者役人手子に常々鋪中の勤め方油断させないようにすること。第八条、不稼ぎの者がなく、う平日改めること、職もなく住居不定の者が銅山区域内に入り込むのを取り締まること。第十条、山法を稼人共が心得違いないよう兼々嚴重に申し付けること、もつとも稼人共願筋などがあれば、その理非差別なく不法の取計らいをしないこと、且つ末々に至るまで憐みを加え召し遣うべきこととあり、稼人に対しいわゆる恩威ならび行うことを示したもので注目すべき条項である。これは吹方においても述べられている。

**吹方** 吹方が鋪方に次いで重要なところであるのは、ここで鉑石を粗銅に製鍊するからである。第一条に、吹方の儀は大切な公物の取計らいの事であるから、古来よりの掟目通り心得違はなく堅く守ることとあり、ついで吹所の役頭・役頭脇の諸心得として、第二条に、たえず銅吹方の歩留まりを考え、原料や燃料に無駄のないよう、公益を考え手抜きなく勤めること。第三条の、銅山役人立会いで行われる銅懸け改めの節は静粛にし、稼人共に無礼のないよう申し付けることとあり、銅山における銅懸け改めの重要性を示している。第四条は、床前の儀は大切の場所であるから、かえつて稼人共出入り油断なく改め他所の者を決して入れないこと。吹方の特色のよく表れた定である。第五条、床前・焼竈・蔵々など大破に至らない内に修覆を加えるよう心掛

けること。第六条、役頭の者は床前のみならず竈方も精々相廻り、諸事指図吟味など致すべきこと。第七・八・九の三か条は吹所作業実際の指示事項で、竈方へ受け取った鉛石に悪しき品があれば、あがりざ上座(鋪方役所)へ申し達し遠慮なく指戻すこと、焼木その外買入れ品はなるべく頭役立ち会い、手抜きなく取り計らうこと、焼竈に詰める鉛の性質により焼木の割合を考え、寒暖の加減を特に心掛けること。第十六条においては、火の用心を大切にすること、特に風が立つときは床前ならびに山内を巡回し軒別に厳しく申し付けることとある。吹方は火の気を最も用いる所であるので、嚴重に注意している。

#### 新居浜口屋

ここでは粗銅の積み出し、銅山用物資の荷揚げを取り扱った。第一・第二の各条は御用銅の量目を正確にすることを強調したもので、御用銅を立川から受け取り、また大坂へ船積みする際の計量を嚴重にすること、御用銅の仕立方や船中取扱いに粗末のないよう船頭へ厳しく申し付けることとある。第七条には、新居浜口屋は銅山入用の諸色買入れの場所であるから、銅山・立川の在庫に不足のないよう、相場にも配慮しながら買い調えることとあり、これらは新居浜口屋の役目の一つでもあった。次の第八条は筋の通らない貸金を停止すること、すなわち、問屋向け買物代相当分の前渡しや舟持・馬持・日雇などの前貸銀のほかは、過分な金銀は決して



貸出さないこととしている。今回の事件に関連あることであり嚴重に申し渡している。第九条、金銀米の請払勘定は一か年に六か度に定め置き立ち会い改めること。第十条は、勘定役の者は金銀出入につき、一己の了簡をもつて取引は申すに及ばず、聊かでも利欲に迷い心得違いのないように、重役の者始め堅く慎むこと。これも今回の事件に関連して下されたものと思われる。

#### 立川中宿

銅山より御用銅を運び下し、新居浜から銅山用諸荷物を運び上げる中継所として立川中宿があつたが、この掟書はその特色をもつたものである。まず第一条において、御用銅日々運送につき、途中粗末のないよう取り扱い、路橋等の破損を改め、中持なかもち(運搬夫)に怪我のないよう取り扱うこと。第二条に、中宿は銅山諸仕入れ荷物運送場所であるとその任務を示し、諸色に不足のないよう役頭以下は心掛けること。第三条には、中持の者へ前貸しとして御米代銀の内をもつて貸し付けるのであるから、不稼ぎの者があれば村方へ掛合い取立てに及び、よく稼ぐ者共を手当すること。第四条、中持共に日々飯米を貸渡すにつき、山帰りが遅く夜に入つても、中持に都合がよいので紛わしいことのないよう念を入れ貸渡すこと。第五条、上下面々往來の節立寄りまたは一宿したとき、会釈がましき取計らいはしないこと。

#### 炭方

ここは吹所で主に用いる炭木の買入れに當っている所である。既に別子附屬の山林を

伐り尽くし、他領山の炭木を遠路購入していたから、まず第一条に、他領山を買い請け追々諸値段も高値に付ては、遠山の仕成し方いたって難しい時節であるので、勘弁を第一のこと。ついで第二・第三・第四・第五の各条は炭買入れについての諸注意であり、質の悪い炭では吹方入用もますます増えるので、炭質を吟味し買方に念を入れること。炭買入れの節は役頭脇の者が立ち会い能々見改め善悪取り計らうこと。手代共が交替で炭山や竈所を廻り、仕成し方油断なく改めること。炭掛役の者が不正の秤を使用せず、先規の仕法を壊さぬように堅く守らせること。第六条には、近年御林山炭木ならびに真木類まで伐り尽くし、雑木は生立つが良木の生立ち薄く、悉く他領山の仕成しであるから、不益の遣方能々詮儀を遂げ取り計らうこととしている。以下役頭の身持を慎むべきこと、役頭不在のときの処置、稼人をいたわること、賭け事の禁、火の用心など各職場と大同小異である。

別子銅山では改革の趣旨を承けて、寛政十二年「再為申替定」が勘場から各事業場手代中に交付された(資料二九参照)。主に手代相互間で取り交わされた音物・贈答などの制限を定めたものであった。ついで翌享和元年(一八〇二)二月再び「儉約并心得之事」を下した(資料三〇参照)。すなわち儉約の項においては、分に応じた簡素な服装、不益の雑役夫使用の戒め、手代上坂などの時

の賤別土産については従来の申替せの通りにすること、出張先での賄いは質素であること、毎年<sup>⑤</sup> 二季の有物受領の際の祝盃も簡素にすること、などを定めている。また心得としては、博奕など不正事の禁、日々の役用済みの後不用の外出をしないこと、但し書きとして暇ある者は学問に心掛け、特に鋪方役場の者は、坑内に入り実地の経験を積むこと、銅山の稼人は一体であるから、依怙蟲屑は絶対にしてはいけない、格式外の音物は決して受け取らないこと、稼人に物事を伝えるときは和かに合点の行くようにすること、諸役所帳面は毎日掛りの者が取り縮め、元締廻勤の節点検を受けること、木買入れの節の心得、炭買入れの時役頭も立ち会うこと、炭方貸米の調整を入念にすること、売場貸米は増し貸しにならぬよう注意すること、炭方通番の節は日役歩合を出すこと、中宿上下の貨物量は毎月銅山で改めること、出費に関しては入用の内訳を明白に毎日諸帳面に縮め改めを受けること、肴青物購入の手續、出店(新居浜)の日々勘定ならびに為替すべて元締の改めを受けること、新居浜の役頭は毎月一回中宿に行き諸帳面を改めること、元締は毎月一回炭方に行き諸帳面を改めること。以上のようなことを定めているのであるが、今回のものは手代・子供に対する儉約の箇条と、収支の点検を厳密にすることを主とした職場一般の心得とであつて、寛政十二年九月の諸事業場の掛板とともに経緯をなすものである。

また享和元年三月には前年改革のため下向した祐左衛門の達により、銅山手代中から儉約について請書として「覚」<sup>⑤</sup>を本家へ差し出している。内容は、年賀状差出し先の限定、一般諸音物の廃止、別子銅山の手代が上坂する際の土産や餞別の廃止を申し合せている。同年十二月には、ほぼ同内容の江戸別家中・手代の請書が本家に提出されており、年頭の祝儀などの制限遵守を誓約している(資料三一参照)。

以上、寛政十二年に行われた別子銅山を主とする改革一件と家法制定を概述した。これら一連の改革は、堅確と節儉と勤勉とによって難局を打開しようとするものであった。

註

①②④ 「予州銅山改正一件控」 架蔵番号一五―六一九

⑤ 寛政十二年「再為申替定」(資料二九)の第五・六

③ 改革の経過については、『住友別子鉱山史』上巻(住

条参照)。

友金属鉱山株式会社 平成三年) 第四章第五節寛政

⑥ 「覚」一六一六一―一三―四

十二年の銅山改革の項参照。

## 六 文化・文政期の家法

住友家では文化四年(一八〇七)に八代友端が嗣子なく没すると、京都の岡村家から養子を迎え、九代吉次郎(のち甚兵衛)友聞<sup>ともひろ</sup>として家督を継いだ。岡村家は扇師の家系で、住友家三代友信の子正以<sup>まさゆき</sup>が養子に入った遠い親類である。この間家政の実権を握ったのは依然として隠居友紀であり、文化八年に主人に銅山御用達の名目と住友の苗字の使用が幕府によって許可されたのも、彼の指示による運動が効を奏したものであった。しかし文化十三年末に友紀が没したあとは、主人友聞が弘化二年(一八四五)まで永きにわたって家政を主導した。一方事業の状況は、江戸中橋店で文化二年から両替業務を開始し、同五年に正式に本両替仲間<sup>①</sup>に加入したのをはじめ、文化十二年からは備中国川上郡の小泉銅鉛山(現、岡山県川上郡成羽町)を請け負い、文政十一年(一八二八)まで稼行した。<sup>②</sup>また文政元年から幕府の貨幣改鑄が開始されると江戸や大坂での新旧貨引替、文政二年には三井組とともに銅座掛屋を幕府から命じられるなど、幕府御用を果たす機会も増した。

しかしこの時期の事業が安定的に推移したわけではない。別子銅山では年ごとに遠丁深鋪(炭

などの調達地が遠隔化し坑道が深くなることが進み、炭木も他領山に求めねばならず、鉛石の歩付(銅含有歩合)も悪化し、文政八年には不意の涌水により甚大な損害を蒙った。重ねて出入りの諸家の用達金の元利が滞り、また大坂では文化十年に御用金の申付けがあり、そのうえ文政十一年には取引先の両替商錢屋弥兵衛の休業により銀繰りに詰まって居た際、折悪しく江戸の中橋店が一万両の融通がつかずに休店も已むを得ぬ事態に立ち至ったため、借銀により賄うより外ない有様であった。このような多難な時期に、本家はもとより別子・江戸の各店に対し度々儉約の定書が出されたのは当然であった。たとえば別子銅山においては、文化六年八月・文政八年四月に寛政十二年(一八〇〇)九月の掟書や享和元年(一八〇二)二月の「儉約并心得之事」について再確認がなされている。<sup>③</sup>このほか新たに稼行することになった小泉銅鉛山に下した定書も残っている。以下順を追ってそれぞれの定書につき概説する。

文化十一年六月には二通の「定」が出ている。一通(資料三三参照)は、いわゆる遠丁深鋪による銅山の苦境、銅の生産原価の値上り、諸家調達金の元利の滞納、幕府の御用金申付け等の理由により、以後五か年の儉約を令したもので、主人自ら率先して行うことを申し達している。文政十一年の儉約令に対して第一次五か年儉約令ともいい得る。またもう一通(資料三三参照)は、前述の

「定」に応じて末家中の音信・贈答・吉凶・饗応・衣服等にわたつての制限ないし禁止の事項を定めたもので、盆正月の礼装ならびに音物、法事の香料、嫁娶・養子の際の贈物、安産・元服等の差出し物、近火の折の見舞品等にわたっている。なお末家とは、前述の別家と同意で、主な手代が一定の年限を勤め上げ独立したものである。

文化十二年十一月の「定」（資料三四参照）は、小泉銅鉛山稼行に当り下した定書で、公儀の法度就中博奕の禁止、火の用心、男女の風儀を乱さぬこと、諸勘定入念であること、外出に際しての注意事項、前貸しの禁止、金銀両替米穀買入れなどにて隣村に手代を派遣の際は仲間をつけること、世帯方儉約のことなどを定めている。ついで文政元年十二月の「定」（資料三六参照）は、文化十二年の「定」を追補したもので、主な項目を掲げれば、毎日の出来銅鉛の処置を嚴重にすべきこと、諸色購入の手続きを確実にすること、前銀貸は無用のこと、毎季勘定改めの済まぬうちは諸帳面や反古の通に至るまで他へ流用しないこと、鉑石の買入れ、炭買入れなどは責任者立会いのもとに行うこと、普請は本家へ相談のうえ行うこと、山中の稼人に飯米など貸過ぎにならぬよう注意すること、鋪方以外の役場勤務の者も度々坑内に入り、その状態を知って損益を考えることなどを規定し、概ね別子銅山などに下した定書の条目と似通つたものである。

文化十二年十二月の「山法書」(資料三五参照)は、鉱山名は特定できないが、鉱夫や吹所大工などの勤め方を規定したもので、雇い入れ・解雇・日常の勤め方・喧嘩口論の禁止・公儀法度の遵守等に及んでいる。

文政七年八月の「覚」(資料三七参照)は「江戸店諭示書」といわれるものである。主人友聞が江戸両店の年少者の風儀の宜しくないことを聞き、頭役の者の年少者に対する躰の重要性を懇ろに説いている。当家の風俗は古来の伝統によっており、「親共有之身分之者は、当家之風俗懇望ニ而、勤も為致、能き人ニ成行候事頼ニ可存所」と述べて、世に信望ある自家の家風に対する信念を表明している。

文政八年五月の「掟」(資料三八参照)は、江戸中橋・浅草両店に掛札として申し渡した「掟」であって、中橋店一九か条、浅草店一四か条である。<sup>④</sup>ともに江戸店の特色をよく表しているが、まず中橋店の条項の大意を列挙すれば、

第一条 公儀法度の遵守、賭け勝負の禁止。

第二条 出入先諸家に対し、取扱い方の軽重差別あること。

第三条 出入先諸家の役人に対する接待法。



第四条 出入先諸家の金銀受取りについての諸注意。

第五条 火の用心。

第六条 門限点呼。

第七条 非常時の重要書類の持出しならびに家人の役割。

第八条 手代・子供の奉公年月数を請判帳へ記載し置き、必要に応じ本家へ報告のこと。

第九条 元服後三か年は子供同様と心得ること。

第十条 店の責任者ならびに名代のほかは袖以上を着用しないこと。

第十一条 店責任者の私印乱用の禁止。

第十二条 毎日の勘定を糺すと同時に、毎月両店(中橋店・浅草米店)相互に立会いのうえ相改め  
るいし。

第十三条 土地の購入ならびに家屋の新築・改築はすべて本家の許可を要すること。

第十四条 貸付金は高額にしないこと、および小口無利息貸付金の制限。

第十五条 出入先諸家の臨時融資依頼については本家へ問い合わせること。

第十六条 為替請取り方延引せぬよう配慮すること。

第十七条 諸家よりの扶持そのほか拝領物などがあつた際は、礼状差出しの關係上、早速本家に連絡すること。

第十八条 新規の出入先は作らないこと、已むを得ぬ時は本家によく相談をすること。

第十九条 出入先諸家の証文、取引先の証書類などは印鑑照合のうえ大切に保管のこと。

中橋店はすでに文化二年から両替業を開始していたが、掟にもその特色が表れており、一橋・田安などの諸家の金融を取り扱う關係上、それらの家の役人の接待法から合印の取極め、また名代の者の衣服を店の責任者と同様に絀以上のものとするを許していること、扶持方そのほか拝領物などがあつた際、本家から礼状差出しの關係上早々に連絡すること、など種々細部にわたる気を配っていることがわかる。

浅草店の掟の概要としては、前記中橋店の各条のうち、第一、第三、第五、第九、第十一、第十四条の一一か条と、札旦那(取引先の旗本・御家人)の判物類や諸証書類を入念に改め大切に取扱うこと、札差業のほかは出金を禁じ、利付の有利なものがある時は本家へ相談のこと、直印を大切にし定のほかは用いないこと、を述べた三か条である。しかして両店の掟に共通していえることは、得意先の性質上、その取扱いを丁重にすること、非常の場合の処置、両店相互に立会い

の勘定改めを行うことなど、金融を取り扱った店としての特徴がよく出ている。

文政八年七月の廻章(資料三九参照)は本家に対するもので、寛政十二年の改革の際に定めた「大坂予州御規定為申替ヶ条」のうち音信贈答や書通の制限の項を再確認するため出されたものである。

文政十一年七月の「定」(資料四〇参照)では、前述のように別子銅山の涌水や取引先である錢屋弥兵衛の休店の影響、さらには中橋店が困窮に陥り、一万両の融資を申し越し、やむなく借銀により賄う始末であることを述べて、同年八月から天保四年(一八三三)まで五か年間の儉約を令したものである。先の文化十一年六月の儉約令に対して第二次五か年儉約令ともいえる。文政十一年八月の「定」(資料四一参照)はこの儉約令の趣旨に基き末家の吉凶諸礼儀の簡素化を令したもので、概ね文化十一年六月の「定」(資料三三)と同趣旨のものである。

「家格録」(資料四二参照)は、文政十三年(天保元)六月に本家支配人貞助が末家となったときの規定を記したもので、表紙に「他見不許友賢」とあることから、住友友賢(のち十代吉次郎友規)の覚として作られたものであることがわかる。家督銀の交付法に前述した「分与別家式」の改訂が見られるほか、家督銀預金の際の利息の規定、年始・中元の礼のこと、中元礼の節麻上下着用の

ことなど、末家の妻娘は本家へ暑寒の伺いもなすこと、原則として末家老分席は本家・別子支配人に限ること、定紋付羽織は老分に限ること、中登り（京坂地方から別子・江戸などに勤務のため下っている者が途中で一時帰郷すること）の者で主人に面会するときには本家の支配人が同行のこと、但し別子支配人は例外であること、手代に転役申渡しなどときは支配人が付き添い主人のところへ出頭すること、本家支配人の予州江戸下向、別子支配人の中登りして別子銅山へ帰山する節主人は首途の盃をすること、末家中の法名（居士・大姉号）を墓石に刻することの禁止、服喪日数の制定、末家泊番の復活等々を定めている。当時の本家・末家関係を知る上の参考となる。

註

- ① 江戸両替店の創業については『泉屋叢考』第貳拾壹輯「近世後期住友江戸両替店の創業と経営」参照。
- ② 小泉銅鉛山の経営については、小葉田淳「備中小泉銅鉛山史―文化・文政の住友の稼行―」（『住友修史室報』第一四号 昭和六十年、のち『日本銅鋳業史の研究』思文閣出版 平成五年所収）参照。
- ③ 「御家法掟書」架蔵番号六―三―一四
- ④ 中橋店の家法については『泉屋叢考』第貳拾壹輯「近世後期住友江戸両替店の創業と経営」二〇―二三頁、浅草米店については『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」八五―八七頁参照。なお浅草米店の掟については、第十一条を含むか否かによって一三か条あるいは一四か条の両様に解せるが、本稿では『泉屋叢考』第拾六輯付録の翻刻に従い一四か条とした。

## 七 天保期の家法

天保期の別子銅山では、遠丁深鋪がさらに進行し、炭木や坑木を採る山が遠く、文政八年（一八二五）の涌水に没した深部の有力な坑道もいまだ湛水状態にあった。また鉱石の質も低下し、全国的な飢饉に米価をはじめ諸物価騰貴し、買請米代銀の上昇によつて金繰りも思うにまかせぬ状態であった。ここにおいて別子銅山に対して天保七年（一八三六）正月「改革議定書」を出すに至つたのである。<sup>①</sup>この改革の要点をかいつまんで述べると、家法の遵守や儉約の励行、諸勘定の点検を嚴重にすること、手代の意見具申を求めること、取替銀の原則禁止、出店の商物は一切大坂から下すこと、頼母子講の禁止、公費と私費の弁別などであり、付録として諸帳簿の改め方を掲げている。以上要するに、寛政十二年（一八〇〇）九月の改正に準拠して節儉と勤勉と諸勘定の正確な点検を命じたものであつて、緻密な配慮がなされていて、これによつて別子銅山の難局を打開しようとしたのである。さらに、手代の衆議にかけ、老若新古に拘らず意見を具申するようといつて、何等かの打開の道を探ろうとしている。

天保八年正月、住友は幕府に対して銅買上値段の値上げおよび買請米代銀の一五か年賦返納の両件を出願するに至った。このころ住友では、幕府の銅代銀の未払や、米価連年の騰貴に買請米代銀の上納に苦しみ、また江戸両店の得意先の武家諸家の困窮によって種々金繰りになやんだのである。しかも二月には大坂で大塩平八郎の乱が起こり、兵火により豊後町店ならびに抱屋敷三か所が類焼した<sup>②</sup>。かかる折であるから当然内向の緊縮はあるべきで、三月付をもって儉約令を下した(資料四三〜四五参照)。すなわち前記両件を幕府に出願するに至った経緯を述べ、出願の趣意に従って世帯方万端無益の失墜をしないように命じ、別に本家・吹所両所あてと末家あてとの申渡しを付している。

まず本家・吹所あてのものの主意としては、役場を明けて無人にしないようにすること、若年の者は外出を控えること、元服後三年間は子供同様に心得ること、着用物は役頭以下は紬に限り、袴は京嶋か葛布を用いること、子供の算筆・行儀がよくないので、精々教育すべきこと、である。この頃は大本店の風儀が弛緩していたようで、このことについては後述する天保十年十二月の「改革申渡書」のなかにも出ているところである。

次に末家あてのものの大意を述べると、益正月の礼装、法事の香料、嫁娶・養子の際の贈物、

安産・元服等の差出し物、近火の折の相互扶助、衣服等に制限を加え、儉約を督励している。同趣意のものは文化十一年(二八二四)・文政十一年八月にも出ている。

なお、服装に関しては本家の天保七年七月十日付の口達があり、手代の日傘使用を禁じ、衣服も分に応じたものを用いるように達している<sup>③</sup>。このような衣服の質素ということは幾度となく繰り返されてきたもので、この後も万延元年(二八六〇)七月に同趣旨の口達が出ている<sup>④</sup>。

天保九年閏四月には幕府は節儉令を下した。世は困窮に喘ぎ、住友も困難な経営を続けて、この八、九両年に凡そ二百貫目からの損銀となり、その対策として別子銅山より渡辺政右衛門を呼び寄せて相談するところがあつた。翌天保十年十二月当主友聞は「改革申渡書」を下し、これに従つて掛板が下されている(資料四六参照)。今この掛板の要点を列記すると、

一 支配人は主人の代理として、身を慎み使用人の善悪を糺し、依怙の沙汰のないようにし、信賞必罰を旨とすべきこと。

一 老分は毎日日本家に出勤し、支配人用向きなどにて外出の節は居残ること。

一 毎月一、六日に主人と老分・支配人が家事その外の用件を談合すること。

一 外出の際は必ず支配人に申し出ること。

一 内宅に無断で帰らぬこと、内宅帰宅の基準を定める。

一 役順ならびに格式。

一 吹所の役順格式はその役柄上、別個に概ね本家に準じて行う。

一 着用物は役頭以下袖に限ること。袴は京嶋・葛布を用いること。

一 子供の教育に心を配ること。

一 支配人の勤め方の善悪は老分が糺すべきこと。

当時は本家内の風紀が乱れていたようで、欠勤者が多く、夜帰店しない者や、無届けで内証の私宅へ帰る者がいた。奉公勤めの辛さもさること乍ら、相当な乱れ方であったことがわかる。ここに当主友間は家業不振の挽回は本家店内の風儀の引締めにあるとしたのである。この風儀の取締りに当って、掛板の第一に支配人の心がまえとして、正直の精神に基く信賞必罰を掲げ、掛板の一貫した精神としている。また続く各項中注目すべきは毎月一、六日に主人が老分・支配人と合議することである。

天保十二年八月になると再び本家・吹所両所に対して儉約令を下している(資料四七参照)。大意は銅山の稼行の苦境と資金繰りの困難を述べ、また主人自ら諸賄い衣服などにわたり儉約を励行



することを述べて、一同の節儉を望んだものである。特に衣服についての細かい注意が目立つ。これも幕府の儉約令の趣旨と相俟って定められたものであろう。天保改革が発令されてから、江戸・京・大坂にても嚴重に儉約質素が守られたようで、天保十三年四月に口達をもって本家・吹所あて儉約のことを達している(資料四八参照)。またこの後十月二十三日付にて本家から口達<sup>⑤</sup>が出ている。それによると、当年は一〇万斤からの減産の上に幕府へ陳情の銅買上値増しの件も何らの沙汰なく心を痛めている、この上はなお一層諸入費節減に勉めるとともに、万端粗略にならないように上下一致して、銅歩合が進み御用銅の定数が欠けないように願う旨のことが述べられている。

さて別子銅山については、天保十一、十二年と再度にわたり嗣子万太郎(のち十代吉次郎友規)が巡察し、銅山の経営や諸経費の節減につき考究するところがあつたが、さしたる改革の成果は得られなかつた。時あたかも天保十二年五月は老中水野忠邦が天保改革を開始した時期であり、その改革は庶民の日常生活の細部にまでわたる嚴重なものであつた。この時に際して住友も改革を行つたのである。その主とするところは天保七年の改革に準じていて経費の節減が主眼であるが、特に改められたところは手代中の着用物の項で、幕令に従い綿服一式に改められている。また別

子銅山支配人渡辺政右衛門は「覚」<sup>⑥</sup>を銅山手代一同に下している。それは過去における好況時の五か年の産銅成績と最近不況の五か年の成績、および天保七年より同十一年まで五か年の間の損益を示し、経費の節減を要望しその手段としてついに商人の入山を禁じ、また取替銀の禁止等を申し渡したものである。この取替銀は前年取調べの際もかなりあり、天保十二年になって一層増加していて、銅山経費に支障を来たすようなことになっていたらしい。また天保十二年五月には寛政十二年九月の掟書・享和元年（一八〇一）二月の「儉約并心得之事」などの再確認がなされている。<sup>⑦</sup>

ついで別子支配方渡辺政右衛門・本家支配方三木佐右衛門から天保十三年五月付をもって「山中儉約申渡覚」（資料四九参照）、「内宅構心得方申渡書」（資料五〇参照）を下し厳守すべきことを達した。前者には同年四月付松山表からの「山中江申渡」が附属しており、その遵守を命じている。「山中儉約申渡覚」では、着用物は一切綿服に限ること、所持品・建具にいたるまで規定以外のものは使用しないこと、多人数寄り合い酒宴など催さないこと、神事ならびに祝いごとにも簡素にすること、音信贈答一切無用のこと、博奕・諸勝負を堅く慎むこと、火の用心、忠孝礼儀の道を教え学び家内睦くし、稼ぎ方に出精すること、等々が記され、「内宅構心得方申渡書」では、銅

山手代中の家内の婦人の服装を質素にし、節句・神仏事も簡素にすること、を記している。実際幕府の天保改革における儉約質素の令は嚴重を極めたもので、違反した者は処罰された。このような状態下にあつて、本家は当時銅山経営の金繰りの施策尽きて、ついに幕府に対し銅買上価格の値上げ方を歎願したのであつたから、幕府の実況調査にそなえて充分の儉約の励行を必要としたのは当然である。そのため「山中儉約申渡覚」においても、是迄と違い嚴罰を蒙るかも知れないので、心得違いのないよう役場や山中の主だった者から注意すること、もし違反者が出れば役前の者へも咎めを申し付けると述べ、一方「内宅構心得方申渡書」にも、もし違反した者がいれば、当地住居取抑えになる旨、内々本家表方より掛合いもあるとあり、今迄にない嚴しい文言となつている。

このように多年の努力にもかかわらず、銅山の經濟の困窮は挽回できずどん底にあつた。ここに住友は連年の嘆願もその功を見ず、ついに重大決意をするに至つた。すなわち天保十四年閏九月当主友聞は嗣子万太郎を別子に下し、休山の決意を支配人に伝えた。そしてこの決意のもとに最後の試みとして「改革法」の手立てを内示した。支配人はまず申渡書を十一月付で元締・役頭あてに下して、各職場の仕事の指示などをしている。また同月付をもつて元締・役頭ならびに本

役に宛て申達を下し、勤め方の日常心得を述べている。その主な点を列記すると、銅山経営の継続が危ぶまれる中で、外見にかかわらず質素節儉して仕事に励むことを説き、手代遣銀はもとのままにすること、大坂に登るとき土産や仕事初めの祝儀、吹祭のときの祝飯、式日の祝盃・酒飯などの儉約を命じつつ、各自真剣に職務にとり組むことを論じている。

ついで十二月になり支配人から元締・役頭に「改法申談書」なるものを下した<sup>⑨</sup>。これはこの度の銅山改革を断行する手だてになるもので、休山も決意で銅山の諸経費の節減および整理法を主として述べたものであり、種々改革の要点を示したのち、元締・役頭等の意見をきいている。かくてこの改革は途中里中持との間に多少もめ事があったが、それもやがて解決し改革もすすんだ。また十一月には諸行事の簡素化について「申達之覚」を出して戒めている<sup>⑩</sup>。

以上一応改革は一段落を見、天保十五年（弘化元）正月口上書をもって「去暮山中一鉢賃銀并に貸物改法一山諸仕成改革申渡」をした旨、銅山番所に届け出た<sup>⑪</sup>。

前述の如く住友においては、天保七年以来具体的な銅山改革の手立てを続けて来たが、目立つ効果も挙げらず天保十四年末に至りついに思い切った改革を断行したのであった。しかし本家の困窮は日に増大するばかりで、この時に当り本家支配人三木佐右衛門・老分鷹藁源兵衛等の忠諫を

得て、友聞・友視は節儉を履行し、さらに本格的財政立て直しへの努力が始まるのである。

註

- ① 「改革議定書之写」 架蔵番号一六一六一五―一
- ②③ 「年々諸用留」 十四番
- ④ 「年々諸用留」 十五番
- ⑤ 「御口達之覚」 一六一六一五―八
- ⑥ 「元々役頭本役申請書名印誌」 一六一六一五―二
- ⑦ 「御家法掟書」 六一三―四
- ⑧⑨⑩⑪ 「一山改革法立雜誌」 一〇―一―二二

## 八 幕末期の家法

この時期は、住友家では十代吉次郎友視、十一代吉次郎友訓（ともりのり）、十二代吉左衛門友親（ともちか）の時代にあたる。友視は弘化二年（一八四五）、その子友訓は安政四年（一八五七）に家督を継いだ。友訓が元治元年（一八六四）に急逝したので、翌慶応元年（一八六五）友訓の実弟卯之助が養子先島屋から復帰し十二代となった。

天保末の最悪期を脱した別子銅山では、弘化二年に御用銅値段の値上げが実現し、嘉永三年（一八五〇）には有力な掘場であった三角（みすま）の湛水が排水されて採鉱高も増大した。しかし安政元年十一

月、同二年四月の地震後に涌水が増加し、再び苦境に陥った。

このような時期に別子銅山においては、手代に対ししばしば寛政以来の諸家法の再確認を求め、また度々儉約令が出されている。以下年次を追って概略を述べることにする。

先那天保十四年（二八四三）の改革につづいて弘化四年十二月には、前述の寛政十二年（一八〇〇）の御掟掛板や享和元年（一八〇一）の「儉約并心得之事」および天保十四年一山改革法立を再確認せしめ、各人から署名捺印をとっている。<sup>①</sup>その後記に「多人数之内追々古輩引退、新輩之方二御家法不心得人物有之ニ付、今般改而被仰出候」と述べている如く、世代交替のなかで兎角弛みがちであったらしく、嘉永三年七月にも同様のことを繰り返している。安政四年には別子支配人交代に当って従来の諸家法を再確認せしめ、天保十四年以来中止していた積立金制を復活して一同の励みとしたのである。文久三年（二八六三）正月にも同じく前記家法の再確認が行われた。

文久三年三月に別子銅山の手代に対して、「手代中妻合一條規定書」を下している（資料五四参照）。これは手代の結婚に関する規定で、別子銅山の手代は本役になって満二年になれば非公式に妻帯を認めること、および正式に結婚を許される時までの種々の制約を定めたものである。それに対して慶応元年閏五月の追加ではさらに制限が緩和されて、本役になり次第妻帯を許し、実家相続

や他家養子でも自身が困窮にならなければ、見習のときでも元締場で認めれば差し支えないという大幅な緩和がなされた。かように漸次制約が緩和されたのは、山深い銅山勤めには慰みもないためであり、また「禁制之銅山立川諸炭方其外御配下野卑成婦人懸り合等」にて山内の風儀を乱さないためとされた。

元治二年(慶応元)正月には別子において、支配人から博奕・諸勝負の禁止を嚴重に申し渡している。条文の中にもあるように、当時は「於当御銅山は諸国悪党入込之場所ニ而自然幣風(幣)ニ流れ(幣)ていたらしく、毎々嚴重に禁じていたがなかなか止まなかつたらしい。<sup>②</sup>

さて大坂では、安政二年六月に儉約申渡書を定めているが、これはこの月嘉永二年以来停止していた銅座掛屋を再び仰せ付けられたについて、この時を期して今迄の財政の窮乏を挽回せんとして、儉約を第一義として台所勤め方および一般心得方や、別紙として別家の儉約方を示し一同の奮起を促している(資料五一・五二参照)。以下各項目中特色あるものの大意を述べて見よう。まず台所方の心得として出入商人に対する注意から経済のことに及んでいる。第一条においては銅座掛屋業務を再勤することになったので、台所が手薄になるから掛りの者はなるべく席を明けないうようにし、無用の商人が入り込まぬようにすること。第二条は商人は新規の者を入れぬこと。

第四条では新規の買物はなるたけ止め、流行を追わぬこと。次に一般的心得として第六条に諸方の付合、親類中とも改革中の五か年間は音信贈答を断ること。第十五条に昇転役の時は後任の者に確実に申し送ること。第十四条、諸屋敷向の調達金は止めること。その理由として武家諸屋敷の財政逼迫が応々貸付金の回収を不能に陥れることを掲げているが、よく時勢を反映しているものといえよう。次に吹所について第十二条に吹所は預り銅もあることゆえ、なるたけ外出しないこと。特色ある事項として第十三条に別家と疎遠にならないようにすること、というのがありますが、これは別紙の別家の待遇・義務を定めたものとも関連があり、また第十六条においては主家の遣銀についても相談のうえ定めるようにと述べている。後書において、「右之外不為筋者心附次第被申出度、何分此度共格別厳法相立候様、精々可被申合候事」と述べており、積極的な改革を目指していたことが知られる。

文久元年には幕府から五か年間の儉約令が出ている。これにもとづき住友でも文久二年十一月には口達として儉約が申し渡された(資料五三参照)。その趣意は年中諸礼の服装を簡素にし、仏事など手輕にし、音信贈物など無益の失費をしないことなどである。さらに慶応元年十二月本家・吹所詰合中に対して、在勤者の勤務心得を達している(資料五五参照)。当時は在勤の手代の外出が



繁く、店の席を明けがちで、朝も遅く帰店し、また病気を申し立て半年ばかりも引き籠りがちの者も出る始末に、嚴重に従来の規約を守ることを申し渡したものである。

慶応四年三月には、本家および吹所あてに支配方から男女風儀に関する口達が出ている。<sup>③</sup>

江戸では、慶応三年二月に本家老分今沢卯兵衛の名にて中橋店・浅草米店に改革議定書が出された(資料五六・五七参照)。中橋店は文政年間から経営難となり、嘉永二年に両替店を閉鎖し別子銅山関係の交渉窓口として存続した。<sup>④</sup>その後両替業再開への動きもあつたが、安政二年の震災、その後には賊難、慶応二年の暮には類焼と災厄が重なり、非常な困窮に陥ち入った。この間浅草米店から本家への貢金が中橋店に対する補助金に振り替えられていた。両店の改革議定書では、掛板条目等の遵守、火の用心、博奕・諸勝負の禁止、諸帳簿を正確にすること、接待の簡素化、非常の際の心構え、徒党がましい行為の禁止などを定め、共通する項目も多いが、特に注目すべきは、中橋店への補助金は本家から下すことに変更し、浅草米店に対しては年間一〇〇〇両の貢金を本家へ送るように命じたことである。ここには、本家が江戸両店を直接把握しているこうとする姿勢を読み取ることができる。また箇条中に「諸事町嚙柔和成様可相心得事」とあるのは、特に改革期にあたって深慮あるものといえよう。

註

- ① この段の記述は「御家法掟書」架蔵番号六一三―一四 以下中橋店の経営難については、『泉屋叢考』第貳拾壹輯「近世後期住友江戸両替店の創業と経営」参照。
- ② 前掲「御家法掟書」
- ③ 「諸用留」五一五―一二

## 九 明治維新期の家法

維新の混迷のなかに、慶応四年(明治元、一八六八)正月幕領にあつた別子銅山は松山藩から土佐藩の管理下に移り、大坂の吹所・銅蔵も薩摩藩によつて封鎖された。翌月吹所・銅蔵は封鎖を解除され操業を開始したが、別子銅山の稼行継続は不安定なままであつた。別子支配人広瀬幸平は新政府に別子銅山稼行の継続を嘆願し、三月には当分の間継続を許可された。

このような中に早くも改革の歩を踏み出した住友では、同年七月に家政改革を実施して、将来性のない江戸両店を閉鎖し、別子銅山を経営の第一の柱とすることを決定し、主人と従業員が当座守るべき事項を「御主君御事務」「銘々共御事務」として取り決めた。<sup>①</sup> 翌明治二年には「御一

新之御趣意を重んじ御家改革之規則」「御改革月給定」をもつて、官制にならつた等級・月給制を採用しようとしたが、時期尚早として本家重役の反対にあい、実現しなかつた。この頃政府の保護を失つて銅価の下落は著しく、しかも米価の未曾有の騰貴にあえいだ住友は、明治三年七月給料減俸を申し渡した。六年にはさらに大阪の本家において種々店内施設および諸規則に一大改革を行つた<sup>②</sup>。初めて等級・月給制を実施するとともに、従来の店内の机や照明具を洋式化し、出勤時間を定め日曜日とした。

しかして、明治九年八月「本家第一之規則」全一〇か条をもつて事業の大綱ならびに家長の権限責務を明示した<sup>③</sup>。第二条「予州別子山ノ鉦業ハ重大ニテ、万世不朽我所有スル不動産ニテ、他ニ比スナク、後来ノ利害得失ヲ謀リ、勉励指揮スル事」、第三条「諸出店ハ、時勢ノ移換ニ随ヒ、興スモ亦廃スモ其会計ノ概算ニヨリ、臨機ノ所分スル事」など重要な箇条は、その後の家法にも受け継がれていった。

一方、明治五年三月、主人友親は広瀬幸平を伴い別子銅山を視察、四月には別子銅山において二通の改革申渡書が出たが、一通は銅山における生活様式の改革を、他の一通は銅山の業務上、組織上の革新を定めたものである。ここで最も注目すべきは、いままで銅山には家族を連れるこ

とが許されていなかったのを、銅山関係の雇人全般に家族を銅山に呼び寄せることを命じたのである。その後書に「右改革之方法ハ、人タル者夫婦同食同寐、苦辛モ亦同然タル事公法也」とのべている。

明治六年一月友親は住友惣雇人に係る規則一一か条を下した(資料五八参照)。その主なもの大意を述べると、朝廷の御趣意を遵奉すること、山業の盛衰は雇人一同の精惰にかかること、鉱夫を厚く保護し、稼ぎ方を怠るときは戒め、諸事公平に取り計らうこと、上級者の言であっても不公平なことは道理をもって温和に議論すること、上下礼讓を重ずること、上下を論ぜず家業に就いて有益のことは速かに献言し、悪弊は直ちに除去すること、上等以下の者諸事専断にならないこととあつて、改新の氣溢るるもので、従つて信賞必罰の氣がつよく出ている。

同年三月、別子鉱山においては第一号から第十号にわたる「布告」を出しているが、雇人の身分待遇、事務上の革新、年中行事の改革等々、別子鉱山にとつて重大なものであつた。とりわけ身分待遇および事務上の改革は画期的なものであつて、第二号「手代分仲間江布告」をもつて等級・月給制を採用し、その後書に「新古老若之無差別、有能之人物者其等ヲ越工撰挙可致候」とあるように、有為の人材を抜擢しようとした。そして事務上においても確實・衆議・迅速を旨と

して銅山の一大革新にのぞもうとした。

その後、銅山においてもたびたび諸規則の発令を見たが、明治十二年二月には「大阪住友本店職制並規則」、「予州別子鉱山事務章程并規則」が相ついで出された。そこに表れている精神は公議を重んずること、慎重であること、専断を排することである。

かくして、明治十五年三月二十八日洋装幀の一九款にわたる「住友家法」<sup>④</sup>が制定実施された。その第一款は家憲であつて、家長は家業の隆盛を図るため以下の箇条を履行すべきことを筆頭に規定している。そして第一条に「政令」、「家則」の遵守を記し、第二条に「予州別子山ノ鉱業ハ万世不朽ノ財本」であり「益々盛大ナラシムル事」とうたい、第三条において「我営業ハ確實ヲ旨トシ、時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ、苟クモ浮利ニ趨リ軽進ス可ラザル事」としている。家長の義務を謳う家憲の冒頭の文言や、別子銅山を経営の柱とする第二条が維新以来の方針を受け継いでいることは明らかであり、第三条もまた「本家第一之規則」や第一章で述べた事業精神につながる内容のものであろう。

時の住友家総理人広瀬宰平は緒言の中につぎのように言っている。

二百五十余年慣用シ来レル良法ニ基キ、之ヲ今日ノ時勢ト人情トニ参酌シ、乃チ我住友家人

ト弁論討議シ、其ノ是認スルモノヲ編製シ、謹テ家長公ノ裁定ヲ仰キ以テ永ク我家法ト為スこの「住友家法」制定は明治初年より改革をつづけた住友において、一応地歩も固まり経営も軌道に乗ったときに行われた。すなわちそれまでに出た諸規則を整理補足し、集大成したものといえる。⑤そして二五〇年来の家法の伝統を継承しながら、これをその時勢と人情とに適するよう<sup>⑤</sup>に外装を変えたものに他ならないことを断言しているのである。

註

- ① 明治維新期の家政改革については、末岡照啓「明治維新期の住友(一) ―近代鉱業政策の成立過程と別子稼行権の確立―」(『住友史料館報』第二〇号 平成二年) 参照。
- ② 明治六年一月「御伺」
- ③ 「本家第一之規則」は中瀬正雄「住友家法の成立に關する一考察 ―その前駆諸規則を中心として―」(『住友修史室報』第一二号 昭和五十九年) に翻刻されている。
- ④ 『住友修史室報』第二二号所収。
- ⑤ 中瀬前掲論文参照。

付  
録

近世住友の家法・諸規則類

目次

一	宝永四年四月二十三日	覚	.....	一
二	正徳四年十月	覚	.....	四
三	享保六年五月	予州別子銅山江家法之品書(覚)	.....	七
四	享保六年五月	長崎店江下ス家法品書(覚)	.....	二
五	享保六年五月	宇和嶋銅山江家法品書	.....	二五
六	享保十五年十二月	掟	.....	一八
七	享保十七年六月	覚	.....	二〇
八	元文五年七月	掟	.....	三三
九	寛保元年二月	定	.....	三五
一〇	寛保元年五月	定	.....	三六
一一	寛延三年十月五日	覚	.....	三六

付録 目次



一二	寛延三年十月十三日	出勤・休日定	三〇
一三	寛延三年十月	定(本家豊後町両家永々之掟)	三三
一四	寛延三年十月	覚(別家中・支配人あて)	三四
一五	寛延三年十月	覚(本家惣手代あて)	三五
一六	寛延三年十一月	別子銅山惣手代心得	四〇
一七	(寛延三、四年)	覚(吹所あて)	四九
一八	寛延四年三月	覚(山本新田あて)	五一
一九	寛延四年六月十三日	覚(豊後町手代あて)	五五
二〇	寛延四年七月	覚(中橋店あて)	五九
二一	寛延四年七月	浅草米店心得	六〇
二二	宝暦十年二月	勤方帳(申渡覚)	六六
二三	宝暦十年十二月	分与別家式	六七
二四	宝暦十一年八月	家賃方普請方仕格之覚	六九

二五	(宝曆十一、十二年)	吹所勤方諸仕格	一〇一
二六	寛政十二年七月	覚	一三三
二七	寛政十二年九月	改正仕法書(定)	一三四
二八	寛政十二年九月	御掟掛板	一三七
二九	寛政十二年	再為申替定	一三九
三〇	享和元年二月	儉約并心得之事	一三三
三一	享和元年十二月	覚	一三八
三二	文化十一年六月	定	一四〇
三三	文化十一年六月	定(末家中あて)	一四三
三四	文化十二年十一月	定	一四四
三五	文化十二年十二月	山法書	一四六
三六	文政元年十二月	定	一四九
三七	文政七年八月十五日	覚	一五〇

三八	文政八年五月	掟	一五
三九	文政八年七月	儉約為申替	一五
四〇	文政十一年七月	定	一五
四一	文政十一年八月	定(末家中あて)	一六一
四二	文政十三年六月	家格録	一六二
四三	天保八年三月	儉約申渡書	一六六
四四	天保八年三月	本家・吹所勤方申渡書	一六七
四五	天保八年三月	末家中儉約申渡書	一六九
四六	天保十年十二月	定	一七〇
四七	天保十二年八月	定	一七三
四八	天保十三年四月	口達	一七五
四九	天保十三年五月	山中儉約申渡覚	一七七
五〇	天保十三年五月	内宅構心得方申渡書	一八三

五一	安政二年六月	儉約申渡書	一八五
五二	安政二年六月	別家中儉約申渡書	一八八
五三	文久二年十一月	口達	一九〇
五四	文久三年三月	手代中妻合一条規定書(六定)	一九一
五五	慶応元年十二月	口達	一九三
五六	慶応三年二月	改革議定書(中橋店)	一九四
五七	慶応三年二月	改革議定書(浅草米店)	一九七
五八	明治六年一月	規則	二〇〇

一 宝永四年四月二十三日 覚

〔別子銅山公用帳〕二番

亥五月廿五日出、与州へ書付上り候留

覚

一 其元御山之儀、年々焼木・炭・板・柱其外何ニ不寄遠山ニ成、高直、殊更舗内段々堀下り、次第物入相高、仕当ニ相兼候、此旨手代分ハ不及申、下々迄及見聞候事也、然ハ手代中昼夜心を碎、費成義不致、無益之人遣不仕、可捨ル物を勘弁ヲ以取、致仕抹、入用減候様之仕方、唯今迄愚も有間敷候得共、大底之儀ニ候得は、吟味届さる品も可有之候、少分之儀と申而も、其怠より万事ニ相准候間、無油断被相考、費之入用減候様ニ、每度査滓之儀共ニ相談可被致候、勿論下財を痛候様之仕方致間敷候、只正直之道理要用ニ候、外財鼯肩を以仕役甲乙有間敷候、此段ハ辰年平七支配相改候節、申付候得共、猶又此度申下シ候

一手代以下身持之義、去ル卯年定書之通、博奕・色欲ハ不及申、衣服之儀、絹類用申間敷候、不叶公用有之ハ、衣類之儀ハ可被申合候、将又買物或ハ人雇・催促等ニ罷出候節、随分致簡略、急用無之ニ駕ハ勿論、馬ニ乗被申間敷候、尤其節ニより可申候得共、大意如此相心得可被申候、

田舎之儀ニ候得ハ、銅山之手代と人之目ニ立可申候間、此旨能御考可有候、他所江出候而ハ、猶以身持相慎可被申候

一手代中自分遣、去ル卯年申渡候得共、遣方多相見へ候間、弥向後可有簡略候

右之通ニ候、入用少ニ而も相減候様ニ昼夜無油断相務可被申候、考之趣候ハ、存念不殘被致相談、始終勝手之筋ニ極候ハ、其趣御申越可有候、以上

宝永四年亥四月廿三日

吉左衛門

泉屋理右衛門殿

平 介殿

義右衛門殿

別子銅山

惣手代中

覚

一新居浜・立川両所之儀、金銀請払之場所ニ候へハ、別而大切ニ相勤可被申候、査滓ハ去ル未歳書付を以申渡候通、弥可被相守候、殊更御金之儀ニ御座候得は、重キ事ニ候、能々相心得候様

二各々毎度御申渡可在之候

一御用銅掛目念入可申候、度々不同有之、難心得候、海上之義氣遣ニ存候、油断有間敷候、御銅并万荷物共皆掛念ヲ入請取渡シ、舟積可被致候、是等ハ不及申義ニ候得共、近キ比掛目不同有之ニ付、如斯ニ候

一手代中下々迄身持之儀、未年定書之通万端相慎可申候、無用之人付相仕間敷候、去ル卯年本宅ハ不及申、所々店々江定書を以申渡候通、絹類用申間敷候、田舎之儀ニ候得ハ、銅山之手代と人之目ニ立可申候間、此段能々御考可在之候、手代中買物ニ方々へ罷越候砌、或ハ人雇又ハ催促ニ参候節、随分致簡略、仮初之儀、荷物・下人連申間敷候、將又急用無之節、駕之義ハ不及申ニ、馬ニ乗候事可為無用候、私用ニ出候事堅ク仕間敷候、不叶義有之候ハ、其趣各江相達、差図可有之候

右之通ニ候、去ル未年書付を以申渡候得共、猶又此度申下シ候、弥万端無油断相勤可被申候、以上

宝永四年亥四月廿三日

吉左衛門

泉屋理右衛門殿

平 介殿

義右衛門殿

新居浜  
立川手代中

右兩通之書付与州ニ而相認、大坂へ書付申下り候間、急度相守候様ニ申渡候

一一 正徳四年十月 覚

(「年々諸用留」二番)

近年諸色高直ニ付、至極困窮及此節候、依之何も遂相談を、儉約之義申合、暫可相守之有増記候

覚

一 朝夕飲食飢を養外は、至極略可仕候事

但、糝・水粥之類、其外麩穀を可用事、縦簡略ニおよはざる仁たり共、此節專ニ可用麩食事一召仕之下人・下女、絹仕着せ之類、当暮可相止事、尤小者・小女郎木綿仕着せ之類は、闕かたき品可有儀候事



但、仕着せ之略、主人之勝手ニ不仕、費無之仕方可有義ニ候、尤主人は不及申、妻子等之着用絹袖(袖)之類、此節遠慮可有義ニ候、難去音物之品、其料ヲ以可相違事

一 当暮餅搗可相止事

但、両親へすへ候鏡餅ハ格別、諸親類其外近所へ餅取遣し、堅ク無用之事

一 婚礼其外諸祝義可相勤義ハ、内証ニ而其式輕ク用ひ、外様之弘遂行、此節及延引、可然以時節可相勤事

一 仏事之類は闕かたき執行ニ候間、出家・日行・供養之親き親類之外、俗客可為無用事

但、出家(膳)既しの俗部、一汁二菜を用ひ、尤禁酒ニ而、志之深キ所は布施によるへき事

一 町内嘉例之汁并参会、古実たりと云とも、此節可相止事

但、丁内勘定之儀は、厳密ニ可相務事

一 伊勢構并朋友陸(陸)之参会、間々有之事ニ候、内外共此節可相止事

一 式日互之音物、此節可略仕事ニ候、難去品ハ料ヲ以可用事

但、不時之付届之音物、有合之外、料物ヲ以相応より輕ク、酒ハ一切用ひ申間鋪事

一家普請改作、此節延引可有事、難去義有之、不弁時節造作致度品あらハ、年寄・五人組其訳を

申達、町人聞届候上、普請可仕事

但、風雨凌かたき修覆ハ格別、書院・座敷之類并鋸かましき修理ハ奢之沙汰ニ候間、此節堅ク可相止事

一買酒之義、婚礼・諸祝義引渡、藥種酒製等之酒ハ、難去事ニ候、此余ハ一切調申間鋪事

但、商人あひさつの酒は、闕かたき事ニ候、尤遂断を壺式蓋を限、酒宴ニ及間鋪事、其外自分之義ハ勿論、珍客たり共、一盞も進ス申間鋪事

右簡略之品々互ニ無遠慮專可用之時節ニ候、惣而奢かましき義、従前々御公儀様御改道<sup>(改)</sup>ニ而候得は、急度相慎可申所ニ、分限をわすれ、猥ニ相暮、此節ニ及候、何事ニ不限簡略之類、此ケ条ニ准し、可成程ハ簡略可致筈、此度之申合ハ届<sup>(面々)</sup>之身分之利用を考無之、或ハ借屋、下人・下女等迄も相心得、慎申上ハ、其者共ニ重而其保養をなし返シ、主人<sup>〆</sup>心ニ付、相互ニ救合為可申ニ候、万一違背之輩ハ、人々之嘲を相まねく物ニ候、仍申合如件

正徳四年午十月

追加

一商売諸色代物、身代之力ニ任て、過分之買置或ハ不実ケ間敷商内ニ相見へ候、此品ハ 御公儀

様従前々堅御法度之商内ニ候、此節諸代物高直之内、此類杯可有事ニ候、然互ニ遂吟味、左様之商人於有之者、無遠慮其訳を糺し、承引於無之者、御公儀様へ訴可申事

一 各々召仕候下人・下女、請手形早速取置候筈ニ候所、及延引、其内事滞、主人之不念ニ成、其上町人迄之苦勞ニ掛候事、間々有之候、向後丁内年寄お遂吟味、下人并借屋等まで、此節不洩様ニ相改申事

正徳四年午十月

三二 享保六年五月 予州別子銅山江家法之品書(覚)

(「年々諸用留」四番)

予州別子銅山江家法之品書

覚

一 火之用心、昼夜大切に可仕候事

一 博奕諸勝負、堅無用之事

一 御銅山之儀 御用銅請負被為 仰付候、殊御公料彼是大切の場所に候間、昼夜無油断心を碎き

付録 三 享保六年五月 予州別子銅山江家法之品書(覚)

相勵可被申候、万一稼方不情、仕方悪敷候様に成沙汰有之候時者、家之名目悪敷、我等不念に成り可申候間、欠引油断有間敷事

一 買請御米請取方近年権柄を申候と、百姓中より御代官様方江毎度相断候様に相聞江候、前々と請取方替儀も有間敷候得共、前方者渡り方銅山師心任せ之様に結構に被仰付候二付、百姓中にも入念被申候得共、及数年心易成り候故、籠抹之品も可有之候得共、互にいちも自然と有之様に被存候、舟頭下々者無法成ル者多ク候故、悪敷事ハ心をなため、合点致候様に道理を責め、疾と申聞、恨を請不申様に可被致候事

一金銀請払、不断入念可申候、諸事番頭江相談之上、請払可致候、手代・男給銀通ひを拵、銘々江相渡置、借シ過シ無之様に可致候、并浜・立川・銅山諸買物調候出入のもの、下財・諸働人借シ方同前之事

附り、金銀借し貸り之儀、当用互に致来り候分ハ、其時々之品ニより借し貸り可仕候、然とも番頭者次之手代江相談、次之手代ハ番頭江相談、互に相談之上借し貸り可仕候、其外無掬儀ニ而取替申品も有之候ハ、弥打寄相談之上、又ハ大坂江申登せ、取替可申候、<sup>(坂)</sup>縦令いか様之儀有之候とも、手代一家念頃合之類、表立不申筋へ若取替致置滞候ハ、支配人之引負

に相立可申候間、兼而能々相心得、無調法無之様に可被致候事

一家内江出入のもの、又ハ買物致候方、一切無心等申入間敷候、其外欲ケ間敷儀堅無用、万一左様之儀相聞江候時者、家の名目悪敷成り候故、急度とがめ不申候而ハ、末々手代中仕置難立候ニ付、用捨なく越度に成り可申候間、嗜可申事

一世上困窮の時節に候間、家内世帯万端致勘略、もの入無之様に心を付可被申候

附り、朝夕食事下々に迄迄、一度に給可申候、気まゝに野菜を拵、并酒等給候事無用ニ候、

朝夕一汁一菜ニ可仕候、併病氣之節者、其時々之煩の軽重により見合可申事

一手代下々に迄迄、衣類随分籠服ニ而相勤可申候、うちに居申節、下々者不及申、番頭を始綿服着用可致候、勤方ニ出候共、世間の手代衣類より籠服に致相勤可申候、随分かうたうに見江申様に可致候事

一門口朝六ツに明、夜ハ四ツ時を限、家内の人数改、錠をおろし、鍵を番頭預り可申候、若番頭無抛用事有之罷出候ハ、次の手代預り可申候、下々に迄迄、氣儘に出入不仕候様に急度可申付候事

一客来之節、相応之見合馳走可有候、銘々心々にて不相応之馳走仕間敷候、或者客になそらへ、

自分の払等の類本番入用に立申間敷候事

一手代中内証商内古来は急度差留置候二付、唯今二至大坂表ハ不及申、其外店々相慎申候得共、弥前々之通相心得可申候、万一内証商ひ致候様成ル沙汰外より相聞江候ハ、家の作法相背候故、急度咎め可申事、尤時節により差ゆるし申事も可有之候、夫迄ハ堅相慎可被申候事

一 銅方之儀者家業之事ニ候得者、売買高下之訳相考、凡相違無之候得共、諸売買之儀者不鍛鍊に候故、世上の人心を聞合、自分之心又ハ傍輩打寄相談之上、売買可仕候、自分之了簡を以仕掛候事ニハくつたく有之、高下之時心迷ひ、損銀可致候間、能々心懸可被申候、世上之人心考申ハ天性の道理にて、余相違無之物に候条、右之心掛肝要ニ候事

一 別子銅山者大山之事に候得者、役々相勤惣躰を不存候故、自然と考薄罷成候、山師之手代山方を不存候而者、他所見分に遣候節、功者成ルもの無之候而ハ、家之名目難立候、依之銅山・浜・立川役所手代、毎年役替を致させ、何もかも能存候様に可被致候、役所廻不致候時者功者も無之、小山取立稼候節、鍛鍊を不得候而者、壺ヶ所の支配得不致候間、第一鋪方能見習候様に若きうち相励可申事

右之通相守、大切に相勤可被申候、番頭の示を請不申不届之もの有之候ハ、其趣番頭方ハ早々

可被申越候、万一番頭の仕方不宜儀及見候ハ、手代中々無遠慮注進可有之候、注進之手代勤方宜候ハ、立身可申付候間、面々無油断相勵、勝手之筋可被申越候、以上

享保六<sup>辛</sup>年五月

泉屋吉左衛門

四 享保六年五月 長崎店江下ス家法品書(覚)

〔年々諸用留〕四番

長崎店江下ス家法品書

覚

一 火用心、昼夜大切に可仕候事

一 博奕諸勝負、堅無用之事

一 御用銅廻着いたし水揚候節、掛目等入念之、手代中立合相改、請取可申候事

并舟々拔落候銅も可有之候間、廻船共江乗、吟味可致候、御用銅之儀永々商売筋之事、殊古来よりの家筋に候得ハ、外の改方手本にも成り申程に無之候而ハ、世上の聞江も悪敷候間、

随分大切に相勤可被申候事

付録 四 享保六年五月 長崎店江下ス家法品書(覚)

一 唐物商売以入札御払被遊候代物并寺社寄進物、其外表向筋立候代物調候儀、格別之御法度之代物ハ不及申、疑敷もの少ニ而も堅相調申間鋪候、尤下々に至迄急度可申付事

一 御用銅唐人・阿蘭陀江相渡候時分、并唐物入札看板物見せ、其外商売方為聞合出勤致候節、其場所より直に遊山所者不及申、私用等ニ參間敷候、尤無拋儀有之候ハ、番頭江断を立可參候、惣し而無益の人附合仕間敷候、番頭猶又心任せに身持仕間敷候、番頭無拋用事有之候ハ、次之手代江相断出可申事

一金銀請払、不断入念可申候、諸事番頭江相断、相談之上請払可致候、手代・男給銀通ひを拵、銘々江相渡置、借し過無之様に可致候、并數合・繩屋・桶屋・櫃屋等同前之事

附り、金銀借し貸り之儀、長崎会所并商人互に致求候分者、其時々之品により借し貸り可仕候、然とも番頭ハ次之手代へ相談、次之手代ハ番頭江相談、互に相談之上借貸可致候、其外無拋儀ニ而取替申品も有之候ハ、弥打寄相談之上、又ハ大坂江申為登、取替可申候、仮令如何様之儀有之候共、手代一家念頃合之類、表立不申筋江取替致置滞候ハ、支配人引負ニ相立可申候間、兼而能々相心得、不調法無之様ニ可被致事

一代物并諸入用勘定壹ケ年限帳面仕立、大坂江差上せ可申候、尤蔵払に不致候共、先勘定ニ立置、



翌年勘定ニ而指引可致候、近年勘定入組候而其年限りに難着候、壹ヶ所勘定延引申候而も、大坂物勘定差支ニ成り候間、此以後毎年正二月迄ニ勘定仕立、差上可被申事

一家内江出入之者、又ハ買物致候方江、一切無心等申入間鋪候、尤仲ヶ間之儀ニ而も賄賂等堅仕間敷候、万一左様之儀相聞江候時ハ、家之名目悪敷候間、嗜可申事

一 下り商人旅宿江傾城入込候様ニ相聞江候、此方店江前々左様之筋有之候共、向後入込候儀、堅無用之事

一 世上困窮の時節ニ候間、家内世帯万端致勘略、もの入無之様に心を付可被申候、附り、朝夕食事氣儘に野菜こしらへ、并酒等給へ候事、無用ニ候、朝夕一汁一菜に可仕候、併病氣之節ハ、其時々煩の軽重により見合可申事

一 手代下々に至迄、衣類随分籠服ニ而相勤可申候、うちに居申節、下々ハ不及申、番頭始綿服着用可致候、勤方ニ出候共、世間の手代衣類より籠服にいたし、随分かうたうに見江候様ニ可致事

一 門口朝六ツに明、夜ハ四ツ時を限、家内の人数を相改、錠をおろし、鍵を番頭預り可申候、若番頭無扱用事有之罷出候ハ、次之手代預り可申候、下々に至迄、氣儘に出入不仕候様に急度

可申付候事

一 客来之節、相応見合馳走可有候、銘々心々ニ而不相応之馳走仕間敷候、并客になそらへ、自己遊山等之類本番入用ニ立申間敷候、珍客たりとも家内傾城呼申儀無用、堅無用之事

一手代中内証商ひ古来より急度差留置候二付、唯今に至大坂表ハ不及申、其外店々相慎申候得共、弥前々之通相心得可申候、万一内証商内致候様成ル沙汰外より相聞へ候ハ、家之作法相背候故、急度とがめ可申候事、尤時節により差ゆるし申事も可有之候、夫迄者堅相慎可被申事

一 銅方ハ家業之事ニ候得ハ、売買高下之訳相考、凡相違無之候得共、唐物并諸売買物之儀ハ不鍛鍊に候故、世上の人心を聞合、自分の心又ハ傍輩中打寄相談之上、売買可仕候、自分の了簡を以仕懸候事ニハくつたく有之、高下之時心迷ひ、損銀可致間、能々心掛可被申候、世上の人心考申ハ天性の道理にて、余相違無之物に候条、唐物・和物ともに売買右之心懸ケ肝要候事

右之通相守、大切に相勤可被申候、違背有之候ハ、勤方之様子追々可被申越候、番頭不限、善悪品々手代中ハ無遠慮注進可有之候、注進之手代弥勤方宜候ハ、吟味之上立身可申付候間、無油断相励、勝手之筋可被申越候、以上

享保六年辛丑五月

泉屋吉左衛門

五 享保六年五月 宇和嶋銅山江家法品書

(「年々諸用留」四番)

宇和嶋銅山江家法品書

一 火用心、昼夜大切に可仕事

一 博奕諸勝負、堅無用之事

一金銀請払、不断入念可申候、諸事番頭江相断、相談之上請払可致候、手代・男給銀通ひを拵、相渡置、借し過無之様ニ可致候、諸買物調候出入のもの・下財・働人借し方同前之事

附り、金銀借し貸り之儀、当用互ニ致来候分ハ、其時々品ニより借貸し可仕候、然共番頭ハ次之手代江相談、次之手代ハ番頭江相談、互ニ相談之上借し貸り可致候、其外無扨儀ニ而取替申品も有之候ハ、弥打寄相談之上、又ハ大坂江申為登、取替可申候、仮令如何様之儀有之候共、手代一家念頃合之類、表立不申筋江若取替致滞候ハ、支配人之引負ニ相立可申候間、兼而能々相心得、無調法無之様ニ可被致候事

一家内江出入のもの、又ハ買物致候方江、一切無心等申入間敷候、其外欲ケ間敷儀堅無用、万一左様之儀相聞江候時ハ、家之名目成り候故、(悪敷脱力)急度咎め不申候而ハ、末々手代中仕置難立候ニ付、

用捨なく越度罷成可申候間、嗜可申事

一 世上困窮之時節ニ候間、世帯万端致勘略、物入無之様ニ心を付可申候

附り、朝夕食事、下々に迄一度に給可申候、氣儘に野菜拵、并酒等給可申候事無用ニ候、

朝夕一汁一菜ニ可仕候、併病氣之節ハ、其時々煩の軽重により見合可申事

一手代下々迄、衣類随分籠服ニ相勤可申候、うちに居申節、下々者不及申、番頭始綿服用可致

候、勤方出候共、世間の手代衣類より籠服ニ致相勤可申候、随分かうたうに見江候様ニ可致事

一 門口朝六ツ時明ケ、夜ハ四ツ時を限、家内の人数相改、錠をおろし、鍵を番頭預り可申候、若

番頭無扱用事有之罷出候ハ、次の手代預り可申候、下々に迄、氣儘に出入不仕様ニ急度可

申付候事

一 客来之節、相応之見合馳走可有候、銘々心々ニ而不相応馳走仕間敷候、或者客になそらへ、自

分之払等之類本番入用ニ立申間鋪候事

一手代中内証商ひ古来ハ急度差留置候付、唯今に至大坂表ハ不及申、其外店々相慎申候得共、弥

前々之通相心得可申候、万一内証商ひ致候様成沙汰外ハ相聞江候ハ、家作法相背候故、急度

咎め可申事、尤時節により差ゆるし申事も可有之候、夫迄者堅相慎可申候事

一 銅方ハ家業之事ニ候得者、売買高下之訳相考、凡違無之候得共、諸売買之儀者不鍛鍊ニ候故、世上人心を聞合、自分之心又ハ傍輩中打寄相談之上、売買可仕候、自分之了簡を以仕掛候事ニハくつたく有之、高下之時心迷ひ、損銀可致候間、能々心掛可被申候、世上之人心考申ハ天性之道理ニ而、余り相違無之物ニ候条、諸買物調方右之心懸ケ肝要候事

一手代中勤方、役所を廻り不申候而ハ、自然考薄成り候間、小山之事ニ候得共、毎度役替を為致、第一鋪方之儀能見習候様ニ可致候、山師之手代山方を能不存候而者、他所見分ニ遣候事も難成、諸事不存候而ハ、忝ケ所之支配難申付候、然者年来致奉公、立身も不致候間、万端ニ心を付相勵候様に可致候事

右之通相守、大切に相勤可被申候、番頭之示を請不申不届之者有之候ハ、其趣番頭方ハ早々可被申越候、万一番頭之仕方不宜儀及見候ハ、手代中ハ無遠慮注進可有之候、注進之手代勤方宜候ハ、吟味之上立身可申付候間、面々無油断相勵、勝手之筋可被申越候、以上

享保六<sub>丑</sub>年五月

泉屋吉左衛門

六 享保十五年十二月 掟

〔享保十四己酉年〆扣〕架蔵番号二〇―二一九―二二

掟

一 御公儀〆毎度被為仰触候義、并御法度之趣、上下共ニ不断大切ニ相守可申事

一 御先祖〆伝請来候家業之義、無油断可致出情、数年家業無滞相統、上下安心根元之冥加ヲ不可被忘事

并惣而往古〆被置立候御仕方共、尋聞其宜を可取斗、是迄誤来候筋之義ハ、穿鑿之上、相改可然事

一 右之心掛を以、粗中古手代若キ者共ニ不限ニ、日終之事業ニ心を付見候ハ、自然と為メ不為不益僉約等迄之筋、自然と可相頭候、宜筋を相考候ハ、則励之便とも可成候

但、老若ニかきらす、其働ニ応シ連々差別尤ニ候、無差別而ハ猥ニ候、励之為ニも成ましく候

一 主人と成、其根元を可知筈之事

一 主人之子たるもの、成長ニ趣キ手跡・算勘、別而家之事業教可知事

并幼少之刻と心得、物見遊興機嫌饜応、至而不為と可成事

一 町人ハ町人之心と申事、能可存筈之事

一 衣食酒ニ付、平生意得可有事(マヤ)か

但、美食大酒を慎、養生之心持可有事

并衣服之事、在宿之時ハ、上ハ絹を限可申候、舍弟・手代ハ綿服可然候

外出之時分ハ勤候所ニ寄、上分ハ絹類、手代ハ其心得可有事

一 奉公人ハ、奉公と書文字之心を能可考事

一 傍輩之中、不行跡ハ内々ニ異見を加へ、其上ニ而難相止候ハ、事募不申内可相届候、隠シ置

而ハ上下之不為ニ候

一 先達而代物商売方、金銀取遣之義、其外書付を以申渡候通、無鹿抹様ニ可相務候、是迄致来候

屋敷方出銀ハ無是非候、此後永々屋敷方へ出銀堅ク致間敷事、殊更当戌極月ハ屋敷方返濟銀一

切不埒、夥敷銀高相滞候へハ、能々考、是ニ付而ハ内外取メり了簡可有事

一 畢竟極意ハ、万端虚と実と心掛之厚薄とニ可依候、無油断実義を以勘弁可有候

右之趣、兼而所存之掟申渡候、猶又此余ハ宜筋致勘弁、他之間へも宜様ニ有之度候、是全当前之

存知寄耳ニあらず候也

享保十五戌十二月

七 享保十七年六月 覚

(「年々諸用留」四番)

覚

一 此度治兵衛・善兵衛商売為見習其方下り、幸ニ銅山方長崎表へ罷下申度旨願申ニ付、一所ニ指下候間、両人之者往来逗留共ニ万事相慎可申旨申渡候、然共別而長崎之義ハ繁花之地故、為念書付を以如此ニ候、此方店へ暫も指置上ハ、無沙汰成品有之候ハ、早々指登せ可申候、家之害ニ成り申義共有之候而ハ、以之外成ル儀ニ候、少も遠慮有間敷候、依之存寄之旨左ニ書付候

一 右兩人客分ニテハ無之候得は、銅掛申節ニ不限、間敷時分ハ共々手伝させ可申候、如此無之候而ハ、此度料簡を以指下シ候訳立不申候、勿論朝夕共ニ台所ニテ一様ニ可給事

一 長崎之儀ハ大酒所ニ候、尤禁酒と申而ハ如何ニ候間、折節ハ能程ニ給させ、若致過酒候而本心を失ひ、見苦敷品共無之様ニ可致候、一生外聞之第一ニ候



一唐人・阿蘭陀方見物之儀ハ、尤商売方之儀、是等ハ渡世執行之事ニ候得は、毎度罷出候義も可為致候、此外遊山所之義ハ一通り之見物ハ格別、入込候而慰申義不通不罷成候、其上店之外一夜ニても外宿堅致さセ申間敷候、手前勤申者共迄之妨ニ成り候事

一御法度之儀ハ不及申候得共、何方ニても太切之義、急度相守せ可申候

一博奕諸勝負之事

一喧嘩口論之事

但、長崎ハ京・大坂とハ違、六ヶ敷場所ニて候、此段平生共ニ能々申聞せ可被置候、

聊之申分ニ而も仕候事、是以此方妨ニ成り申候事

一惣而少之切端ニても唐物類内証ニ而買申事、別而太切之事ニ付、此方者共之義ハ兼而其旨守居候得共、兩人之者并家来へハ此事改而急度可被申渡候事

一右之外其所之御法度事申聞せ、相守候様ニ可致候

一商売為見習致他出候共、又ハ外見物ニ出候共、暮六ツヲ限り罷歸り、在宿さセ可申事

右之通ニ候、少ニても奢かましき事堅致さセ申間敷候、此余ハ其方了簡過申間敷事、致逗留候内、商売仕方見習申様ニ致さセ可被申候、為其書付を以申渡候、已上

子六月

吉左衛門

泉屋太右衛門殿

前書之通、茂兵衛・藤助并庄兵衛へも早速可被申渡候、已上

八 元文五年七月 掟

〔年々諸用留〕五番

掟

- 一 御公儀御法度被仰出候之趣、堅ク可相守事
- 一 火用心昼夜念入太切可致事
- 一 博奕諸勝負急度可相嗜事
- 一 唐物は不及申、其外何によらず自分商堅ク致間敷候、勿論下直成ものたりとも、疑敷物一切調申間敷候、此趣召使之者共迄も常々急度申渡可置事
- 一 大坂より申下シ候調物、何二而も買先を聞合、念入紛敷もの相調申間敷候、古来より之家法二而候得は、太切之事二候間、兼而其心得可有之事

一 此度相改、当春割符年寄中迄代物商売相止候趣断差出シ候而、向後落札名前等本商名目相除キ候、此段も末々之者迄も急度相心得候様ニ可申渡候

一 表口夜分四ツ限ニ錠おろし、出入之義念入可申候、翌朝表口明六ツ時門口ひらき可申候

一 御用銅廻着水揚之節、手代中立会、念を入掛目等相改、請取可申候、尤廻着之船毎ニ拔落候銅も可有之間、船々毎吟味可致事

一 御用銅唐人・阿蘭陀人江掛渡之節、匱抹無之様随分念を入可申候、并諸役人江無礼不屈無之様可相勤事

一 諸方勤先ニ而縦令如何様之難題申掛候者有之候共、口論喧嘩致間敷候、尤附合等丁寧ニ可致事

一 諸勘定毎年七月・極月兩度ニ帳面相仕立、指登せ可申候、并手代遣・給銀等此度相改定置候事

一 毎月用事無之候共、月三度宛之飛脚便毎ニ直筆を以書状相認、差登せ可申事

一 金銀借シかり之義、大坂屋・銅会所是迄取遣り致来候分は格別、其外之貸借り堅ク無用ニ候、

念比合并一家其外無扱方〆頼来候共、金銀取替一切致間敷候、若無扱内証ニ而取替置相滞り候ハ、支配人不調法ニ可相成事

一 衣類匱服ニ而相勤可申候、出勤之砌たりとも随分衣類輕ク可致事

一私用ニ付心儘ニ他所江罷出申間敷候、尤遊山所へハ不及申、惣而無益之出会無用ニ候

附、

一自身持内証ニ而猥ケ間敷義無之様、急度可相嗜事、尤不埒之身持有之様、外ハ漏聞候

ハ、吟味之上可相答事

一酒狂相愼、可為禁酒同然事

一勤先ニ而無拗義有之罷越候共、夜分四ツ限ニ帰宿可致事、尤何方へ參候共、其先々宿元

ニ可申置候事

一諸方用向間違無之様、心掛肝要ニ候、店取メリ世帯方万端物入相減候様可相考事、食事朝夕一

汁一菜限り可申候事

一五嶋町家々江傾城入込候様粗相聞候、此方店之義は先年ハ自墮落成義決而無之候、向後とても

右之心得可有之事、并畜類河豚魚料理家内ニ而堅ク致間敷候事

右之条々朝暮可相心得候、以上

元文五申年七月

泉屋吉左衛門

九 寛保元年二月 定

〔年々諸用留〕五番

一 辛酉三月、南部・津軽両銅山江手代伊兵衛・藤兵衛、其外手代差下候二付、左之通ケ条之書付を以申渡候写

定

一 今度南部横川目銅山・津軽濁沢銅山之儀は、銅座江被 仰付候而、下稼之儀此方江被申付候事二候、就右自分稼銅山迎も聊油断有間鋪事

一 右両銅山之儀、従 公儀蒙 仰候事候得は、稼方におみて不心掛とも致間敷候、勿論少二而も無念之儀有之候而は、我等申訳不相立候、能々思慮可致事

一 銅座を被添置候名代之衆江対シ、口論等曾而致間敷候、稼方之外ハあの方まかせ可致事

一 山元最初取付仕方之儀は、茂左衛門・嘉右衛門を請可然候、且又銅山取付候上二而、仕方之儀ハ工夫相加へ、宜道理に皆々熟談を以取斗可申事

一 於山元所々諸役人衆ハ勿論其外ともに、公儀御威光を以聊之事たり共権柄かましき儀、曾而有之間敷事

一金銀請払入念勘定仕立、七月・極月兩度帳面差登せ可申候事

一下財諸働人之儀は、畢竟日雇同前之儀、諸山仕方に准可申事

一山元におゐて召抱候手代并働人、入念慥成筋聞届可申事

一稼方之儀は勿論、万端相互ニ存寄随分申談、必一存を立テ不申様ニ、何分申合候而相勤可申候、一存まかせに致候而ハ障り有之ものにて候事

右ヶ条之外不及相記候、両所銅山弥太切成ル場所に候得は、万端油断有之間鋪候、勿論銘々行跡等随分相慎、聊も疵抹無之様心得可申候、万一此方家法相構ひ候儀なと有之候而は掟不相立、太切之儀にて候間、不調法も出来候而ハ用捨難致候、此旨順々申達、不行儀無之様格式相守可申候也

元文六辛酉二月

泉屋吉左衛門

(判半)

右之通式通相認、伊兵衛・藤兵衛兩人江相渡ス

一〇 寛保元年五月 定

(「年々諸用留」五番)

(二) 同左之通今般伊右衛門義、嘉左衛門跡役相勤させ申二付、掟書相渡ス、尤銅山方掟書之儀ハ先代

か申渡置候得共、尚亦此度改テ左之通書付を以申渡ス

定

一前以申渡置候通、別子御銅山之儀は、御公料御請負仕、殊更松山江御預り所ニ而候故、弥太切成ル御銅山ニ候、其上近年ハ銅座始り候ニ付、銅出方之儀も尚亦從、御勘定所間々御吟味有之御事候間、弥稼方万端不心掛ニ而ハ相統難成のミならず、第一我等無念ニ罷成、申訳不相立儀ニ候間、平生無油断能々思慮可有事

一右御銅山之儀、是迄毎歲買請御米被、仰付、誠以難有御事ニ候、然ハ稼方等少も無油断夫々令差凶、銅出方劣不申様了簡差加へ、御運上銀も相嵩ミ差上候様不仕候而ハ、冥加之程恐多き御事ニ候間、平日其心得可為肝要事

一手代并子共召仕方之儀、日比令吟味、夫々の役儀無懈怠申付、勤方之善悪を糺し、銘々相励候様了簡可有事

一金銀請払等は迄之通弥入念勘定仕立、七月・極月両度無違様帳面差登せ可申事

一稼方之儀は勿論、万端相互ニ存寄候儀ハ随分申談候而、縦令末之者たり共、道理に叶ひたる事を申候ハ、理屈之筋を聞容れ、兎角一存立を不致様有之度候、何分一存まかせに致候而

ハ、必障り有之ものにて候間、平生了簡可差加事

右ケ条之外不及記候、尤右之趣ハ先年以來代々支配役之者江申達置候事故、いづれも承知可有之候得共、尚亦此度申渡候通、御銅山之儀ハ弥以太切成御請負之場所にて候、就中近年ハ御勘定所ハ何角と御吟味筋やかましく、其上銅座始り候故、旁以我等勤方万端心遣ひも弥増之事ニ候、就夫てハ銘々共之行跡等随分相慎、聊も疵抹之仕方無之様、諸事を心得可申候、万一此方家法に相構ひ候事共有之候時ハ、掟不相立候、若不調法之儀出来候ハ、用捨難致候間、此旨相心得、順々申達、必不行義無之様、格式堅可相守者也

寛保元酉年五月日

泉屋吉左衛門

一一 寛延三年十月五日 覚

〔覚〕二四一五二三〇

覚

一 此度貴殿江取メり申附候上者、万端無油断相心掛取斗可被申候、尤儉約第一ニ取斗可被申候、何事よらず貴殿差函致、何卒先規之通ニ身上建直り候様ニ取斗可被申候、当時宜儀と見へ候事



も、後々不宜儀有之もの二候、左様之儀は当時之宜泥ミ被申間敷候、当時不宜と相見へ候事も、後々至而は宜儀有之候は、兎角後々至宜儀を第一と取斗可被申候、然ル上は何事よらず母人我等江遠慮無之取斗可被申候、貴殿へ此度取メ申付候上は、如何様之儀ニ而も母人我等とも貴殿差図違乱不申儀二候、母人江も此旨申上置、御承知之事ニ有之候間、万端無油断取斗可被申候、為其改書付を以申渡候、以上

寛延三年庚午十月五日

理兵衛殿

吉左衛門

友昌(花押)

右之通各々承知致、万端理兵衛差図を請可被申候、尤何事ニよらず及相談、皆々とも一統二心を合、先規之通身上建直り申候様ニ取斗可申候、以上

寛延三年庚午十月五日

吉左衛門

友昌(花押)

文 藏殿

太右衛門殿

金右衛門殿

八郎右衛門殿

儀右衛門殿

一一一 寛延三年十月十三日 出勤・休日定

(寛延三年十月吉日「覚」五―五―四)

午十月十三日、友俊始別家手代共四ツ時、八ツ時致退出候

友俊

文藏

上京ニ付不参太右衛門

伊右衛門

右出勤一ヶ月之内休日、左之通相定

朔日 六日 十一日

十六日 廿一日 廿六日

但、友俊内用有之出勤無之日ハ、別家之内主人代りニ詰場所江相詰可申定

午十月十三日

一二三 寛延三年十月 定(本家豊後町両家永々之掟)

(寛延三年「掛板」)

定

此度本家・豊後町両家永々之掟相定ニ付、左之趣一統に承知之上、子々孫々に至迄規矩相立候やうに、其始より嚴重可相守候

一 本家・豊後町両家之主人永々名を呼不申、同様に旦那と称可申候、本家・豊後町にて紛不申様に相分ケ可申候、此趣両家子々孫々迄相用、両家手代共ハ不及申、子共末々迄違乱有間敷候、子孫に至両家相互主人称号取失候時ハ、両家不和之基に相成候間、随分心得違無之様に相守可申候事

一 両家嫡子十五才以上、永々両家者とも相たかに若旦那と称可申候、并両家主人共妻も右に准、両家者とも相互同様に名を呼申間敷候事

一 本家・豊後町両家江別家中より歳末・年頭・五節句・中元其外臨時祝儀等、随分軽き品にて相互両家江相祝可申候事

一 両家之別家手代并支配人共、歳末・年頭・五節句・中元共両家江罷出、祝儀可申入候、尤式日

とも可為同様候、併自分病氣其外銘々引請候用向差合候節ハ、相互断可申入候、両家内惣手代とも相互年頭・中元斗可相勤候、尤多人数候得ハ、

但、年頭ハ正月四日より七日まで、中元ハ七月十五日より十八日までの内、手代分ハ不残

代りく罷出、祝儀可申入候

一 両家別家手代共両家支配人共江用談之節ハ、於勘定場諸用向共可及対談候事

一 両家支配人之事、当職之内ハ前後の無差別、本家支配人座上に立チ、豊後町支配人次に立可申候、別家に相成候時ハ何れにても先輩の者座上に立可申候、若本家支配人後輩にて、先輩の豊後町支配人よりはやく別家致候とも、豊後町支配人別家いたし候時ハ、先輩の事二候間、本家支配人別家いたし候者より座上に立可申候、豊後町支配人後輩にて、先輩の本家支配人より早く別家いたし候て、跡より先輩の本家支配人別家いたし候時も、此例に可相心得候、畢竟両家支配人当職之内ハ先後の無相構、本家支配人座上に立、別家申付候上ハ、先輩後輩の順を立候と可相心得候事

一 両家金銀取遣通用可申候、一ケ年七月十二月両度に差引可致候、勿論銀高三拾貫目以下ハ支配人手形を以取引申、此分相互利益足立申間敷候、三拾貫目以上の銀高ハ両家主人共証文を以取

遣いたし、尤期月歩合等相定、其時に至滞無之様に支配人相對可申事

一 兩家内手代共江初て紋付差ゆるし候節ハ、其当日本家手代共者豊後町江罷出、豊後町手代共ハ  
本家江罷出、一礼可申入候事

一 兩家共子共元服申付候節ハ、其当日本家の者に候ハ、豊後町江罷出、豊後町の者に候ハ、本家  
江罷出、一礼可申入候事

右之条々者、本家・豊後町兩家永々と和順之基を相立候故、子々孫々迄兩家手代共者不及申、其外  
子とも末々迄相背申間敷候、相互心得違候は、其時々之の兩家支配人より急度相改可申候、兩家共  
當時にてハ聊別条有間敷候得共、後世時移候てハ他人同事に相成候事、世間に數多有之事情、左  
様に相成候時ハ先祖の神靈にも相叶不申儀、此所歎敷、朝暮心勞に存事ゆへ、今般改、永々之掟  
相定候、一統に此旨承知有之、子々孫々まで和順いたし、兩家相互繁榮致候様に可相守候、此外  
右に順、銘々万端大切取斗可申者也

寛延三年庚午十月

吉左衛門  
友昌(花押)

一四 寛延三年十月 覚(別家中・支配人あて)

(寛延三年十月吉日「覚」五―五―四)

覚

- 一 日々別家共正四ツ時<sup>ノ</sup>勘定場へ相詰、日用取斗可申候、八ツ時ニ至候は皆々退可申候、尤銘々無<sup>レ</sup>扱用事<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>候ハ、支配人迄断可申候、休日は別ニ記出候事
- 一 銅山・江戸・長崎支配共登居申候内は、日々勘定場へ相詰可申事
- 一 儉約之事は是迄藤兵衛大概取<sup>レ</sup>置候得共、猶此上仕形可在之事ニ候、此儀ハ皆々相詰候上ニ而追々可申入候、猶皆々儉約之筋相考、追々可被申聞候、惣而儉約之儀主人一分之為ニも無<sup>レ</sup>之、惣而儉約致成就、家致繁昌候得者、惣手代共之為ニ相成候事ニ候、此心得肝要ニ候事
- 一 此度新ニ取<sup>レ</sup>申儀ニ候間、當時有物ヲ立、二季勘定無懈怠相立可申事
- 一 勘定帳出来之上ニ而、我等始別家共立会相改可申事
- 一 有物金銀相改、穴蔵封印友昌様我等立会可致相封事
- 一 家内大切之用向不及申、日用聊之義迄一々此方へ可被申聞候、金銀出入之義は別而聊之義迄も可被申聞候事

一 近來手代共了簡別々ニ相成候ふ、銘々一存ニ取捌申候ニ付家法悉乱候、向後は不依何事、聊之義も我等始別家とも支配人其役々之者及相談、取斗可被申候事

一 一役宛請取候手代共へは、其役手之義ニ候は先善惡とも其役義承候者ニ了簡付させ、其上ニ而銘々了簡可申候、ケ様無之而は惣手代とも器量之程不相見へ候、又ニは器量在之者も一分之了簡付候儀ニ馴不申候而は用立不申候間、此旨克々相心得可被申候事

一 幼年より召遣候手代共内、生得不器量ニ而算筆難叶、役義不被相用候ニ付、新古之無差別指置候事如何ニ候、數年來子細なく勤來候は、其者相応之役義申付、加役ニ新參之者相添候而、用向弁させ可申候、乍去新參者ニ候共、忠勤励候事心底見届候上者、古參格ニ引直、役義等可申付事

一 是迄風義手代共不調法在之節ハ、少之儀も嵩高二相成、暇遣候様相成候事、別家共支配人之心得違ふ起り候、畢竟若キ手代共は不調法在之筈之事ニ候、不調法度々暇遣候様成行候而は、若キ者用立候時節無之候間、若キ者不調法は随分差免候筋ヲ拵、筋さへ立候得ハ差免候様可相心得候、夫共不調法筋より難差免事在之候間、一応ニ心得間敷候、支配人より已上之者ハ先不調法は無之筈ニ候、若是等不調法候得は、急度申付候間、無油断相勤可被申候、若キ者不埒ヲ免候

得は、其党之者心得違出来、不調法在之候而も相濟なと、心得可申哉杯、世間皆申事二候、夫故重キ手代共不調法ハ急度申付候事二候、重キ者共ヲ急度申付候得ハ、若キ者不調法数多差免候而も、銘々心得違出来不申事と存候、此義ハ上ニ立候者へ申聞候事二候、若キものへ申聞候義ニ而ハ無之事

一 是迄子供遣ひ様甚麓末二候、忠信ヲ励候手代共も皆々子供出来候事二候得は、子供ハ至而大切ニ養育可申候、生得不器用二候共、子供之内算筆為致出情候得は、末々用立候事二候、預り手代共日々遂吟味、行儀等相改可申事

一 子供召抱候節、親元并一家共委敷致吟味候而、召抱可申候、幼少ハ荒増生立相顕候事故、末々用立不申見分二候ハ、名染無之内暇遣可申候、尤請人証人等念入、家持ヲ相改、請状取置可申事

一 手代共銘々善悪心ヲ付候而、早速此方へ可被申聞候、并夜分度々他出候者共遂吟味、此方へ可被申聞事

一 近来之風義ニ而別家者支配人之下ニ付候様ニ相成候、此義外々町家之格無之事二候、向後別家共より支配人ヲ引廻し候様ニ相心得可申事



一 別家共皆々無商売候故、表向不相濟事共多候、近年致別家者、皆々商売ニ取付可申事  
一致別家候得は、一向従本家相構不申義、甚家法無之事近年之風俗ニ候、向後従本家万端致相談遣候而、相統之義專ニ取斗候事

一 是迄手代共致別家候節、甚麓末之取斗候故、難成相統候、向後は相統之筋致相談遣、万端従本家申付事

一手代共致別家候上ニ而は、妻子も主人之用相立申筈之事ニ候、然ル処近年相勤居候内ニ自分ニ妻ヲ構候故、致別家候而も表へ難出、依之忤共日蔭者ニ相成候、妻子共主人之用立不申候、右之義ハ不可然事ニ候、然共已前之義ハ過去候事ニ候得ハ、今更不及申出候、向後致別家候上ハ、從此方妻之義及相談申付候間、違背有間敷候、若相勤候中ニ自分ニ妻構候得者、如何程家ニ功在之者ニ而も、右一条之不調法ニ而稠敷申付候様在之間、此旨能々承知可在之事

右之条々向後猥不相成様ニ取斗可被申候、此余存付候義は追々可申入候、皆々も随分被相考、存寄共追々可被申聞候、已上

寛延三庚午年十月

理兵衛

別家中

支配人

一五 寛延三年十月 覚(本家物手代あて)

(寛延三年十月吉日「覚」五―五―四)

覚

- 一 今般我等始別家共日々相詰、万端家事取斗候而、近来之不宜風儀格式等相改、儉約專ニ相立、家長久之謀いたし候事ニ候間、銘々共も此心持ニ而何事も無油断取斗、忠節第一可相勤事
- 一 当家銅商売向并吹方之訳一向不存、徒ニ打過候事、不心掛之至ニ候、向後手代共吹所江入込、銅方心掛可申事、手代共江不時ニ尋候事可有之候間、平生銘々無油断見習可申事
- 一 我等別家共相詰居申内者、銘々申合手配いたし、用事無之共店台所ニ相詰居可申候、病人者格別、左も無之者引込居申間鋪候、元来碁・将碁等翫申間鋪候、尤咄合候も心得可有之候、皆々詰所退候上者代りく致休息、碁・将碁等も表通ニ而無之所ニ而ハ相慰候事者指免候事
- 一 儉約之儀者は迄藤兵衛随分取メ置候事ニ候得共、猶此上取メ不申候而者難濟候間、此儀者皆々役場江相詰候上相考可申付候、尚銘々儉約之筋相考可申出事

一 店者町家表向之場所候得者、行義ニ相詰申筈之事ニ候処、近来甚猥ニ相成、手代分之者子供と相交碁・将碁翫、其上子供手代共座上ニ直り居申様ニ成行候、向後見世ニハ庭帳外差置不申、碁・将碁翫候事相止、手代子供之席を改可申候、平座ニ居候事者勿論、少も不行儀無之様相守可申事

一 見世ニ而内用向勤候事向後停止申付候、ケ様之儀表通ニ而ハ致不申義ニ候、見世者表通一遍之儀ニ用ひ、昼夜共役場と相心得居可申事

一 手代は勿論子供共迄、算筆大概間合候得者、手代分職ハ相済と心得候者多候得共、夫者算筆さへ間ニ合不申者ニ申附候詞ニ而候、道理分り主人ニ仕候本躰不相済ものハ、算筆間ニ合縦令当前家ニ対シ功多候而も、手代分之志相立候とハ不被申候、偏ニ銘々此所能々相考心掛候者、後々励忠勤候手代共出来申事ニ候、手代共者勿論子供等至迄、此旨工夫可有之事

一 向後一役申附候者は、其役掛之用向此方ニ了簡付有之候共、先其引請申役人ニ了簡付させ候上ニ而、宜候ハ、夫ニ准シ、不宜候ハ、其節此方了簡可申聞候、銘々一存之了簡付させ不申候而者、器量之程も不相見、縦令器量有之者ニ而も、一存之了簡付候事ニ馴不申候而者、其器量十分ニ不行候、人々一得一失ニ而能キ事斗ハ無之候間、善悪不相構一分相応ニ宜と存候了簡ハ、

無遠慮<sup>(可)</sup>申出候、若其了簡心得違之儀有之候而も此方<sup>ハ</sup>改遣候得者、此後其筋ニ心得違出来不申と申物二候、然者一時之心得違却而一生之教と成候事二候間、銘々身分謙退いたし、了簡付候儀も差扣候事抔、決而有間鋪事

一 幼年<sup>ハ</sup>相勤候手代共、役義万端重ク召遣候事二候、然共不器量ニ而ハ自然と重ク難召遣候間、右之面々別而無油断可相勤事

一 幼年<sup>ハ</sup>相勤候手代共も近来召抱候手代共、忠節を尽候志二者<sup>(衍力)</sup>おみてハ新古之差別無之事二候間、相互二耻可申相慎可申候事<sup>(恥力)</sup>

一 近来召抱候者も品能相勤候者は、幼年<sup>ハ</sup>相勤候手代共同前ニ存候事二候、品ニ寄幼年<sup>ハ</sup>相勤候手代共同前ニ格式等引直召遣候、引直召遣上候上者、幼年<sup>ハ</sup>相勤候手代共と全同事二候間、随分可致出情事

一 是迄手代共夜分他出多候由、因茲度々様々之掟共申附候得共不相用、却而心得違共有之由、兼而承之候、此儀者此方<sup>ハ</sup>申付候迄ニも不及候間、銘々可相慎事二候、畢竟是式之儀相慎不申人柄二候ハ、其余重キ事いか様ニ教候由も、相守候事難成事候、左様之輩ハ所詮用立不申義ニ候得者、其輩者急度申付候様有之候、仍之夜分他出指止候掟者、各別ニ不申付候、其格別ニ不

申付候処能々相考、心得違無之様可致事

一吹屋は本家と離有之故、不行義而已有之候、其外定而不相濟儀共有之候と察候、向後遂吟味、追々可申付候、先少も不行義無之様相守可申事

一子供遣候儀甚麓抹二候、子供者手代共遣候ものと而已心得候より麓抹相成候、於町家者子供者至大切之者二候、末々励忠勤候手代共も皆々子供出来候事二候間、随分大切二遣申候而、末々用立申様算筆別而一分之心得共能々教候様致可申候、病氣之節者手代共随分心付候様致可遣事

一手代共病氣之節、傍輩共銘々随分心を付、無油断介抱可申候、麓抹二取斗申者有之候ハ、其者主人江不忠と申もの二候、ケ様之味ひ万事二通、能々銘々工夫可有之事

一竿銅箱詰之節者、本家手代子供罷越相働候事二候、近来手伝任二相成候間、向後先規之通申付候間、此旨可相心得事

一手代共致別家候上二而者、妻子迄も主人之用二相立申筈之事二候、然ル所近年相勤居候内自  
分二妻を構江候故、別家致候而も表江難出、因茲躬共日影もの二相成候、妻子共主人之用二  
立不申候、右之儀者不可然事候、然共已前之儀者過去候事二候得者、今更不及申出、向後致別

家候上者、從此方妻之儀者及相談申付候間、違背有間敷候、若相勤候内々自分ニ妻を構江候者、いか程家ニ功有之者ニ而も、右一ヶ条之不調法ニ而嚴敷申付候様有之候間、此旨能々承知可有之事

一 吹屋細工方之者其外出入之者手伝半季居之下男女迄、數年來無故障相勤來候ハ、心底見届候上、相應ニ役付可遣候、尤致老衰候而家業難勤者は、合力可申付候間、右之輩迄も丁寧ニ相勤候様兼而召遣可申事

一 主人ニ忠節を尽候事者勿論之儀ニ候、忠節を尽候而主人之家繁昌いたし候得者、則其身之繁昌ニ相成申事ニ候間、此心得肝要候事

右之条々急度相守、猥ニ成行不申様可相心得候、以上

寛延三庚午十月

理兵衛

惣手代共

(朱筆)  
「此書付勘定場ニ張置也」

一六 寛延三年十一月 別子銅山惣手代心得

〔友俊御書物〕

此度我等始別家共本家江日々相詰、家事執斗近来不宜風儀格式等相改、專儉約相立、家長久之致謀候間、手代子供末々迄万端無油断忠節を尽シ可相務候、因茲存寄共左二書記候、皆々熟覽可申候

一 銅山之儀者主人無之場所二候故、支配人を主人同様二不存候而者相治不申候、依之先規ら其地支配人ハ万端格外ニ申付有之事二候間、惣手代共支配人之下知相背不申様、心得可申事

一 其地支配人主人同様ニ致取斗申儀二候得者、別而支配人心得可有之事二候、支配人行跡惣手代共見習申事二候間、聊も心底身持共心得違無之様、相務可申事

一 其地主人無之場所二候得者、支配人山許明不申様心得可申候、松山出勤之儀も御米願之節と年頭礼斗ニ罷出、不断ハ山許ニ詰、其余用向者名代指出可申事

一新居浜役頭元メ役ら支配人ニ申付候事、凡先例在之候、因茲格式者前々之通ニ申付候得共、向後者諸役頭らも心底見届、其器量ニ依而直ニ支配人ニ申付候間、銘々忠節相励、随分可致出情事

一 銅山御番所之儀者至而重キ事ニ候得者、御用向ニ付支配人・元ノ之外致出入申事無用ニ候、支配人・元ノ役頭之者共々名代役ニ指出候儀者格別之事ニ候、其外御用向ニ付、御番所ノ御招被成候ハ、元ノ役頭江相斷、差図を請罷出可申事

一 其地ハ主人無之場所ニ候故、傍輩共相互ニ申合、非を改、善ニ移候様不心懸候而者、忠節尽し候もの出来不申、其身ニも心得違有之事ニ候、支配人ニ而も心得違候儀有之候ハ、役儀輕重ニ不相構、存知寄共支配人江申入候様ニ心得可申事

一 鋪内・吹方之儀者銅山第一之事ニ候、支配人者不及申諸役頭惣手代共、兼而不心掛候而者不相濟事ニ候、役掛ニ而無之共平生心懸、鋪内・吹方共見習可申候、外役所ノ鋪江下候節ハ、功者成もの相添、委敷教可申候、吹方も右ニ准候事

一 役儀申付候節、難用者も以内縁取斗、及鼯肩沙汰候事、支配人始浜役頭元ノ共第一相慎可申事  
二 候、此後役儀申付候節ハ、随分致吟味、此方江申登せ候上ニ而、於当地疾と相考可申付候、役頭以下者於山許吟味之上可申付候、万一鼯肩之沙汰於有之者、申付様有之候事

一 惣而其地手代・子供、自分立身之事專ニ心掛候場所ニ而銘々致出情候得共、立身第一ニ而已心得候而者、主人ニ忠節励候と申本躰を取失ひ可申哉と存候、畢竟自分立身も能勤不申而者出来



不申事故、立身を望候、銘々随分用立候得共、心底ニ忠節之志無之而者、何程用立候而も本意とハ不被申候、其上手代ハ勿論子供共迄、算筆大概間ニ合候得者、手代分職者相濟候と心得候もの多有之ものニ候得共、夫ハ算筆さへ間ニ合不申ものニ申付候詞ニ而候、是等之儀者心得違二候、若ケ様ニ心得違共有之輩者、算筆間ニ合随分用立、譬家ニ对功多候而も、手代分志相立候とハ不被申候、兎角主人ニ仕申本躰取失ひ不申候様ニ、忠節第一と志不申候而者、手代分之志相立候と申ものニ而ハ無之間、偏ニ此所江克々相考心掛候ハ、後々忠節を励候手代共も出来申事ニ候、手代共者勿論子供等ニ至迄、此旨工夫可有之事

一 其地山里共各別付合無之筈之場所ニ候、譬付合有之候而も田舎之事ニ候間、上方之様ニ者無之筈ニ候、然者衣服万端華美無之様ニ相心得可申候、殊更当時儉約専相立申事ニ候間、別而此心得可有之事

一 其地勘定帳不怠精帳為指登候得共、従上方名代指下、万端遂吟味、夫々精帳ニ引合不申候而者難相濟儀ニ付、向後二季ニ名代指下、遂吟味候間、此旨承知可有之事

一 新居浜役所者銅山肝要之所ニ候、新居浜預り申候者別而万端無油断取斗、猶銅山支配人々も遂吟味、随分入念心添可申事

一 近年指下候手代・子供者銅山古格不存事ニ候間、古參之者も可申聞候、下財小家江立入候儀者前々停止申付有之候之処、段々風儀悪敷成行、用事無之節も下財小家江立入候様粗相聞候、向後手代・子供末々迄、用事無之節山内小家江立入候事、堅無用ニ候、已後右躰之儀及聞候ハ、自此方申付様有之候事

一 諸役所共致役頭居候者別而万端各別心懸、就中主人江仕候志相立候様ニいたし不申候而者、其下ニ付候手代共皆々其役所之役頭之風儀志見習ひ申ものニ候得者、善悪共役頭之仕向ニ有之事ニ候間、皆々此所不断工夫可申事

一 支配人山内諸役所日々廻候儀、刻限極有之候而ハ、支配人廻候時節ニハ皆々相慎居候様ニ相成、廻候詮無之候、不定刻限不時二日々相廻可申候、炭方・立川・新居浜共案内無之、不時二度々罷越、諸役所之様子共相考、具ニ申登可申事

一 子供遣候儀甚麗抹ニ候、子供ハ手代共遣候ものと而已心得候より麗抹ニ相成候、於町家ハ子供ハ至而大切之ものニ候、末々忠勤励候手代共も皆々子供出来申事ニ候間、随分大切ニ遣申候而、末々用立申候様ニ算筆別而一分之心得共、克々教候様いたし可申候、病氣之節者手代共随分心付、致介抱遣可申事

一手代共病氣之節、傍輩共銘々随分心付、無油断介抱可申候、龜抹ニ取斗申者有之候ハ、其者主人江不忠と申ものニ候、ケ様之味ひ万事ニ通、能々銘々工夫可有之事

一 幼年より相務候手代共、役義万端重召遣候事ニ候、然共不器量ニ而ハ自然と重難召仕候間、右之銘々別而無油断可相務候、近年召抱候者も品克相務候ものハ、幼年より相務候手代共同前ニ存事ニ候、品ニハ幼年ハ相務候手代同前ニ格合等引直召遣候、格合引直召仕候上者幼年ハ相務候手代共と全同事ニ候間、随分可致出情事

一手代共当家江召抱候年号月日幼名を相記、其地江罷下候而元服申付候年月日、最初ハ当時迄勤場所之役儀委細ニ書記、指登可申候、尤中年より召抱候者も右可為同前事、此書附銘々直筆ニ而相認、三ヶ年ニ壹度ツ、無懈怠指登可申事

一 博奕・音曲停止之儀者先規ハ入念申付置候得共、近年猥ニ成行候由、此儀者別而相慎可申事ニ候、若ケ様之慰ニ長候者於在之者、諸役頭共ハ遂吟味、支配人江申出、支配人ハ早速此方江可申登事

一 其地遠方之事故、末々聊之事迄も難相知候、因茲此度箱を下候、銘々存寄之儀在之候ハ、相認、名を記、右箱江納可申候、此方ニ而者我等老人遂披見候事ニ候、此以後ハ二季勘定吟味ニ名代

指下候節、一ヶ年二兩度此箱指下候、右名代之者逗留中、銘々存寄認納可申事

一 先年兩度我等其地江罷下相考候処、万端心得違之儀も有之哉と存候事共も有之候、是等改不及申候、銘々其身二立帰、心付心得違無之様相慎可申事

一手代共致別家候上二而ハ、妻子迄も主人之用ニ相立申候筈之事ニ候、然ル所近来相務居候内ハ自分ニ妻を構候故、致別家候而も表江難出、依之悴共日蔭者ニ相成候ニ付、妻子共主人用立不申候、右之儀者不可然事ニ候、然共已前之儀者過去候事ニ候得者、今更不及申出候、向後致別家候上者、從此方妻之儀者及相談申付候間、違背有間鋪候、若相勤候内ハ自分ニ妻構候ハ、いヶ程家ニ功有之ものにて、右一ヶ条之不調法ニ而申付様有之候、此儀者元来銅山ハ事起り候事ニ而上方ニ而も其風儀ニ移候事ニ候間、別而其地傍輩共相互心付、ヶ様之筋出来不申様ニ相慎可申候、右之通申付候上者、忝人ヶ様之筋有之候而も、惣手代共之不調法ニ相成候間、兼而入念心付可申事

一 下男其外諸働人男女ニ至迄、数年来無故障勤来候ハ、心底見届候上、相応ニ可片付遣候、尤致老衰家業難勤者ニハ合力可申付候間、右之輩迄も叮嚀ニ相勤候様、兼而召仕可申事

一 惣而儉約申付候事、主人一分之為ニ而も無之候、儉約相立、家致繁栄候得者、則惣手代共之繁

栄と申もの二候、其上儉約と申候而、十ノ物を五つニ減候を儉約とハ不申候、右之条々克々致工夫、主人江仕申道理相別り志相立候得者、儉約之儀改不申付候而も、儉約自然と行レ候、此所相考、此意不相濟候而者、十ノ物五つニ減候儉約も不行事ニ候、此旨能々心付、銘々工夫可申事

右之条々改申附候間、惣手代共熟覽之上、永々不怠相守、猥ニ成行不申様可相心得候、以上

寛延三年庚午十一月

理兵衛

友俊(花押)

惣手代共

一七 (寛延三、四年) 覚(吹所あて)

(寛延三年十月吉日「覚」五十一四)

覚

一 毎日支配人始手代子供至迄、細工人入込不申内ニ起候而、不残床前蔵々へ相詰、其日之吹銅出前致吟味、相渡可申事

一 毎朝細工人入来候節者、見世番念入遂面見、帳面ニ記、裏江通可申事

付録 一七 (寛延三、四年) 覚(吹所あて)

四九

- 一 出前銅相渡候後、蔵入念メ、朝飯給候前、辛ミ焼土ニ銅気炭在之ヲ撰出し可申事
- 一 棹銅箱詰之節者、斤量取支配人可致候、并箱詰釘打相残手代可致候、手伝ニ相任申間鋪候
- 一 灰吹揚り候前ヲ掛り之手代相詰、灰吹手代揚ケ可申事
- 一 床前吹始候ハ吹仕舞候迄、手代忝人交代ニ床前相廻り、離間敷事
- 一 銅出入念ヲ入、方々江立分レ改出入可致事
- 一 日々出来銅蔵入之節者、掛改入念、請取可申事
- 一 細工人仕事仕舞罷帰候節者、出入改手代之外ニ忝人相添、入念身ヲ震せ改可申事
- 一 諸帳面随分入念附込可申候、各御用之帳面ニ候間、龜抹ニ取扱申間鋪事
- 一 火用心第一之事ニ候間、日雇火番之外ニ手代忝人宛、毎夜不寐番可致事
- 一 米請払日々人数相改、焚米帳面ニ記可申事
- 一 床前遣炭者外蔵之事ニ候間、出入入念可申候、并床前ヲ出候中炭粉炭捨り不申様取集、直段等聞合、売払可申候
- 一 大工・差・手伝不情之者者、遂吟味暇遣可申候、尤年久致出入候者、及老年候ハ、痛<sup>(劣)</sup>り遣可申事

一 銅問屋・仲買・炭問屋參候節者、支配人挨拶可申候、尤銅相庭能々聞合、直段下直之節も少者  
吹銅売出し可申候、尚直段宜候節者、過分売可申候、炭諸方炭問屋聞合、下直之節者買入置可  
申事

一 湯床随分致用意置可申事

一 銅廻着帳面ニ記置、届ケ無懈怠相届可申事

右之外諸事入念可申候、訳而竿銅箱詰者大切之儀ニ候間、手代ニ限取扱、手伝ニ任せ申間敷候、  
吹屋之儀者仲間中へ及取合候間、兼而心得置、他之吹屋と違、籠抹無之様銘々心得居可申候、灰  
吹銀出方相改、未納無之様ニ帳面引合、相納可申候、此外諸事可在心得候

年号月日

理兵衛

一八 寛延四年二月 覚(山本新田あて)

(覚[二九五])

覚

山本新田最初質物ニ取流込、此方手ニ入候以来、下作仕置其通ニ致支配置候得共、此度所々格

式相改申二付、新田支配方江存寄左二記

一新田引請候節、先地主<sup>必</sup>致相對置候二者、下作宛口之所何れも式斗上り之積申合置候得共、時節悪敷、是迄了簡を以見合置候、然ル所地面も宜相成候得者、右相對之通、式斗上ケニ可致之事

一新田支配人之儀、自今本家ニ相詰居候而、新田支配兼帶相勤可申候、尤諸帳面一ケ年限ニ極月本家江取上、立会之上勘定仕立可申事

附、新田掛手代小遣銀、以後新田ニ而自由ニ致申間鋪候、本家手代並ニ五節季於本家相渡可申事

一新田会所ニ支配人存寄之者、一ケ年限会所守ニ、下男老人相添、指置可申候、御公儀御用向者勿論地方掛用向、一々本家詰支配方江通達を以、無滯可相勤事

附、諸所用事遣右下男を以相勤させ、賃銀出候日雇遣可致無用候

一新年勘定帳ニ取米畝違不足口々相見江申候、是等之儀も相改、右損銀別段ニ出不申様可致吟味事

一新年 御公儀江相斗候御年貢積を以ハ、下作人江者每度不相応之用捨引米有之、別而住居之百



性分江者、各別引米等有之様ニ相聞、不埒之仕方ニ候、以來堅相止可申候、尤内見之節者本家  
ノ添役人指遣、以後用捨引米等遂吟味、明白ニ可致事

附、御上納銀者、本家江幾度ニ而も其断を立、無滞相納可申候、下作取立銀者、請取次第本  
家指越可申候、取立之節者定日を以、支配人ニ老人指添取集可申事

一 近在ノ出作人在之、其村方庄屋中江兼而懇意ニ相勤置候而、若下作方滞銀在之候ハ、右庄屋  
所江相断、一ヶ年限ニ埒明可申候、御公儀之御沙汰ニ相成不申様、專要ニ候

附、近年未進滞銀多候、右村々庄屋中江相頼、急度埒明可申候、其上不埒候ハ、無是悲出  
訴申上候而、埒明可申候、是等之儀も是迄無念之至ニ候間、自今未進無之様可致支配事

一 地方肝煎中江下地之通心付を以、双方不為無之様、明白ニ世話可相頼候事

附、宛口之節、不慥成下作人江者宛付申間敷候、能々出作人遂吟味宛付候得者、取立滞銀者

無之筈ニ候、毎年正月ノ三月迄、急度吟味可在之候、此上不埒等有之候ハ、肝煎衆之不  
念、可致沙汰候事

一 夏作之儀者、御上納毛并此方江も取米作ニ候得者、下作人不情麓抹無之様、毎日会所守手代見  
廻り可申候事

但、宛地井普請之儀者、自今下作人掛ニ可致候、是迄井数堀替入用過分相見江申候、右井普

請下作人掛ニ候得者、おのつから右入用減可申候、尤かわ瓦之儀、能々吟味相渡可申事

一新田・古田境目、先年石杭を以相改置候、一ヶ年ニ壹度宛右境目杭相改、両境相違無之様ニ吟味之事

附、田地兩岸崩普請毎度有之、入用過分相見江候間、自今下作人掛ニ右崩普請可致事

一新田百性之内、盜物致取次候者有之、御吟味之上御咎メ彼是六ヶ鋪候之所、御慈悲を以埒明申候、然者其節入用其本人江相掛可申處、御追放被仰付候ニ付、組合之百性（非）相弁可申筈、無力之百性故、無是悲此方（非）弁申候、以後右躰之者新田ニ指置不申様、兼而可致吟味候、此後ヶ様之類於在之者、組合之者江相掛、其上新田ニ指置不申間、此旨可申付置候、尤百性常々相互致吟味、若不審成者有之候ハ、早々会所江相断可申事

一新田於会所地方掛り之外付合堅致間敷候、若客来有之候共、一宿抔者支配人一家ニ而も不相成候、尤本家（非）參候人数たりとも、致一宿候節者、本家（非）可致指図候、本家支配人指図無之者、必一宿申間鋪候

附、会所（非）諸所江一切附届音物等相送申間鋪候、勿論百性方者不及申、何方（非）も音物等請申

間鋪事

一新田住居之百姓口々引負銀在之間、追々急度皆済可申付候、右皆済不埒之者ハ遂吟味、請人江引渡、新田ニ指置申間鋪候

附、右口々引負銀可為請人掛事

一会所世帯方之儀、米味(贈)曾本家ハ一ヶ年積を以相渡可申候、其外入用物相極メ、二季払之相對を以、通取ニ可致候、然ル上者外ニ小遣入不申筈ニ候、猶亦諸勸進寺社寄進初穂等、断を立、請申間鋪事

右之条々急度仕法相立候様ニ、兼而支配人可有心得事ニ候、以上

寛延四辛未三月

大坂

本家

山本新田

一九 寛延四年六月十三日 覚(豊後町手代あて)

〔覚〕二一六―一―三

覚

当家新ニ取立申儀候得者、格別之家風無之而者相統難成候間、第一忠節を励、銘々ケ条之趣相守、出情可申候

一 勘定壹ケ年之内七月・十二月兩度仕立候上、我等立会相改、帳面押合可申事

一 五節句諸帳面突合、我等相改可申事

一 穴藏金銀出入、支配人・元メ役之内立会相改可申事

但シ、二季勘定有物、我等立会相改候事

一 儉約之儀ハ不申附候共、銘々心得可有之候、猶此度改申付候間、別而万事ニ付無油断取計可申事

一 手代共自分諸商売、堅致間鋪候事

一 支配人無届内分取替、堅致間鋪候事

一 不限公私用他行之節、其時々支配人へ相届可致出入候、支配人他參之節ハ、元メ役江相達可申事

一 夜分他出之儀、我等ハ申付候迄ニも不及、銘々可相慎事ニ候、是式之事相慎不申人柄ニ候ハ、重キ事ニ難用候、依之他出之義ハ格別ニ掟不申附候、銘々心得違無之様可致事

一手代分以下、分限不相応之衣服着用致間敷候事

一手代共別家申附候上、縁辺之儀、従本家指図を請相究可申候事

一子供元服申付候後、三ヶ年ハ店々諸色賄遣候事

一子供ハ手代分之召遣ひ候ものと相心得候二付、遣様甚籠末二候、末々忠勤を励候手代共も子供

ハ出来候事二候得は、至而大切養育可申候、預り役之者ハ算筆行義等、日々遂吟味可申事

一手代子供病氣之節、相互ニ随分心を附、無油断介抱可申候、并医師呼迎ひ、売薬等調候儀、先

達而断相立可申事

一蔵々夜分出入堅無用、不叶用事候ハ、手代相添、火用心念入相改可申事

一家内火用心之儀不及申大切可相守候、近所急火之節、別紙面記候通、兼而申合置、無手拔取計

可申事

右拾五ヶ条改申渡候上は、向後存違無之、永々猥不成様堅可相守候、以上

寛延四辛未年六月十三日

一一〇 寛延四年七月 覚(中橋店あて)

(寛延三年十月吉日「覚」五―五―四)

覚

寛延三庚午十月日、本家諸作法等相改候ニ付、諸店方右ニ准、家法格別引直し、取~~メ~~無之候而者不相濟候、存寄之趣書付ヲ以申渡之、如左

一 御役掛様方へ御立入為可仕、或者振廻(舞)或ハ進物等之儀、相互遂吟味、無抛筋有之歟、亦者此方御願筋之手掛りにも相成儀者、振舞音物等手拔無之様可致差配候、随分無益之振舞音物不仕様、打寄遂相談、可致吟味候事

一 平日御心易御出入仕候御役人中様、分而松山御家中様杯江ハ、鹿服ニ而可相濟候、美服にて相勤候時者、却而御隔意出来申ものニ候間、是等之儀見合可有事

一 御屋敷方勤先之儀、前格ニ随ひ花美無之様可相勤候、仮令是迄裏附上下ニ而相務来候処ハ、袴羽織致着服相務候様成ル格式准、万事相慎、諸入用減少候様可相心得候事

一 在宿之節者綿服着し、用事可相調候、勿論平日朝夕食事等迄も、儉約專ニ可被相守事

一 御公辺異事ハ不及申、相替候風説等迄も承出し次第、文言相聞候様ニ委細可申登候、第一銅方

不時之儀者、平生心掛ケ承合可申事

一江戸四ヶ所掛屋敷、宿賃相滞不申様ニ取立、年中出入勘定仕立可差登候、尤普請修覆等之儀ハ、入用相積り、先達而可申登候、右宿賃金ハ中橋造用之内江下シ金之積、大坂請ニ可致候事

一店方勤入用、世帯入用、其外雜用等、年中惣勘定之節ハ、浅草店支配人立合、口々相改、精帳相認、連名之可致奥印候、勿論年々勘定無滞仕立候而、精帳差登せ可申候事

一公用ニ付出勤ハ格別、私用ニ而他出之節者<sup>一</sup>行人ニ可限候、私用ニ付他出之節ハ<sup>カ</sup>人ニ可限候、

私用ニ付他出銘々心得可有之事ニ候、御公辺御用向何時難斗儀ニ候間、店方明ケ不申様昼夜相詰可申事

一手代共別家申付候上、妻縁之儀本家より差図可申事

一店方ニ相勤候者之親類縁者ニ而も、店ニ為致滞留間敷事

此度万端改、ケ条を以申渡候上ハ、已後ケ条之趣無違乱様ニ申合可相守候、各相勤候筋ハ悉公辺江懸候儀候得者、別而大切ニ相勤、聊間違無之様ニ兼而相慎可申候儀勿論之事ニ候、何方ニ相勤候とも実儀無之而ハ、此方共満足不存儀不及申事ニ候得共、別而遠方之店ニ相勤候者ハ、格別誠実相立不申而者、相勤候者之情此方へ難通候、自此方も遠方之店ハ別而万端遠察申、相勤候者

之情、通候様ニと志候事ニ候間、無油断励忠勤可申候、以上

寛延四年辛未七月

吉左衛門

理兵衛

一一一 寛延四年七月 浅草米店心得

(寛延三年十月吉日「寛」五―五―四)

一 寛延三庚午十月日、本家諸作法等相改候ニ付、店方も右ニ准、前格ヲ引直し、格別之家法取、  
等無之而ハ不相濟候付、此度存寄之趣、書付ヲ以申渡ス

一 御屋鋪勤方可致大切候、并御切米勘定差引等、無間違入念可申事

一 御屋敷様方、御切米御手形、御扶持方御手形參候ハ、能々相改、請取可申事、万一墨附けつ  
れ等有之候ハ、其使を待せ置、早速御書替所江相伺、不苦候ハ、其上ニ而請取書差出可申  
事

一 御書替所江御証文下り、下書差出候ハ、扣帳ニ留置、差出可申事

一 御書替所江出候者、役割人数立会之上、前夜ニ御手形入念拵置、早朝致持參、引替候之上、御



札能々相改、随分大事取扱可申事

一 御切米御扶持方玉入ニ参候者、役割人数立会之上、御手形能々相改、玉組帳と讀合致押切、前夜ニ玉拵置、早朝可致持参事

一 玉落候ハ、役掛之者早朝御蔵江御金請取ニ可参候、外役之者食代り其外如何様之用事申参候とも、其者へ相讓致帰宅間敷候、同役之者参候ハ、代り可申事

一 御米請取之者於御蔵場、御米相渡り候ハ、早速割判店へ差越可申候、直段之儀せつき任せに不致、随分方々承合ニ売方可致出情候、せつきを当ニ致居候而ハ、手拔有之事ニ候間、其段可有心得候、直段相違有之、外ハ相知候而ハ、其出役之当人役儀相立不申事ニ候間、能々相心得可申事

一 御屋敷様方御用立金之儀、支配人不致相对金子ハ、如何様ニ被仰下候とも、御用立申間布候、且又是迄年濟儀向御借用方御定有之御屋敷様、御不勝手ニ付定致直し候様ニ仰聞候ハ、支配人承合、熟談之上御返答可申上候、決而自分之了簡ヲ以取斗申間敷候事

一 御屋敷様方へ御用立金之御証文、金子方之者日々金子帳と押合、御銘々様紙判袋へ仕廻可申事  
一 御蔵御書替所へ出候もの、其勤場所相仕廻次第早速罷帰、勘定手伝可申候、并玉落候ハ、申合、

玉触ニ可參候、是迄ハ日用相雇候へ共、一切日用遣ひ不申様心掛可申事

一米代金夜五ツ時迄之内せつき不致持參、金子方之者より催促に遣可申候、此方ハ請取ニ參候事  
無用ニ候事

一向後一役申付候もの共、其役掛り之用向、善悪不相構無遠慮可申出候、各一得一失有之事候へ者、其役手之者一存之了簡附させ不申候而ハ、器量之程も不相見候、其申出候儀心得違之儀有之候時ハ、役頭可致之候、品ニより不相濟事ハ、此方へ可相尋候事

一幼年ハ相勤候手代、近来召抱候手代共、忠節を尽候におゐてハ、新古之差別無之候、近来召抱候者も品能相勤候ものハ、幼年ハ相勤候手代とも同前ニ存候事ニ候、品ニより幼年ハ相勤候手代同前ニ格式等引直召仕候条、新古相互恥申候而相慎、随分可致出情事

一子供遣ひ候儀、手代共遣ひ候もの而已心得候より籠抹ニ相成候、算筆ハ不及申末々立候様  
ニ差配行跡等教可申候、病氣之節ハ手代共随分心付申候様、致し遣スへく事

一手代共病氣之節ハ、傍輩共銘々随分心を付、無由断介抱可申候、籠抹ニ取斗申者有之おゐてハ、<sup>(油)</sup>其者主人へ不忠と申ものニ而候、か様之味ひ万事に通し、能々銘々工夫可有之事

一三季利足勘定、前格之通精帳仕立、差登可申事

一 毎日金銀米錢請払日々相改、当座勘定仕、大払請一ヶ月限、支配人立会相改可申候、壹ヶ年惣勘定之節、中橋役頭立会、口々相改、押合印形いたし候上、精帳相認、連名可致奥印事

一 御蔵御書替所其外御屋敷様方御用ニ而罷出候とも、支配人江相断可罷出候、警公用ニ而も無断罷出候ハ、可為私用同前候条、銘々相慎可有之事ニ候、尤公用之外、私用ニ他出致候儀、壹人可限事

一 札新規ニ取申儀可相止候、追而存寄ハ本家より差図可申事

一 儉約之儀ハ不及申候得共、世帯向其外万端無油断致勘弁、入用相減可申事

一 米店之儀者、借金少ニ而も無数借出し候儀、役頭勤第一之事ニ候、左候へハ、美服着御相對申候儀、不相応ニ候、向後家内綿服ニ可限候、勿論他行之節も右ニ可准事

一 店方手代共、木綿服・木綿帯可致着用候、外勤之節ハ其場所ニ応し、着用之品支配人ニ可致差  
凶事

一 店方ニ相勤候者之親類縁類ニ而も、店方ニ而為致滞留間敷事

一 支配人行跡第一ニ相慎、手代共不行儀委敷相改可申事

一 是迄取替金等、不残元利取立可申候、向後内外とも聊取替致間敷事

- 一 店方三季落金随分致勘弁、利金為登方相増候様、相勤可申事
- 一 店商売之外、手代共自分諸商売堅致間敷事
- 一 手代共別家申付候上、妻縁之儀本家より差図可申事
- 一 一米店名題之儀、追而可申付事
- 一 一米店地代宿賃並之事ニ候間、中橋へ勘定相立可申事
- 一 是迄正米商売其年之時氣相考、俵高売買ニ付、利潤又ハ損失有之事ニ候得とも、向後俵数之買置米、或ハ売過米等堅可相止候、勿論月々借入仕送り米ハ、其時之入用程ツ、買入相弁可申候、是以数月入用之買置米等可為無用候、不限米穀、惣而思ひ入商売堅致間敷事
- 一 店惣人数、向後半減相縮可申候、尤米店開発之節ハ札数相増、多用可有之候得共、諸作法等皆々手馴申候ニ付、勘定差引転取可申と存候ニ付、役附左ニ相記候事

覚

一 支配人

一 相對方助ケ壺人

一 金子方壺人

一 玉入老入

一 書替老入

一 米取手三人

一 賄方老女老入

一 食炊男老入

一 御藏見廻 但、支配人相勤申候

一 御藏日行司出勤 但、六人之内に相勤申候

一 米請扱老入、渡方老入 但、六人之内に相勤可申積

一 料理方老入 但、米渡方之者并肴や相勤申候、尤大水之節ハ日用相雇可申事

一 玉触 但、六人之内に相勤申候

一 子供老入

上下に十三人

一 此度人数減候上者、家内火用心別而可入念候、尤近所急火之節、取始末等兼而手配可申付置候、  
風立候敷、又者盜賊之取沙汰有之節、手代共申合、夜不寐番可相勤事

一 門口朝六ツ時々明ケ、夜五ツ半時限、順々ニ不寢之番定置、出入改可申事

右之通相改申渡候間、可相守候、此外洩候儀者、銘々存付次第取メ、儉約第一ニ取斗候而、永々繁栄相続候様ニ、平生無油断欠引可申候、勿論店繁昌を願候儀、主人ニ益有之様との為ニ候、店繁昌致候得ハ、自分の功ニ成候との心得ニ而者心得違ニ候、手代共功を賞し候ハ、此方共ニ有之儀ニ而、自分功を願候儀ニ而ハ有間布候、功多者共も深切ニ不存儀有之、また無功者を却而深切ニ存候も有之ものニ候、此意ハ志之上ニ有之事ニ候、乍去十分志を相立候は、自然と大功儀可有之事ニ候、遠方之店の事ニ候得ハ、能々申合、志相立可相勤候、別而支配人心得可有之事ニ候、以上

寛延四年辛未七月

吉左衛門

理兵衛

一一一 宝曆十年二月 勤方帳(申渡覚)

(「勤方帳」二三一五―二)

〔表紙〕  
庚宝曆十年

〔裏表紙〕

勤方帳

泉屋

辰正月吉日

申渡覚

家内勤方等今度改、各掛り之手代共江勤方帳を以申渡候、此条目朝夕坐臥作法書面之通相守可被申候、若違犯不作法之者在之候而者、余人之妨ニも相成候間、吟味之上可申付様も可有之候、是迄度々申渡候得共、猥ニ成り候間、今度入念相改申渡候条、別而年輩之者より巖重ニ相慎可被申候、即勤方仕格・勝手方取メり諸仕格、如左

勤方諸仕格

一 手代中夜分二階ニ致寐臥間敷候、第一火用心不宜、其上寐所離レ候而ハ諸事不用心ニ在之間、此分可被相心得候事

一 兩穴蔵之上ニ耆人宛兩人、支配方役頭中可致夜臥候事

一 見世番夜中出入改方、別家中泊番可被致寐臥候、太右衛門・伊右衛門四日目ニ暮六時々相詰、伝右衛門儀当分隔夜相詰、出入改可申事

附り、別家中若病人等有之、欠番之節ハ支配人夜分可相詰候事

但、鍵番子供壺兩人宛代り、相詰可申候事

一大戸出入夜四ツ時半限鎖可申候、公用向ニ而從他所歸候者ハ可為勝手次第候、内より出候者ハ公用之外急度出申間敷事

一他行不限公私、支配方役頭江申届可罷出候事

但、用向之訳、他出帳ニ出入刻限相記可申候事

一私用ニ付致他行候ハ、差合不申様繰合、壺ヶ月ニ二日宛休足申付候条、私用弁シ可被申事

但、朝之内他行之訳支配方江申届候上、差懸公用向有之候ハ、差止可申候条、可被致延引

候事

附、家内閑暇之節ハ一日ニ兩人も私用致他行候様可被相届候、若支配人へ睨、不申届、被

致他行候跡ニ而差懸ル要用在之候時ハ、甚手支ニ相成候、是等之儀是迄疎略ニ而有之間、

自今相互ニ未熟無之様慎ミ可被申候事

一勘定場ニ家賃方大払・小払可致夜臥候事

一吹屋見世兩人宛可致夜臥候事

一吹屋庭番所壺人宛代り番ニ昼夜相詰、出入改可申候、夜分ハ順番ニ壺人宛可致夜臥候事



- 一 吹屋見世多用之節者、其日々見合を以、惣手代中打込ミ相勤可申候事
- 一本番多用之節ハ、吹屋懸り当日煩用無之候ハ、打込ミ相勤可申候事
- 一 台所役買物方台所ニ可致寐臥候事

但、朝正六ツ時兩役之人數之内より順番ニ早ク起、用向夫々可致差配候、夜分ハ寐申前二土藏口々しまり火之元相改、下男女等夜臥ニも心を附可申候事

附、台所役兩人之内、当分闕役有之節ハ勿論之儀、平日共ニ買物方台所役申合せ、公私ニ付多用又ハ他行之節、用向差支不申様可相勤候事

- 一 買物方台所役一列ニ申合相勤可申儀勿論ニ候、今度改候諸帳面類差置場所江相詰メ可致帳合候事

一 火之用心昼夜可致大切候、釜竈風炉前男部家・女部家・同二階等、台所役買物方順番ニ相改可申候、男女昼夜くはへきせる、堅可為無用候事

一 出火之節銘々相勤可申、役懸り先年書附を以申渡置候通り相守、其場ニ至り不致混雜候様、書付之通銘々当り前無遲滯急度可被相勤候、別而諸帳面書物等第一ニ取除ケ可申候事

一 出火之節他所江廻ニ差使候手代中、不限昼夜出役之者罷歸候迄ハ、譬及深更候共台所役買物

方之内不致平臥相待、食事等添心可被申候事

一手代中公用ニ付出勤之節、子供召連候共台所役江申届、台所役より子供江可致差図候、銘々勝手心ニ召連出申間敷候事

一手代中私用ニ付無拋儀外聞ニも拘り候節、供ニ子供召連候敷、又ハ遠方江使ニ遣候敷、何レも台所役江申届、台所役々可致差図候事

一子供支配台所役引廻シ、行義等不法無之様可申付候事

一手代中子供履物銘々可致用意候、子供ハ預り役より致吟味可相渡候、自分履物之外堅クはき申間敷事

附り、他所之仁はき物堅クはき違ひ申間敷候、必竟家内じだらくニ相見、外聞も不宜候事

一手代中并子供算筆其外稽古之儀、夜分九ツ時を限り可申事

一子供算筆昼夜相励ミ、其上家内勝手向も能覚へ物馴、手代役も勤兼申間敷者ハ、新参古参年序ニ不拘候而元服可申附候条、銘々心懸ケ万事致鍛錬、物馴候様相励ミ可申事

一茶の間より用向在之、下男江申付候節者台所役江申届、於台所用事可申付候、茶之間勝手口より下男呼入、用事申付候儀堅ク可為無用候、返答ハ子供取次キ、難相分儀者女子共銘々台所江

出承り可申候事

附り、女子供自分用等可為同断候事

一 茶之間江懸り役之外、手代子供用向之外、堅ク致出入間敷候事

但、用向有之、此方共より手代子供呼入候時ハ、可為格別候事

一 洗濯場下女之外手代子供無用之者入込候儀、堅ク可為無用候、木綿物洗濯又ハ綻ひ等縫七候節ハ、台所役江用向相断可申候事

一 女共每朝台所役より起シ候節早速起キ、每朝定りたる所ハふき拭イ可致候、兩人之女共ハ食事早ク調、出来次第給候而、飯器等早ク片付仕廻可申事

附り、諸道具損不申様心を附可申候、諸道具遣ひ候品ハ、元卜之所江入置可申候事

一 下男女毎月一日之休足之外、他行之断申出間敷候、盆正月宿下り五日ニ限り可申候事

一 下男之中老人頭分ニ申付、下男等不作法無之様万端引廻させ可申候、尤台所役買物方より案内次第、惣下男共早朝起キ、家内ふき掃除等可致候、坪内迄も叮嚀ニ可致掃除候、右男頭毎朝立廻り、夫々可致差函候、諸道具持運ひ損不申様心を附可申候事

但、下男頭ハ主人分朝夕野菜料理等致し、其外台所見集取メ丁嚀ニ取斗ひ可申候事

帳

一 御公儀御触状到来之節、書翰方江申達、御紙帳ニ記置可申候、書翰方差懸ル用事多候ハ、誰

ニ而も御触書見聞之者御触帳ニ写之、主人并家内江可申聞候事

一 支配人多用ニ在之間、或ハ失念或ハ心附不申儀ハ惣手代中ニ支配人江被申届、諸事手後レ不念無之様、相互ニ心を添可被申候事

一 手代中病氣ニ付不致出勤候者、支配元メ江申届、医師方指図次第ニ可致候、若大病ニ及候ハ、医師転葉之儀勿論ニ候得共、是亦支配方江申出候而可任指図候事

但、病氣ニ詫候而不勤之者ハ、吟味之上暇可差遣候、尤病中其断を立不申致他行候ハ、可為同事候事

一 朝夕食事一同ニ給仕廻可申候事

一 別家中泊番、書面之通闕番無之様可被相詰候、若無扱用向有之候ハ、次之番江其断を立、繰り替江相頼可被申候、縦令用向無之候共被相詰候得者、家内之仕格諸事變動も自ら存被申候故、諸相談之節存寄も出可申候事

一 別家中相談筋案内申遣候節、時刻遅參無之様致し度候事

一 別家中本家取メ方損益之儀ニ付存寄在之歟、又者支配人を始手代中行跡不法之儀在之歟、要務之儀ニ付存寄等在之候ハ、内談之上主人共江可被及相談候事

一 別家中諸向より願筋取次被申候節ハ被及内談、主人共江申聞候共、所詮聞届申間敷筋分明ニ被存候儀ハ、決着之上早速其断願方之者江申聞セ、差戻シ可被申候、是迄ハ相済間鋪儀も不被遂吟味、年月を経候迄不致落着候故、願方之者可相済哉之心当も致シ了簡違ひ在之、却而致難儀候様ニも相聞候事

但、被及内談候而も難被致決着筋者、主人共江内分ニ而被相尋候儀者、格別之沙汰ニ而可在之候事

一 支配人、諸手代中役前油断無之様心を配り、諸勘定相改并勤方虚実を探り知り、依怙鬻肩無之様勿論ニ候、次ニ手代中才不能を見届、其役々勤兼申間敷者を兼而見定置、役替差配り相談之節、手支不申様懸心可被申候事

一 支配人ハ諸向多用ニ候故、味噌塩之世話迄ハ行届不申儀勿論ニ候、於然者支配名目大意を失ひ不申、其役筋相当之手代を附置、惣メく、り損益ニ心を配り可申筈ニ候、第一家内手代中行跡

虚実ハ、支配人自身之修行ニ可在之候事

一 支配人諸店用状到着不取敢致内見、用向等主人共へ申聞、指図を請、返書相認、主人共奥書取之、無遲滞可被差出候事

附り、

一 銅山方江戸店用状等ハ外見を憚り候儀有之間、其店之支配人自筆ニ而内状相認、申越候用向数通之儀ニ候、於然ハ当方も支配人自筆ニ而返書相認可申答答ニ候、外見を忌ミ憚候儀を筆役之者ニ認させ候而ハ、諸店支配人氣持も不宜候、忌憚候儀外見他聞ニ洩レ候而ハと致遠慮、不申越儀も可在之候、如右ニ而ハ遠国店々内証不相知儀も可在之候、自今ハ外見を忌ミ憚候書談ハ、支配人自筆ニ而返書可相認候事

一 江戸用状を銅山・長崎店江移シ可申儀ハ、用状着不取敢書拔、用状差出候節書落不申様懸心可申候、銅山・長崎店之来状を江戸店へ可申遣儀、是亦可為同断候事

一 諸向用状之返書等ハ、支配人自身文言可被致差図候事

一 遠国店ハ諸用勤方之筋書談取遣り而已を致見当、諸事致挨拶候事ニ候得者、是迄之通り等閑ニ取扱ひ、間違無之様大切ニ可被取斗候、必竟遠国店々ニ而本家を恐レ可相慎儀ハ書談

之外無之候条、被致疎略間鋪候事

一 諸国御役人様方暑寒年頭等差定り候外二、臨時幸不幸二付書札并音物等差上候儀、書状二申來次第書拔キ、筆役江可申付候事

一 諸願書之写・御役替・御名前替・御触状等之要務申來次第、公用帳・御触帳・年々帳・御役替帳并三季附届帳江夫々早速可為致書記候事

一 書翰筆役勤方、差定り候儀ハ前弘二書出置、年頭・暑寒・八朔・歳暮等音物二至り候迄、手後間違不申様、無油断平日懸心可被申候事

附り、

一 遠国諸店ぶ申來、表向諸用懸り來書可致披見事

一 公用帳・年々帳・御触帳・御役替帳并三季附届帳、当地之儀ハ勿論、諸店ぶ申來次第、早速書入可申候、惣而附届方記<sup>(録)</sup>祿之儀、手後間違ひ不申様二平日可致差配候事

一 出状着状月日番附届状遠方へ差出候儀共、入念帳面二記シ置可申候事

一 諸方ぶ之文通并使到來、自身見廻等主人共他行之節ハ、取次帳二記置可申候事

(付箋)

一 書翰方別而多用之節ハ他役より可相助段、支配人江可申届候事

一 諸方御附届方案内之節、手代分罷出致応対取次、子供并男共罷出申間敷事

一 主人共他行之節ハ勿論在宿之節ニ而も、諸々音信贈答不依何事、是迄不申聞不埒ニ候、手代分

誰ニ而も取次申者早々可申聞事

〔付箋〕  
此「一ヶ条今日從 且那被仰出候、得と御承知可被成候」

勝手方しまり諸仕格

一帳 奥蔵式ヶ所道具類相改、帳面ニ記シ、勘定場ニも差置、買入之分ハ書加、外江送り候分記置致

請払、土用干之節毎歳引合可申候事

但、右懸り役支配人勘定場内用方懸り之者共之外、致取扱間敷候事

一帳 泉蔵諸道具相改、帳面ニ記シ、毎年正月七日台所役ニ外役頭立会相改可申候、役儀交代之節ハ

帳面之通跡役江引渡可申候事

但、不足之道具類買入申候ハ、支配人江申届、支配方ハ買物方江可申付候事

一帳 惣飯米之儀、台所役引請、如左仕分可申事



一 白米搗減、其時々相記シ可申候事

一 人数毎朝相定り候後、飯米斗り渡シ炊可申候事

一 惣人数毎日改設置、飯米可致日割候事

一 吹屋諸働人、是迄之通仕分ケ付出可申事

一 仏餉米・報謝米・荒神稜合力米・糊米・常念仏米其外取替米、口々仕分ケ可申候事

一 飯米買入候節ハ支配人江申届、相場等聞合、匱略無之様可取斗候事

一帳  
一 台所世帯方小買物之儀、小払方より錢少々宛請取置、毎月致内分、買物方帳面ニ記させ候上、

小払方へ申届、内分ケ之通帳面ニ附入させ可申候事

一帳  
一 台所世帯方入用買物之儀、台所役相改、買入帳面ニ記シ置候上、通ひ帳ニ致印形、入り方之分

十日目ニ致仕分、買物方江申届、買物方下帳江附出シ、毎節季代銀相払候節高寄セ致し仕分ケ、

小払帳江記シ可申候、支配人相改可致吟味候事

但、落印之分ハ払申間敷候事

一帳  
一 台所役買物方之中ニ小帳面拵置、下男女給銀内渡シ設置、借シ過等無之様可致吟味候、給銀渡

候節ハ小払方より請取相渡可申候事

附り、手伝雇ひの者ハ其日々何方へ使ひ候と申儀帳面ニ記置、賃銀小払方江申届可相払候事  
一 諸買物之儀、別家并是迄之出入之者共より相調可申候事

但、代口物不宜候歟、代銀高直ニ有之歟、吟味之上他所聞合手本等見セ候而、其格を以懇意  
ニ可致指図候事

附り、是迄買物調ひ来候共、由緒無之一通り之出入之分、一切ニ用捨可在之候、此後別家之  
内同商店開致し候ハ、是迄出入仕来候其他家分ハ断申入、別家中より相調ひ遣し可申  
候事

一 帳  
諸店注文物之儀、買物方ニ而直段性合等遂吟味、相調可差下候、高寄セ帳拵置、諸払銀高仕分  
ケ相記、年中小払方勘定ニ引合可申候事

一 木綿綿類之儀、田地方ヨ年貢取之分、買物方より新田支配人江直段等致相對、買入ニ相立、代  
銀大払方江差入可申候事

但、木綿わた類新田方ヨ買入候分、此代銀ハ買物方ニ而ハ払ニ相立、其代銀ハ大払方江渡シ  
銀ニ立可申候、大払方ニ而ハ右代銀新田年貢内取ニ立、木綿わた代買物方より振り候訳相

記可申事

一 諸代口物買入在物ニ可相立分ハ、不残大払方江請取可致差配候事

一 大払方より金銀相払候節者支配方江申届、指図請可申候事

一 大払方両穴蔵より金銀出シ入候節ハ支配方江申届、立会候上ニ而金銀出シ入可申候事

一 大払役方々取替銀等支配方ハ申渡候節、其由来能々相尋、或ハ利銀之定、或ハ返済月限之訳、

証文表之大意帳面ニ記置可申候事

但、主人共并支配人より指図無之候ハ、少々之儀も取替銀堅ク可為無用候事

一 大払方仕分帳等江前年之分書替写出候節、年号月日を記シ、前年之帳ニ記シ有之通り断書等明

細ニ記シ置可申候事

但、是迄ハ支配人申付候通りを其儘帳面ニ記シ置キ、大払方之者仔細吞込ミ不申候故、年を

経候歟、其役人替り候跡ニ而ハ、一向訳不相知候儀数多有之間、今度別而入念申渡候事

一 大払方諸証文手形等一切預り之儀ニ而家之安危ニ拘り候大切成ル役目ニ而有之間、昼夜無油断

可致用心儀勿論ニ候、右諸証文手形等年季期月急度相改、或ハ催促、或者証文書替等之訳書出

シ張紙壁書等致し置、失念無之様可懸心候、一切金銀方支配人ニ申談、間違無之様差配可為肝

要候事

附り、家質期月利足催促方家質方江可申談候事

一大払方ハ小払方江渡金銀引合無間違様、双方相改可申候、小払方諸帳面吟味等疎末無之様、万端可致指図候事

一大払小払出入請払毎月上旬諸帳面相改、惣ノ勘定仕組候上ニ主人共并支配人立会候而致吟味、在金銀改可申候事

一大払役 御連上金銀御書附相渡候節ハ、御連上金銀・御米代銀算用相改、相違無之上、右写書張紙致シ置、御期月ニ至り間違不申様、支配人江申談可致上納候事

但、銅山主用第一之儀ニ候得者、前年より其心得を以大切ニ取斗ひ、差配入念可致手当候事  
一大払方諸店より毎年勘定精帳登り次第、小払方立会、下シ金銀・登セ金銀・為替等之訳当方帳面ニ引合、当方帳面ニ書入候分ハ記之、諸店之勘定小分ケ迄算用小あたり致し、若相違之儀有之候ハ、支配人江可申届候、相違無之候ハ、勘定帳其店ノ之分江早速写之、読合可申候事

一大払方諸店勘定精帳不残揃ひ候上者、無遅滞本番惣勘定帳仕組可申候、尤小払方可致手伝候、支配人立会入念取立申候上ニ口々引合相改、相違無之上ニ而主人共立会、諸帳面可致押合候事

一大払方毎歳帳面写替入念、遲滞有之間敷候、諸帳面写替相濟候上ニ、支配人立会相改可申候事  
一大払役諸店內外用状共返書等致披見、諸店勝手向差配り見習ひ置可申候事

一大払役公私ニ付他行之節者支配人江申届、鍵預ケ置可申候、小払方他行之節ハ是亦支配人江申届、鍵ハ大払役江預ケ置可申候事

一小払方諸帳面附入大払役ニ准シ、有物ニ可相立分、取替ニ可相立分、諸役向より申届候節とくと聞記シ、其趣帳面ニ記置可申候事

一小払方在物ニ立テ在之内、諸向江遣ひ候分入念払方ニ相立、年分請払無相違勘定可被相立候事  
一小払方ニ而小取替銀之節、相對之趣委細帳面ニ記置、期月ニ至り取立可被申候、若相濟候ハ、其趣書加置可被申候、尤小取替銀少々之儀ニ而も支配人より指図無之候ハ、堅ク取替被申間敷事

一小払方々手代中遣ひ銀・給銀等借シ過ニ相見候ハ、支配人江申届、指図を請可被申候事  
一小払方隠居諸別帳ニ記置、遣ひ方口々其断委細書記置可申候、尤仕分ケ帳ニ口々符帳を取、別帳ニ仕分附入可被申候事

但、世帯并差定りたる口々之外、臨時入用申来候節、支配人江申届、指図請可申候事

附り、諸払通帳之面を以引合、吟味之上相払可申候事

一 小払方毎歳諸帳面写替在物取替等、前年相对之趣相場等迄入念書入、写方相濟次第、大払役江申届、押合改を請可申候事

一帳  
小払方差定候幸不幸包金銀目錄、寺方布施物寺社祈禱料、寺方寄附銀、暑寒・年頭・歳暮・八

朔・五節句等之口々小帳面ニ記置、其時節ニ至り候ハ、支配人江申届、手後レ不念無之様

ニ、万事入念取計可被申候事

一 小払方諸払其役手々申届相払候節、帳面附入委細書記候儀勿論ニ候、若諸払方ニ付直段引合不申、高直之品有之歟、性合不宜歟、存寄等有之候ハ、支配人江可被致相談候事

一 小払方も、大払役諸帳面附入方、諸証文手形年季期月相对筋之訳、とくと見習ひ聞覚可被申候、何等之儀有之、大払役当分闕役も難計候得者、其節ニ至り差支不申様、懸心可被申候事

一 木綿端物糸類之儀者大払方々小払方江渡シ、小払方ニ而請払ニ季勘定可相立候事

一帳  
紙類諸遣ひ方之事

一 書翰場ニ而遣ひ候紙類、買物方々口々請取、帳面ニ記シ、紙類之仕分ケ致し、節季諸払之

節、書翰方入用ト名目を立、仕分ケ差出シ可申候事

一 筆墨類右同断之事

一 書翰場紙類筆墨請取置、請払仕分申候儀故、諸遣ひ方江一切差出申間敷候事

一 書翰場来状并反故類、一切外江出不申、溜置可申候事

一 はした紙類諸役場ニ而遣ひ候分ハ、不残買物方より相渡、可致請払候事

一 筆墨諸役場へ相渡候儀右同断、買物方ニ而受払可相立候事

ノ

一 帳  
進物方書翰場買物方台所方、品ニ依り勘定場へも相懸り候事

一 五節句・八朔・年頭・歳暮到来肴等、外江進物ニ出候儀者買物方台所方之内ニ而帳面拵置、

進物之先々相記シ、残候分ハ勝手方江遣候訳相記可申事

一 暑寒到来物者是迄之通書翰方ニ而見合、夫々致進物ニ請払可相立候、右請払買物方ニ而写

之、相残候分ハ買物方有物ニ相立置、進物之度毎ニ先々相記可申候事

一 反物類目錄金銀者大払方江渡シを付、大払方在物ニ可相立候事

一 到来物之儀、茶之間ニ差留候分ハ買物方ニ而其断書を致し、払ニ可相立候、反物類入用之分ハ

是亦右同断之事

一 洗濯場之儀、木綿類之外為致洗濯申間敷候、尤足シ綿袖口銘々相調可申候、仕立物之儀ハ外方  
ニ而銘々仕立申付、自分払ニ可致候事

但、洗濯場江無用之者手代子供致出入間敷候事

一 夜着之儀、銘々受取候分、銘々朝夕可致見集候事

附り、

一 洗濯之節足シ綿小切之分者、買物方へ申届、請取可申候、洗濯之節取違ひ不申様、銘々之  
分大切ニ可致始末候事

一 一老人前夜着壹ツ、蒲団壹ツ相渡可申候、病氣之節入用在之候ハ、勘定場江申届致借用、  
快氣之上自身持參可致返済候、尤勘定場銘々江渡候分、貸物帳ニ記可申候事

一 薬料之儀、病人より支配方江申届候上、買物方快氣帳ニ病人之名前を記、何日より何日迄何某  
療治と申儀、符帳を取り、相記可申候事

但、薬種ニ而相調候品者、買物方江申届、買物方々支配人江申届候上相調、通帳江病人名前  
相記、可致印形候事



一帳  
一酒之儀先年定置候通、壹ヶ月ニ六日之外堅可為無用候、客來在之候共、指図無之候ハ、酒出

申間敷候事

但、台所役遣ひ方帳面ニ記、受払可相立候事

一食事之儀、朝夕相揃一同ニ給仕廻可申候、銘々勝手次第ニ給候様可為無用候事

附り、

一朝飯茶漬、明六時過より五ツ時迄ニ給仕廻可申候、冷飯在之候節、相用可申候事

一夕飯、昼九ツ半時ヲ八ツ時迄ニ仕廻可申候、一汁一菜ニ限可申候事

一夜食、七ツ時より七ツ半時迄ニ仕廻可申候事

一食事之儀、出火之節出役之者不限昼夜罷歸候迄ハ、台所役買物方之内、夜分及深更候共不致平

臥相待、食事等申付給させ可申候事

一食事之節主用ニ付他行之者ハ、夕飯汁菜残置、帰り次第給させ可申候事

但、夕飯物膳立仕置、他行之分相改、右之通台所役ノ汁菜夫々可申付候事

一病人食物ニ付好有之候ハ、台所役江相頼可申候、銘々勝手次第ニ食事調味申付候儀、可為無

用候事

一 湯風炉昼八ツ時ニ始メ、拍子木案内有之候ハ、在宅之者手代子供一同ニ入、仕廻可申候、八ツ時半より下男下女之分入、七ツ時ニ湯風呂仕廻可申候、公私ニ付他行之者ニ而も、右之刻限過候ハ、入申間敷候事

但、男女一所ニ風呂へ入候儀、堅可為無用候事

(中略・家賃方普請方仕格之覺・後掲)

一 田島仕格之事

一 下作百性名前田畝相定、毎年収納高相對之趣、絵図ニ可致張紙候事

一 田島大絵図を致用意、田畑小名等記シ置可申候事

一 天王寺村辺田畑近年不益多、勘定引合不申候、仕法可在之儀ハ追々可被申出候事

一 吹屋仕格是迄相立在之候得共、損益存寄可在之候条、追而作法可相定候事

一家賃方・普請方仕格、借家土藏地面貸附様不益無之様、追而作法可相定候事

右勤方帳数十条者、必竟私家之作法目的而已ニ候、惣而手代中浮靡に流れず、不作法を慎ミ、私心無之様、深切に忠勤を励可被申気象在之候ハ、碎細之事にても潤色に可相成勘弁ハ可相立儀に候、如斯心得被申候上ハ、奉公の冥加にもかなひ、身分も立可申候条、各被申合、実貞ニ可被

相勤候、以上

宝曆十庚辰年二月

理兵衛

友俊(花押)

一三三 宝曆十年十二月 分与別家式

(「分与別家式」二一—四—二)

〔表紙〕  
「分与別家式」

本家・予州銅山支配人別家申付候式

一本家・予州銅山支配人休息申付候節者、家督銀拾貳貫目可差遣候事

但、在勤中格別致出精、勤功在之者二者、家督銀差遣候節、時之主人其心添可有之候、勿論

出精勤功在之中ニも本家永々之規模を立候者を第一上功可申付候、一時之變動を援ひ候者

ハ、其時宜ニ依り賞も亦厚薄可在之候事

一 休息申附致別家候節、為普請入用銀貳貫目可差遣候事

一 休息申附候以後三ヶ年之間夕者、為世帶賄料銀貳貫目宛可差遣候事

一 別家店開候節、為諸道具料銀貳貫目可差遣候事

付録 一三三 宝曆十年十二月 分与別家式

一 別家以後婚禮取結候節、為賄料銀壹貫五百目可差遣候事

一 別家申付候以後、格別役目申付候者ハ、其年月勤功ニ応シ、定之遺料可差遣候事

一 別家申付候以後三ヶ年之間ニ、家業取立可申候、勿論不実商売不埒成渡世等、堅不相成候事

但、家業存付候者、傍輩共相談之上、相応之儀於有之者、本家江申届、尚指図を請、商売開可申候、尤毎年勘定改を請可申候事

一家業取立候儀、三ヶ年之内ニ而も店開候者、家督銀請取候義者可為勝手次第候事

一 在勤中於店方取替銀有之者、家督銀引取候節者致差引、可為致返済候事

一 休息申附候節、別紙案文之通一札可差出候事

一 休息以後商売開候節、商売柄ニ依り無利足拾年賦之積ニ相定、請負証判取之、銀子取替遣可申候、銀子員数者其人其商売柄ニ応シ多寡可在之候事

但、三ヶ年定過候而も家業取立不申、定過候而商売開候者も可在之候、或ハ病人歟又ハ無拗筋ニ而致延引候儀、明白ニ而有之候ハ、本文之通取替可遣候事

一 別家住所之儀本家江申届、指図を請可申候、勿論何等致出店候共、出店不依遠近、是亦本家江申談、指図を請相極可申候事

一 別家婚禮取結候節、傍輩共致相談候上ニ、本家江具ニ申届、指図を請可申候、実子無之致養子候儀、是亦可為同断候事

一 別家之者共本家江日々相詰、万端心を附可申候、本家相談寄合之節、致不参問敷候事

一 手代共追々休息申附候上、別家中永々一家之因陸<sup>陸</sup>ニ相心得、万事無別心吉凶札ニ至迄、相互ニ及相談可申合候事

一 別家申附候次第、前輩勤懸り之儀有之候而、急ニ別家難申付事有之節者、後輩先ニ別家申付候儀も可在之候、前輩其跡ニ而別家申付候共、後輩之上ニ立可申候、然共両家別家之次第、在勤年数ニ不拘、勤功之輕重ニ依り、時之主人差配を以申附候間、異論有之問敷候事

一 別家共不致断絶候様従本家取立遣、相続人無之節者、致相続候様取計ひ遣可申候、然共不埒之筋有之者ハ、家号を削り、出入可差止候、就中勤功在之者之子孫ハ、不埒之輕重ニ依り時之主人心得可在之候、勿論勤功有之者之子孫不埒も無之候ハ、厚致会积可遣候事

一 江戸中橋店・同浅草米店支配人者、本家・予州銅山支配人同格ニ者難申付候、其勤方厚薄虚実を致探索、時之主人家督銀差遣候節、輕重差略可在之候、然共於中橋店ハ若一時之變動ニ付拔群之勤功を立候者歟、於浅草店ハ永々之利益ニ可相成規模を立、或者一時差配りニ依り格別之

利益在之様勤功之者歟、右様之趣時之主人致斟酌、本家・予州銅山支配人同格ニ可申附候、長崎店支配人は亦其勤功之時宜ニ依り、休息申付候節、主人心得可在之候事

一 本家并諸店右以下之手代共、年数相勤、無疎略出精之者共休息申付候節者、在勤中致辛勞、務方深切之輕重ニ依り、時々主人見合を以、目錄可差遣候事

一 本家・予州支配人右箇条之通定置候得共、年数相勤不埒無之者ハ、其時之差配リニ依リ、支配之名目ニ斗り相立置候儀も可在之候、其人支配中為差勤功於無之者、家督銀減少申候、并普請料・家器料・三ヶ年世帯合力・婚札賄料等、右ニ准シ可致減少候事

分与之式、是迄仕格年来存意ニ不相叶候ニ付、此度相改候、向後永世右条々可相用候、以上

宝曆庚辰年十二月

理兵衛  
友俊(花押)

支配人別家申付候節、一札取置之候案文如左

但、右以下之手代休息申付候節、此文言之趣を以、文段増減可在之候事  
覚

一 私儀從幼年御養育被下、御奉公相勤候処、此度休息被仰付、御家号被下、別家仕候ニ付、為家

督銀若干被下之、其外家作料・諸道具料・三ヶ年中世帯御合力被下、婚禮賄料迄其時期二至可被下之旨被仰渡、其外万端結構被成下、忝仕合奉存候、然上者渡世無油断相勤、少も掛御苦勞申間敷候事

一 御主人江相障候家業仕間敷候、勿論御指図を請渡世相営、毎年勘定御改を請可申候事

一 子孫永々申伝、御主人江対不埒之儀為致申間敷候、勿論御家法万端聊為相背申間敷候事

一 縁辺之儀御指図を請可申候、子孫末々二至迄親類縁者他家共養子取遣、御主人江相届、御指図を請可申候事

一 御本家万一御身上衰、私身上繁栄仕候者、随分出精御本家江助力仕、御相統御座候様可相勤候、

子孫二至候迄次第二此心得為致、永々相違申間敷候事

一家業并私用二付他国仕候節者、御本家江相届ケ、御指図を請可申候事

右之通子孫永々急度相守可申候、為後日仍如件

年号月日

某様

御内  
誰  
印

右案文之通、向後手代共致別家候節一札差出可申候、已上

宝暦庚辰年十二月

理兵衛  
友俊(花押)

二四 宝暦十一年八月 家賃方普請方仕格之覚

(「勤方帳」一三三―一五一)

家賃方・普請方仕格之覚

- 一 借家町所方角画図面に、借家大小畳数、土蔵地借納家、其場壱軒宛之宿料定を記可申候事
- 一 家賃方普請方は迄帳面無之ニ付、今度改、如左諸帳面新規ニ立置可申候事
  - ・ 物借家土蔵納家地借町所表裏間数大絵図
  - ・ 金銀請払帳      ・ 借家月改帳      ・ 借家仕分番附元卜帳
  - ・ 町役銀仕分帳      ・ 残借取替帳      ・ 借家附物有物帳
  - ・ 家賃蔵鋪地借壱ケ年差引帳
- 一 絵図面ニ在之いろは符帳番附之通を、家賃仕分元卜帳ニも壱軒定ニ見安様可相記候事
- 一 沽券証文并家守請状相改、大弘方証文<sup>(筆)</sup>単筒江入置可申候事
- 一 借家物絵図ニ壱軒宛いろは番附を書付、沽券元卜直段、当節之売券直段、町役、町役銀、家守



給銀、町入用大数、疊数、土蔵坪数、地借坪数、浜地納家直段附、御地代金、浜地冥加銀等、  
老ケ年差引大概見当書記可申候事

但、京都・江戸・長崎家屋鋪、仕方右同断記可申候事

一家賃請取候節、借家主誰より銀何程受取候旨、借家土蔵等番附之通引合、各名前書付、家守方より取之可申候事

但、毎月家賃取立候儀、其所ニ依り難取立場所も可有之候間、五節季ニ取立候儀も可在之候、

於然者当日ニ右借家土蔵番付名前等書付出来兼可申候条、節季後早々右書付可差越之旨、

家守中江兼而可申渡候事

一家賃藏鋪等如右請取候内ニ而町入目家守中より相払候ハ、其払方其町々、或八月行事割書、或ハ御公銀等其御役所より御書附可被遣候条、右差引書ニ相添、家守中より請取可申候事

但、町法有之候而町入目割書無之、其町内家守中江通帳抔渡置、割付書ニ而致差引候様之所も可有之候ハ、其通帳其度毎ニ家守中より差添相渡、支配人改濟次第、其町々江差返

シ可申候事

一右家賃等并町儀、差引書之通を具ニ請払帳江書出可申候、普請銀町入目諸払取替等家賃方江拘

り候分ハ、不残家賃方より直払ニ致し、其払方先方通帳又ハ書出し等取集メ置キ、毎月勘定場江主人共罷出、帳面改候節、家賃方諸帳面改を受、押合印形取り、有物金銀錢是亦改を受可申候事

一家賃銀并諸払、今度致出来候新帳符帳江口く仕分ケ書入、其仔細入念記置可申候事

一借家主三ヶ月も家賃滞、不相応之借シ高二相成候ハ、早々家明ケ可申付旨、家守中無油断様精々心を付可申渡候事

一当節住居之借家主前年宿料滞候分ハ、銘々符帳初段ニ残銀高書出シ、其次ニ其年正月より順くニ請取銀書入、借家老軒宛之差引毎年明細二分り候様可致差引候事

一当住借家主又ハ他所江引移候者ニ而も、宿料残かし有之分ンハ、何町家守誰何印シ借家主誰と申儀、家賃残借帳江明白ニ記置可申候、如是書入無之候而ハ、毎歳家賃勘定仕組銘く符帳より算用組上ケ候而ハ隙取可申候、其上間違可致出来候条、右之趣固ク取斗ひ可申候事

一宝曆十庚辰年十二月迄之家賃残かしハ、其町く家守江取替ニ相成有之内、前々家守より附渡り古貸、又ハ家守引負、又ハ先年他所江引移候借家主等も有之、甚不分明ニ候間、かり主名前相知候分ン斗仕分ケ、元ト帳符帳并残借取替帳ニ書出シ、借り主申分ン有之候ハ、古貸符帳江

書記、毎歲勘定精帳ニ其断書出シ可申候事

一 物掛屋鋪借家主名前、壹ヶ年ニ三四度程宛毎歲家賃方之者致見分、明キ家住家口ノ出入月数等月改帳江具ニ書入可申候事

一 毎歲十二月上旬諸懸屋鋪家賃方之者相巡り、其場所ノ壹ヶ所宛借家惣人数を改、男女子供を仕分ケ帳面ニ記置、屎菌代銀請負之者と相對を以定置、是亦明白ニ直段并請負人名前住所等、帳面ニ記置可申候事

但、船場遠近ニ依り、代銀定高下可有之候事

一 毎歲春中、前年之家賃勘定精帳仕立可差出候事

一 家賃精帳取組候仕格者、借家銘々名前之儀ハ符帳ニ而分り有之間、書出候ニ不及候条、掛屋鋪壹ヶ所切疊数ノ上ケ直段高下を書分ケ、取銀高二突合セ可申候、蔵鋪納家地借等同断ニ算用組上可申候事

一 家賃精帳ニ家賃残かし有之分ハ、借り主名前銘々書出シ可申候事

一 町入目ハ掛屋鋪壹ヶ所切ニ、壹ヶ年高斗精帳ニ書出シ可申候事

但、内訳小分ケハ壹ヶ所切、明細ニ別帳ニ記可差添候事

一 普請入用ハ掛屋鋪壹ケ所切、壹ケ年高斗精帳ニ書出シ可申候事

但、内訳小分ケハ壹ケ所切、明細ニ別帳ニ記可差添候事

一家守給銀ハ壹ケ所切、家守名前精帳ニ書出シ可申候事

一 精帳仕立様ハ上半紙を立紙ニとぢ、掛屋鋪壹ケ所切ニ右定之通り書出シ、其場所〳〵の家守に改させ、印形取り可申候事

一 掛屋鋪空地ニ借家土藏納家等新夕に立候ハ、家賃元ト帳に其軒数符帳を増、畳数坪数ノ高に加エ、銘々宿料畳直段を記可申候事

但、絵図面ニ右新建之分、急度書加可申候事

一 惣借家賃シ座鋪土藏附渡り板椽天井ニ階板床カ板敷居鴨居格子畳戸(襖)障子等之諸色、家賃元ト帳ニ引合せ、いろは符帳番附之通ニ附物帳ニ書記置、其写書其場所〳〵の家守方江相渡シ置、借主有之節ハ一札を取置、かり主他所江引越候時ニ至不致紛失候様、書付之通家守方江請取可申筈、兼而家守中江可申渡候事

一 借家中勝手ニ依り窓を明ケ、床カ落間等自分ニ取立候ハ、他所江引越候節、以前之通取繕、家守方江可相渡旨、借家主ニ可致相對段、兼而家守中江可申渡候事

一借家主勝手ニ依り、尅軒之借家を仕切り、両竈を立、致住居候者有之候、当分ハ双方便利之様ニ有之候得共、一方他所江引移、其跡明キ家と成候得者、表裏通路無之故、おのつから借り人無之、借家捨り申候、其上表付之畳料も、裏口斗残候而ハ、裏家並之畳料ニ而かし付候様ニ相成候、是迄ハ家賃方之者不吟味故、其時之勝手次第取斗ひ候得共、自今右様ニ借家かし付候儀、急度可為無用候、勿論是迄右のことくに仕切りかし付候分も、追々借家明キ次第、有り形夕之借家ニ取繕ひ置可申候、此趣兼而家守中江可申渡候事

一借家裏口路次通用之空地江、自分勝手を以銘々建物致し置、又ハ庭ニ取入板塀等構置キ、通路を差塞キ候場所多相見候、自今追々取払可申旨、家守中江可申渡候事

一家守中之内ニも是迄自分勝手を以、空地を取入庭杯構、塀を立土蔵小家等立置有之、甚自由成ル致し方ニ候、今度相改申候上ハ、地代定之通差出候歟、又ハ取払候歟、急度其訳相立させ可申候、如此明白ニ無之候而ハ外々家守中も不法ニ可相成候、惣而申渡候儀及違背候ハ、家守役取上ケ可申候事

一家賃借家主より請取家守方ニ引込ミ置、家賃勘定之節相滞、勘定差支ニ相成候ハ、家守役取上ケ、外江可申付候事

但、代り之家守ニ可相立者内々ニ而相定置候上ニ而、差支不申様取斗ひ可申候事

一家賃銀滞他所江引移候ハ、其借家主引取証文ニ残借シ書記シ、家請人印形取置之、追々滞銀取立可申筈ニ候、尤其時宜ニ依り借家主諸道具、滞銀相済候迄預り置可申致し方も可有之候、是等ハ滞銀捨り不申様、家守勘弁ニ可在之事ニ候、自今是等猥りニ不相成様、兼而家守中江可申渡候事

一別家之者借家ニ致住居候ハ、定之通家賃蔵鋪地代等急度取立可申候事

一家守中及大工棟梁諸職人日用手伝等、或ハ取替銀或ハ前借銀等家賃ニ拘り候分ハ家賃方より立替、家賃方有物ニ立置、家賃内請取高より新借之分も貸渡シ可申候、尤年賦年済物ハ年月定証文取置、帳面ニも其説明白ニ相記シ、毎年作料代口物売代銀家守給銀之内ニ而引取、残り之分翌年新帳ニも借付候節之対談之訳相記可申候事

但、右取替銀等毎歳請取候ハ、此済銀高も家賃内請取高同断ニ、毎歳勘定精帳ニ仕組可申候事

一普請仕格者、其場所之訳、時之支配人江申達候上、普請方之者棟梁并職人召連レ、家守立会人

念致見分、番細仕様帳ニ書立候而主人共江相尋、尚指図を請候上、普請ニ取懸り可申候事

但、借家新立并修覆共、入目致俟約、少々ニ而も下直ニ仕上ケ可申儀、肝要ニ候、然共年を  
経不申内ニ朽腐破損致し候而ハ、無益ニ相成候条、直段下直ニ買調、年旧朽不申様、其場  
所〳〵ニ致相応候材木買入可申候、是等其懸りの者可致勘弁候事

一 柱板貫小割挽キ物指シ鴨居敷居等石類釘鉄物、何ニ而も普請入用之品買入候儀、下直ニ当り候  
様其道〳〵平日心懸ケ、鍛練緞練功者ニ可相成様差配肝要ニ而可有之候、其品ニ依り現銀ニ買入勝  
手ニ可相成筋ハ、見積を以及相談可相調候事

一 諸職人手間作料日〳〵通帳ニ記シ、家賃方印形押之可申候、若無印之品有之候ハ、急度相払  
申間敷候事

但、普請場所之家守方ニ而も、普請中ハ工数人別人別入用諸色帳面ニ記候様兼而申渡置、諸職人  
材木石釘家根板土砂藁苅等迄も、家守方江も銘々書付を以可申届段、兼而諸職人売主中江  
可申渡候事

一 新立并修覆出来上り候而、家守方ニ有之右諸職人日録買物等品々通帳ニ引合、相違無之儀見届  
候上、其口〳〵家賃方より可相払候事

一 普請方諸払ハ、家賃方之者可致進退候事

一新立并修覆場江普請方之者度々罷越、諸職人不致油断様可致指図候事

一大工家根屋左官瓦屋釘屋石切日用等銘々呼出シ、普請仕方普請方より直ニ可申渡候、是迄ハ棟

梁日用頭取次を以夫々申次キ候故、紛ハ敷候、自今普請方より直ニ可申付候事

一 借家借蔵等少々斗痛ミ申候所ハ、普請方之者借家改ニ相廻り候節致見分、早速取繕可申付候、

少シ之破損所打捨置申候故、及大破修覆大造ニ成候、然共家守方ハ自分支配致し候家蔵故、少

々ニ而も宜方ニ致し置度存候儀人情ニ而有之間、無益之所ニ入念候様成行事ニ候条、是等之趣

普請方之者差配り<sup>趣</sup>醜酌可在之候事

一 柱板其外諸材木古木敷居鴨居板椽天井格子石類畳襖戸障子、何ニ而も残有物帳面ニ記置、直段

付致し置、遣ヒ方有之節壳ニ立、其場所々遣ヒ方ニ而ハ買入ニ立置、紛ハ敷無之様入念請払

可相立候事

一 本家普請并修覆、本家入目ニ相立可申候、勿論普請大小共勘定場懸リニ取斗ヒ可申候事

一 本家より致合力遣候新立并修覆、主人共江相尋指図を請候上、取材ヒ可申候、勿論入目ハ本番

入用ニ可相立候事



一別家之者自分居宅新立并借家住居内造作修覆等致し候ハ、自分取斗ひ諸職人江直ニ致相對、買物等口く直ニ買調候而、普請方之者江諸事相頼申間敷候、普請方之者も内分致世話候事、可為無用候、普請方之者より致世話候而ハ、本家合力之普請之様ニ相心得、諸事紛ハ敷相成候条、自今双方可致遠慮候事

家賃方仕格相立不申故、此度仕格相定候、向後右条々之通相守可申候

宝曆辛巳年八月

理兵衛  
友俊(花押)

一三五 (宝曆十一、十二年) 吹所勤方諸仕格

(「銅方公用帳」二番)

吹所勤方諸仕格

一火之用心第一ニ心掛可申事

一不寐番式人、夜八ツ時代りニ而、是迄手伝之内より相勤来候、夜分ハ右式人に裏方を打任せ在之事ニ候間、吹所店ニ相詰合候者より、右番人出入共念入相改可申候、勿論右番人を使ニ出シ候事可為無用候事

一 大工江ハ、銘々受持之床前在之候間、其日〳〵の仕事相仕廻候ハ、別而火之元念入候様可申付事

一 毎日吹方仕廻候ハ、手代分銘々掛の床前者不及申、惣裏火之元念入相改可申事

一 吹所入口ハ出入繁候間、店明不申様交代ニ相詰、昼夜共出入念入相改可申事

一 仲間中申合之条々猥無之様、急度相守可申事

一 此度吹方一件元帳一冊、名代人江相渡候条、銘々役掛り之儀ハ手帳ニ写取、日用相弁可申候、勿論裏方諸作法等ハ、右元帳之条々を以、猥ニ成行不申様可致差配事

一 毎朝六ツ時より表門口を開候而、銘々吹方役掛り之場所江相詰、夫々定之出前銅相渡、惣吹方床数・人数等致吟味可申事

但、裏吹方役懸之者、毎日吹方仕廻迄ハ裏番所ニ相詰、不絶床前を見廻り候而、吹方善悪ハ不及申、不作法無之様可致差図候、吹方諸帳面此所ニ而附入候而、其晚〳〵ニ持帰り可申候、裏相仕廻候ハ、不残吹所店ニ相詰メ可申事

一 吹所東路次より銅・炭出入いたし候節ハ、手代分之者罷越、荷数念入相改可申候、勿論銅船積、別子銅水上之節ハ、別而念入相改可申事

但、棹銅船積之節ハ、上荷船頭之致顔付、箱数・札数念入相改可致船積事

一 銘々役割申付置候ハ、棹銅箱詰之節ニ而も日用手支候故、難取欠キ候間、以來ハ手明キ之手代

・子供不殘罷越箱詰可致手伝候、其外平生共裏方江入込、吹方見習せ候様心掛ケ可申事

一 吹屋ニ相勤候者不心掛ニ而、吹方之仕格をも不存候てハ、却而大工・手伝共ハ差図を請候様ニ相成、下知不相用、おのつから遠慮勝ニ罷成候故、万端ニ付不見当損失可在之と被存候条、以來ハ吹屋勤之者、子供之内より吹屋役義申付、見習せ置可申事

裏吹方之儀ハ取広ケ候事故、無人ニ而ハ末々迄吟味行届不申候間、万事ニ付不吟味勝ニ相成、おのつから大工・手伝頭等致我儘候様ニ可相成候間、向後人数を相増シ、役儀申付候条、銘々無油断可致精勤候、即役割如左

一 吹屋仲間名代 壹人

助 役 壹人

一 仲間中毎月三日宛寄会之節、無不參致出勤、銅・炭相場并足り銀・吹減等聞合候而、此方吹方心得可在之候事

一 銀座灰吹通ひ帳差引太切ニ致算当、銀座を案内次第、無遅滞差出シ可申事

一 日々出来灰吹請払太切ニ可致差引候事

一 秋田銅請入船積入念可致請払候事

一 吹炭買入方直段等相對之儀者、炭生合<sup>(性)</sup>・直段相談之上、吟味を詰可申事

一 諸銅売買共直段定之義ハ、支配人と頭役之者立会、可致相對候事

但、銅代并中炭・小炭・辛味代銀等請取候ハ、直ニ銀子方江相渡可申候、尤諸帳面日

々支配人より改を請置、毎月晦日支配人立会、荷物出入之分ハ箱帳と可致押合候事

一 長崎会所余銅并対州売銅直段定相對之儀、右同断

一 吹方働人諸仕格之儀者、元帳を以相糺、可致差配候事

一 棹箱ハ年中致船積候棹銅之數取ニ候間、間違不申様時々致請払、棹銅船積帳と引合可申事

一 錢払帳面毎月晦日限致請払、支配人立会相改可申事

一 銅廻着届日、銅方惣年寄・銀座・長崎会所江無失念届書差出可申事

一 名代・助役弍人之内、壹人ハ吹所ニ相詰、諸差配可致吟味候、壹人ハ表向長崎会所・仲間寄

会等可相勤候、勿論其日々の繰合を以、交代ニ而相勤可申候、尤表向吹屋方無隔意申合、

可相勤事

一 吹方諸藏之鍵ハ不殘預り置、朝暮可致始末候事

ノ

一 合吹方  
 鍔吹方  
 灰吹方

一 合吹方出前不同無之様致掛改可申候、勿論焚鉛貫目等ハ、其銅之足り銀二応シ増減可在之候、  
 其外合屑升数并吹辛味等、日々念入致見分可申事

一 合庭帳、鍔庭帳・合出来帳・鍔出来帳・鍔出前帳・鍔鉛留帳・灰吹揚帳、日々付込可申事

一 毎朝合藏江壱人、荒銅藏江壱人相詰、鍔吹・合吹・灰吹共、一日分出前相渡可申事

一 鍔吹方之儀、当家根本之事ニ候条、仲間中も鍔出来悪鋪候而ハ、当家之耻辱ニ候間、別而  
 心を付可申候、尤鍔大工共江急度申付、已来ハ鍔殻念入可相改候、若出来悪敷、或ハ鉛氣残  
 り有之候ハ、其殻を焚返シ、鍔直させ候程ニ日々遂吟味可申事

但、是迄ハ鍔中身斗地壳ニ仕来、頭ハ不殘小吹江焚来候得共、以来ハ中身・頭共地壳ニ相  
 成候積ニ随分殻能ク枯候様、無油断大工中江可致差図事

一 灰吹足り銀定例之積を以致算当、若シ足り銀少ク候ハ、灰吹留粕致見分、銀氣少も無之候ハ、当人之鍔殻を焚返し、致問吹蒙吟味可申事(遂力)

一 灰吹揚り候節ハ、大工ヲ掛りの者江申届させ、手代分之者灰吹を揚可申候、其上ニ而留粕致吟味、玉銀等麓末無之様取集、持帰り可申事

但、毎日出来灰吹、致裏打掛改候上、鍔大工名前并灰吹銀目を書分ケ、床前江致張紙、遂吟味可申事

一 間吹方  
別子蔵方

一 毎朝別子蔵江相詰、一日分出前相渡可申事

但、出前相渡候ハ、直ニ錠おろし置、間吹床前之者猥ニ出入致させ間敷事

一 間吹銅毎日吹立候分ハ、不残致掛改請取可申候、尤床前ニ間吹銅隠シ置不申様、可致吟味候事

一 間吹屑升数并出来屑・間吹斤数念入相改可申候、或ハ屑吹之節、荒銅を焚込ニ候て、屑間吹之斤数を合せ、銅氣拔さる屑を捨物場江可持參も難斗候、其上屑銅を間吹之中江入交江、致

掛渡候儀も可在之候条、毎日掛改之節、別而心を付相改可申事

但、毎日吹立候屑并吹辛味等、大工面別ニ除置、日々相改可申事

一間吹庭帳・間吹出来帳・別子掛目帳、其外掛り之帳面日々附込可申事

一別子銅水之上節ハ、予州正味此方正味引合致掛改、相残丸数入念相改、悉致皆掛請取可申事

一 小吹方  
地吹方

一棹吹ハ間吹銅斗ニ而吹立可申候、已来鍔銅頭を取交せ、棹吹致させ間敷候事

但、鍔銅迄も棹吹へ焚させ中間敷候事

一 地吹出前ハ一日前宛掛切相渡可申候、若シ斤数余斗ひ吹候ハ、遂吟味候上可相渡候、尤疵

丁等相改、余斗有之候ハ、吹直させ可申候、勿論目合軽重相改、可致差凶事

但、鍔銅ハ地壳吹之外、棹吹床前江取散不申様、際を立可申候、尤毎朝小吹・地吹共出

前相渡候ハ、鍔蔵へ錠おろし置、小吹床前ニ鍔銅を隠置不申様心掛、可致吟味候事

一 留土并湯取箸、籠末在之候而ハ一命ニ拘り候太切之道具ニ候条、鍛治屋并留土搗方共念入可

申付候

一 炭  
湯床方

一 炭蔵入之節ハ名代人立会、俵数并炭性合之善悪・貫目等入念相改候上、請取可申事

一 中炭・小炭・素灰等売払候節ハ、念入帳面ニ付込置、毎月晦日限致高寄、箱帳と押合せ、代銀請取候ハ、銀子方江相渡可申事

一 中炭・小炭・素灰致俵詰候節ハ、炭家手伝ヲ役手之者へ申届させ、見分之上可致俵詰候事

一 炭下帳・炭請払帳・湯床請払帳、入念日々付込可申事

一 諸床前渡炭、毎日吹方定之通相渡可申事

但、諸床前年中吹余り炭上ケ候ハ、其大工名前帳面ニ記置可申候、尤極月仕事仕廻候節ハ、余り炭之分不残此方へ上ケさせ可申、炭遣方宜者へハ、褒美指遣可申事

一 箱帳方  
米方

一 吹所出入念入致吟味、無用之人堅ク出入致させ申間敷候、若シ無抛方ヲ頼来、吹方為致見物候節ハ、名代人江申届、忝人付添致案内可申事

一 銅・炭其外諸荷物出入共、札数致吟味相改候上、箱帳へ付込置、毎月致高寄、支配人・名代



人立会にて、諸荷物下帳と致押合可申事

但、中炭・小炭売払等ハ、炭帳と押合せ可申事

一米買入之節ハ、支配人江申届相調可申候、尤日々白米炊入用升数并人数等委書記、毎日頭別平均帳面ニ付込、入念可致請払候事

但、諸方取替米等、勘定場帳面と突合せ候様帳面ニ記置可申事

一手伝差配方 箱帳方式人々兼帯

一 毎朝手伝帳ニ致顔付可申事

一 手伝仕事場役割、毎朝人数揃候上致差図、帳面ニ記可申事

一 荒銅蔵・別子蔵折り銅丸数并踏物升数等致見分、日々相改可申候事

一 炭家・土家共、籠末無之様入念可申付候、余ハ其日役割応シ、作法相糺可申事

一 手伝之内より床前へ被雇候ハ、其床前の大工より申届させ、手伝方仕事手支無之候ハ、遣

シ可申事

一 棹銅箱詰之節、手伝無人ニ而ハ手支候間、其当日不参無之様、前日より急度可申付事

定

- 一 火之用心第一念入相改可申事
  - 一 御用銅吹方者勿論、諸吹方共麓末無之様相務可申事
  - 一 御用銅御急之節者別而可致出精候、其外平生共諸吹方日々定之斤数、無相違吹立可申事
  - 一 吹方諸働人作法之条々、急度相守可申候、并日々申付候差図之通、為致違背間敷候事
  - 一 御用銅箱詰・船積之節ハ、手伝人数無不參相詰可申事
  - 一 仲間申合之条々、猥無之様急度相守可申事
  - 一 諸銅売買、吹炭買入直段組之儀者、於吹所店致相對、売買共先方ハ端書取置可申事
- 但、売買共代銀不殘即銀定之事
- 一 毎朝六ツ時より表門を開キ、銘々役場へ相詰可申候、尤吹所店二者昼夜共交代ニ相詰、出入念入相改、無用之人猥ニ為致出入間敷候事
  - 一 諸帳面日々無懈怠付込可申候、別而諸荷物出入間違無之様、荷数・札数念入相改、帳面ニ扣可申事

一 銅廻着届日

銅方 朔日 五日 十日 十六日 廿日 廿五日

銀座 十日 廿日 晦日

長崎会所 晦日

一 灰吹納日

六日 十七日 廿四日

右前日執替江相渡可申事

一 湯床日

十日 廿日 晦日

一 吹方錢払日

大工 十五日 晦日

差・手伝 十日 廿日 晦日

一二六 寛政十二年七月 覚

(寛政十二年「掛板」)

覚

一 当番兩人暮時より本場江相詰、顔附改濟候ハ、火之元入念見廻り、行灯・火鉢等二迄迄心を付、表玄関二寐、門出入名前鍵預吟味方江相達、自分開鎖可致、尤番組定置、無扨差支之節者次番相頼、暫時も闕席致間敷候

一 諸役勘定向、是迄定通改請可申候、役場へ買物・日雇顔付等、兩三日目位通付入させ、改請可申候

一 他出之儀可成丈慎可申候、無扨他出致候ハ、支配方江届可申候、不居候ハ、重役へ可申入候  
一 病氣之節者相届、引籠可申候、服薬貼<sup>(針)</sup>祈自分扣置可申候、若重病二候ハ、余人を心付記置、尤互二心を付介抱可為致候、重病二候ハ、食物望二任可申候、軽病ハ台所も不遣、当人も可有遠慮事二候

一 食事之節洗濯場江入込申間鋪候、且男女仮初ニも言を交、相戯猥りケ間敷事無之様、常々相慎可申事

一 表メ候後飲食致候共、声高二雜談致間敷事

一 棋將・碁、(マ) 昼七ツ時迄ハ遠慮可致候、役場仕舞候上、台所勘定場辺ニ而可相催候事

一 謡曲たりとも役場ニおゐて発声無用ニ候、併相好候者、夜分表之間ニ而稽古可致、惣而遊稽習(芸)

熟者自己之慰ニ候間、隱蜜ニ可致候、尤驕ニ准し候品ハ、決而取扱致間敷候

一 銘々奉公之身と申所江心を付、日夜行作正敷相慎、礼讓を本とし、儉約を守、衣類器用奢侈を禁、若輩を不軽侮、先輩年長を敬、若悪事あらハ互ニ異見し、朋友之道を尽、我意を不用、閑暇之節ハ打寄、事之益不益を論、自心得ニも相成筋申談、子供ニ至迄算筆行義忠孝之道申勸メ、少ニ而も善道江誘引致候義、常々可相嗜事

一 勘定場并茶之間等、猥ニ立入申間鋪候事

一 他出致度候共、前刻同役不居合候ハ、帰候迄相待、役席無人ならさる様可心得事

一 京并近郷行旅之節、重役たり共門外見立不及候、台所可為限候、尤遠方長別ハ格外之事

一 傍輩中音信贈答相互ニ失墜ニ候間、輕少之物たり共向後相止可申候

一 常々儉約ケ条之儀ハ、別ニ申迄も無之候、役場ノニおゐて勘弁可致候事

一 吹所之儀者当時仕法相立置候通、堅相守可申候、本家役場ノ先規之通、無違失相守可申候、

猥ニ相成候義ハ可相改候事

一 御銅山方之儀、其外家職之筋、旧記平生心掛致見聞置、其役ニあらず候共、心得罷在度事ニ<sup>(候)</sup>

一元服ノ三ケ年之間、前髪同様ニ可相心得事  
右之趣堅相守、一統和順精勤可致候事

寛政十二庚申年七月

一一七 寛政十二年九月 改正仕法書(定)

〔予州銅山改正一件控〕一五―六―九

改正仕法書 西之内建紙

一 銅山勘定惣縮メ是迄部屋勘定と唱、支配人一己之存意ニ而取組、其上精帳仕立候儀ニ而、右部屋勘定傍輩とも江ハ不為致披見、仕来とハ乍申当時之儀ニ付、主人始頭役之面々、右之訳ケ一向於存ハ、大勢之人江支配人私曲之筋も可有之哉と相疑ひ可申歟、何れにも大業之場所、別而当時節柄、以内存取斗勘定仕立候段、諸向仕法ニも相振レ候、依之此度左之通仕法相定候

定

一 諸役所々勘場江差出し候精帳仕立之儀、是迄之通りニ候事

一 部屋勘定仕格之儀ハ是迄之通り、以来ハ元メ共立会之上、得と相糺、惣勘定組立可申候、勿論出来候上、支配人始元メ共相違無之段令奥書、銘々名印可致事

一 精帳是迄之通り七月・十二月限両度ニ相仕立、当家江差登セ候事

一 元メ役之者、山里諸役所帳面其外不依何事、立会相改吟味可致候、尤右改之儀者元メ本役之者  
二 可限事

一 二季勘定改為立会、従当家年々春毎ニ為名代一兩人差下し、両度之勘定相改、相違於無之者、猶又奥書之上調印可致候、尤七月限勘定之砌ハ立会之者不差向候間、在山之面々斗ニ而相改置可申、当家ハ春毎差向、二季分一緒ニ相改可申事

一 此度諸役所向々仕法掛板ニ相記申渡候間、一党堅相守可申事

一 以来支配役之者休息申付、跡役之者江引渡有之節者、自当家為立会在勤之内一兩人差下、諸事立会可申事

一 勘定為立会従当家罷下り候者、聊之品たりとも土産餞別贈答致間敷候事

一 任旧例勘場江錠前封印付箱差出置候間、役儀轻重ニ不抱、益不益之事等考弁有之者ハ、其趣意

相認め、右箱江封書ニ調可入置候、尤從当地毎春差向候名代之者右箱持登ら七、主人披見之上、其思儀ニ随ひ可及沙汰候事

一 山元之儀格別之存意を以、惣手代共江小遣銀、下地受納之上江五割増之積を以、当申年々可差遣候、且支配人受納之員數ハ当家支配人之振合を以可相渡候、尤此後追々加増申付候ハ、其員數譬下地年分二百目受納候者江又五拾目令加増候得は、都合百五拾目と相成候、其節五割増之分ハ七拾五匁と相成、余ハ右ニ准シ候、如右取扱候上、頭役之者ハ勿論其余之面々も、諸事正道ニ可致精勤候、不正之筋於有之は、頭役末々ニ至迄新古之無差別急度可及沙汰候事

但、五割之内

三分通

七月・十二月  
兩度可相渡候

式分通

積置候事

一 右五割之内式分通之銀子、当申年々除ケ置、勘場江預り、別帳面江令書記、右銀子員數少銀之内ハ從勘場足銀いたし、惣銀子合集之上、他門之慥成方江借付置、利足銀之儀は右預銀之元高江割付、休息申付候節元利とも可相渡候、在勤中万一病死之者有之候ハ、其者親類身寄之方江右元利其節迄之割合通相渡可遣、若又在勤中不埒有之族ハ勿論元利とも取上ケ、不能其



儀候事

但、右二步通り合集、少銀之内從勘場足置候銀子、元利之外故置居候条、此分ハ割渡不申候事

右之条々今度改相定候間、一党得其意、堅相守可申候、就右勘定向立会候重役之者ハ勿論其外ニ至迄も、自然私曲之筋等有之、後年及顕然候時は、譬休息申付、家業相開居候共其者共身上取上ケ、永勘氣可申付、仍掟書如件

寛政十二申年九月

吉左衛門

書判

吉次

書判

書判

一一八 寛政十二年九月 御掟掛板

〔御家法掟書〕六一三四

御掟掛板

(勘庭)

定

付録 二八 寛政十二年九月 御掟掛板

一 御公儀御法度之条々、於当御銅山格段御掟之趣、堅相守可申事

(脱力) 従先年相定置候家法、能々相心得可致勤行事

一 惣手代之面々重役を敬ひ、銘々役儀大切ニ相守、稼方為致出情、家事之益費を致勘弁、一統和融可令精勤事

一 諸役所向支配人始元ノ無手拔指配可致候、都而役頭之者我意募不申、熟談<sup>(マツ)</sup>之上、其時宜ニ隨ひ可相斗事

一 元ノ役之儀者諸役所吟味申付候事ニ付、何事によらず相改可申候、巨細之儀は其時宜に隨ひ相斗ひ可申間、山里一統令承知、返背有<sup>(違)</sup>へからず

一 山中稼人飯米諸色手当之儀、役手之者稼方甲乙を改、貸出し指支無之様、諸事定通入念駈引為致可申候、且諸払之本末損失無之様可執斗事

一 金銀出納我意之斗ひを以執斗不致、日々帳面等入念、明白ニ相約、惣而台所向諸入用増減相糺、廉直ニ可致事

但、金銀諸払勘定一ヶ年分六度ニ相定、立会相改可申事

(脱力) 出店売物山内指支無之様、其品々心ヲ配手当可致遣候、尤不益奢ケ間鋪品決而売申間敷事

一 諸役所杜秤升等、折々相改可申事

一 諸普請不及大破内、繕等平日心掛可致手当事

一 医師之儀ハ人命大切ニ抱候得者、療治等未熟か或は不人情ニ有之ものは、多人数下々迄可及難  
洪間、不捨置指替相満置可申事

一 長病人ハ勿論、当時相煩候者ニ而も心ヲ付、薬用為致、無籠略執斗可申事

一 惣手代共常々勤方善悪、重役者能々相糺、心躰之程令深慮、役儀任不任之器量(を)お試可申事

但、重役交情之親疎ニ相泥、依怙之役配有之間敷、正略(路)之可為沙汰事

一手代共ハ勿論下々ニ至迄、山内之小家々江猥に致出入、相親ミ申間鋪事

一 儉約之儀は勘庭・諸役所申およばす、山内末々に至迄、衣服其外不相応之品不相用候様嚴敷申  
付、以来可致吟味事

一 山中賭諸勝負御法度之儀、無怠急度可申付事

一手代共役用相濟打寄候節、学文を心掛、謠等者格別、不用之嘶等ニ不移時刻、家職之益費ヲ論

シ、役儀可相励事

一 火用心第一ニ相慎、風烈之節ハ致不寐番、別而嚴敷可相守事

一 此度以書附申渡候改正之条目常々不令忘却、面々奉公と申所江心ヲ付、身ヲ省ミ、奢を除キ、聊二而も費無之様誠実に相勤、向々諸入用相減候様可竭勤弁候、主家之益ハ即其身後年之為二も候条、能々可致思惟事

右之条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尽誠心者也

寛政十二申年九月

(鋪方)

一 鋪内ハ御銅山第一之場所ニ候得は、鉋買以上之者は勿論、帳庭役之者迄も心掛、費無之様、銀切并鉋切庭其外仕替普請、万端入念可申候、尤役掛ニ無之もの迎も、心掛ケ有之ものニ功者之者指添致下鋪、委敷可教申事

一 役頭之者ハ別而心掛、勤方相励可申、身持惰弱候得は、以下之者迄も其風儀ニ移り、自然と役庭猥ニ相成候間、能々相慎可申事

一 帳場之外役手之者ハ、昼之内可成丈帳面ニ不取掛、鉋石撰方入念可申候、帳場役之もの迎も、帳面相片付候ハ、右撰方見習可申事

一 役頭用向他出之節ハ、役頭脇之者指配り之儀万端無手拔執斗、其以下之者迄申合、精勤可致事

一手代共役用相濟うち寄候節、不用之嘸ニ不過時刻、家職之益費を論シ、役儀相勵可申事

一 欠番触筆改日々以見合入念取斗ひ、鉞石揚方出情可申事

一 手先山留役人手子、常々鋪中之勤方不為致油断様可申事

一 不稼之者無之様平日相改可申、并山内江入込稼も不致、住居紛敷者等、嚴敷可致吟味事

一 山内儉約之儀は従先年嚴敷申渡置候処、近年追々取乱シ候趣、甚々以不埒次第二候、向後衣服

其外不相応之品を相改可慎旨、急度可申付事

一 山法之儀稼人共心得違無之様、兼々嚴重可申付候、尤稼人共願筋等有之候ハ、其理非無差別、

不法之執斗ひ致間敷候、且末く二至迄憐を加へ可召遣事

一 博奕御法度之儀者毎事申付置候へ共、猶又心エ違之もの無之様、急度可有之事

一 火之用心大切ニ可致、風立候節ハ替りく山中相廻り、斬別ニ嚴敷可申付事<sup>(軒)</sup>

一 此度書付を以申渡候改正之条目、常々不令忘却、銘々奉公と申所江心を付、身ヲ省ミ、奢を除

き、聊二而も費無之様誠実ニ相勤、向々諸入用相減候様可端<sup>(竭勵弁)</sup>弁候、主家之益者即其身後年之為

にも候条、能々可致思推候事<sup>(推)</sup>

右之条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尽誠心者也

寛政十二申年九月

(吹方)

- 一 吹方之儀者大切之御公物之執斗ひ之事ニ候へハ、從古來之御掟目通、無心得違堅相守可申事
- 一 銅吹方日々役頭并役頭脇之者入替り無間暇相勤、歩附増減相糺、微塵之散銅ニ而も不廢様鉄・辛味等迄致吟味、且亦炭遣方可相減様、吹大工之功者不功者を様し、御公益を考、無手拔可相勤事

一 銅懸改御役人方立会之節、高笑雜談等不致様、執計可為嚴重事

但、稼人共往來之節、無礼無之様可申付事

一 床前之儀は大切之庭所ニ候間、却而稼人共出入無油断相改、他所之者決而入間敷事

一 床前燒竈蔵々等普請、不及大破内修覆を加へ候様心掛可申事

(脱力)  
役頭之者床前は不及申、竈方も精々相廻り、諸事指図吟味等可致事

一 竈方江請取鉛石之内、自然撰方悪敷品も有之候ハ、上座江申達、無遠慮指戻シ、引合可申事

一 燒木其外買入品可成丈頭役立会、手拔無之様取計可申候事

一 押込方鉛性ニ寄、燒木割合之勘弁も有之へく、并寒暖之加減別而心掛可申事

一 役頭他行之節者、役頭脇之者指配之儀、万端無手拔取斗、其外以下之もの迄も申合、精勤可申事  
一 役頭之者別而心掛、勤方相励不申而は、以下之もの迄も其風儀を見習事ニ候得は、能々相慎、  
出情可申事

一手代共役用相済打寄候節、不用之嘶に不過時刻、家職之損益を論シ、相励可申事

一 山内儉約之儀は従先年嚴敷申渡置候処、近年取乱候趣相聞、甚以不埒之次第ニ候、向後衣服其  
外不相応之儀相改可慎旨、急度可申付事

一 博奕御法度之儀は毎事申付候得共、猶又心得違之者無之様、急度吟味可有之事

一 山法之儀、稼人共心得違無之様、兼々嚴重ニ可申付、尤稼人願筋等有之候ハ、其理非無指別、  
不法之執斗致間敷候、末々ニ至迄憐を加へ可召仕事

一 火之用心大切ニ可致候、尤風立候節は床前并ニ山内替りく相廻り、斬別(軒)ニ嚴敷可申付候事

一 此度以書附申渡候改正之条目、常々不令忘却、面々奉公と申所江心を付、身を省、奢除き、聊  
二 而も費無之様誠実相勤、向々諸入目相減候様可尽勘弁候、主家之益は良其身(即)後年之為ニも候  
条、能々可致思推(推)候事

右条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尽誠心者也

寛政十二申年九月

(新居浜口屋)

- 一 御用銅立川カ下來り候ハ、役手者良時(即)ニ致掛改、入念可請取事
- 一 大坂為登御用銅正味改、役手并舟頭立会掛渡候節、杜秤取狂ヒ有之候而ハ、於大坂表掛請取欠過ニ抱り、吟味難行届、聊不同無之樣可仕候、勿論大切之御用銅箇々仕立方并船中取扱鹿末二無之樣、出船毎二舟頭江嚴數可申附事
- 一 御米請取方之儀、元録(録)年中遠藤新兵衛樣御代官之節、御改之上御条目板被下置有之上は、永々右御法式を以受取、聊相壞不申樣堅相守可申事
- 一 御米着船候ハは、問屋カ諸事無手拔樣応対為致、水揚之節俵善悪見改、臭米又者繩俵迄も相改、入会(念)請取可申事
- 一 近年從御公儀樣被 仰出候諸国御年貢米、御改有之上、米納と被 仰渡候間、請取方も右之心得可有之事
- 一 御米升廻之節、役手者勿論、外役之者迄も其場江立会、無油断目配いたし、嚴重ニ可取扱事
- 一 新居浜役所之儀は銅山入用諸色買入之場所ニ候得は、山本・立川有物等平日相改、指支無之樣



可致候、尤渡海之買入ものは前広々手当可致儀、米穀諸品共時々相場振合も有之儀二而、右之次第損益別而可有之間、役頭始一同之者可致勘弁事

一 諸問屋買入物代銀前渡之儀、近年段々相増、其上不筋賃銀等口々有之、本家困窮之時節を不弁段、不埒之事二候、以来問屋向買物代相当之儀は格別、其余過分成金銀決而貸出し申間敷事

但、舟持・馬持出入日雇等前銀之儀、是迄之通可相計事

一金銀米請払勘定、壹ヶ年二六ヶ度に定置、立会相改可申事

一 勘定役之者金銀出入二付、一己之了簡ヲ以執引者不及申二、聊二而も利慾ニ迷ひ、心得違之儀無之様、重役之もの始堅相慎可申事

一 役頭用向ニ付他出之節者、続之役跡引受致差配候儀、万端無拔目可致情勤、役用相濟打寄候共、不用之噺ニ不移時刻、家職之損益を論、相励可申事

一 火之用、心堅可相守候、尤風立候節者家内夜分代り合、可致不寐番事

但、門出入嚴敷相改、内外夜番無怠懈(ママ)為相廻可申事

一 此度以書附申渡候改正之条目、常々不令忘却、面々奉公と申所江心を附、身を省ミ、奢を除き、聊二而も費無之様誠実相勤、向々諸入用相減候様可尽勘弁候、主家之益者則其身後年之為二も

候条、能々可致思<sup>(推)</sup>推事

右之条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尺誠心者也

寛政十二申年九月

(立川中宿)

一 御用銅日々運送往来之儀ニ候得は、途中麓末無之様致取扱、并路橋等破損を改、中持之者怪我無之様致取扱可申候事

一 中宿之儀は銅山諸仕入荷物運送場所ニ而、是而已ニ相掛候面々ニ候得は、諸色不差支様執計方肝要ニ候、自然払底品於有之者、指支不益ニも相成候条、役頭は勿論、其以下之者ニ至迄も不絶、心掛、可致出情事

一 中持之者江為前貸、御米代銀之内向々銘々江貸付候事ニ候間、時々相改、不稼之者有之候ハは、其所之御村方江掛合及取立、能相稼候もの共手当可致事

一 中持共飯米貸渡候儀、先年は月々貸日相定、其日限り貸渡候仕来之所、近年者上ケ荷物見合を以、日々貸渡候趣ニ相成、短日之節ハ山帰遅ク夜ニ入、至而混雜之中ニ候得共、中持之もの勝手之筋ニも候ハ、紛敷義無之様、入会<sup>(念)</sup>貸渡可申事

一 上下面々往来之節立寄、又者致一宿候節、会積ケ間敷執計致間敷事

一 役頭之者身持惰弱候時は、以下之者共其風儀ニ移、自然と役庭猥ニ相成候間、能々相慎可申事

一 役頭用向他出之節は、役頭脇之もの引受、差配万端無手拔様取斗ひ、其以下之者迄も申合、可

出情勤いたす事

一 手代役用相済打寄候節、不用之嘶ニ不過時刻、家職之損益を論、役儀相励可申事

一 金銀米菘ケ年ニ六ケ度致請拵、勘定支配人并浜方役頭之改ヲ請可申事

一 賭諸勝負不実事無之様、急度吟味執計可有之事  
(腕力)

一 火用心堅可相守、風立候節家内者勿論、門外ニ居候稼人共へも、入念可申渡事

一 内外夜番之儀、無懈怠為相廻、并出入嚴敷為相改可申事

一 此度以書付申渡候改正之条目、常々不令忘却、面々奉公と申所江心を附、身を省、奢を除キ、

聊ニ而も費無之様誠実ニ相勤、入目相減候様可謁勘弁候、主家之益者即其身後年之為ニも候条、

能々可致思推候事  
(推)

右条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尽誠心者也

寛政十二庚申年九月

(炭方)

一 御林山炭木追年伐尽シ、他領山を買請、追々諸直段も高直ニ付而は、遠山之仕成方至而六ヶ敷時節ニ候間、第一勘弁可有之事

一 買入炭改方不吟味ニ而は、自焼炭悪敷相成、吹方入用も弥増可申儀、能々蒙吟味、買方入念可申事

一 炭買入之節は役頭脇之者庭ニ立会、能々見改、善悪執計可申事

一 役用之支無之様手代共代り合、炭山并ニ竈所相廻り、仕成方無油断相改可申事

一 炭掛役之者、買入方并ニ私方共無法之不致杜秤取、先規之仕法不壞様ニ堅為相守可申候事

一 近年御林山炭木并真木類迄伐尽し、雑木は生立候得共、良木之生立薄、悉他領山之仕成候間、

不益之遺方(遺)能々遂詮儀、執計可(衍力)申事

一 役頭之者身持惰弱ニ候時ハ、以下之者迄も其風儀ニ随ひ、自然と役場猥相成候間、能々相慎可申、并他出之節は役頭脇之もの指配之義万端執計、其以下之者迄も申合、可致情勤事

一 飯米諸色貸物之儀、炭焼は元通計ニ而多人数江貸渡事ニ候間、其人数入念相改、貸過無之様可

致事

一 手代共役用相濟打寄候節、不用之嘸ニ不過時刻、家職之損益を論し、役用相励可申事  
一 稼人之者共江理非之無指別、不法之取扱致間敷事

但、下々ニ至迄憐を加へ、可召遣事

一 賭諸勝負不実事無之様、急度吟味有之へく事

一 火用心第一相守可申、風立候節は内外共為相廻可申事

一 此度以書付申渡候改正之条目、常々不令忘却、面々奉公と申所江心を付、身を省、奢を除、聊

二 而も費無之様誠実ニ相勤、向々諸入用相減候様可竭勘弁候、主家之益は則其身後年之為ニも  
候条、能々可致思惟事

右之条々堅相守、御山長久永統之基一統申合、可尽誠心者也

寛政十二庚申年九月

一一九 寛政十二年 再為申替定

〔再為申替写〕一〇一一一〇

再為申替定

一 銅山内変役被仰付候共、祝盃堅致間敷事

一 里両宿余慶炭方等江変役被仰付候ハ、是は少シ訳も違候儀、併祝盃致無用、有合之麁肴ニ而も切割、各操合を以鳥渡見立申度事、是以其役場限譬日頃如何様入魂ニ有之候共、他役所ハは決而致間敷事

一 銘々昇役被仰付候節、是迄は相応音物を以相祝来候得共、此儀以後堅無用可致事

一 中登之節は銘々久振之儀、殊ニ外聞も有之候間、同役場之ものは軽く格別ニ盃等いたし可然事、他役所ハは決而可為無用、且同役場ニ盃有之節、無扨他役所ハ相加貫候様子は迄相見へ候得共、是以已後者必相止可申事、下山之節見立之儀は、其役場は不及申他役所ハも、有合之一種相携見送可然、其内は悲不致非而は不濟と申訳も無之、何にも有合不申候ハは、手振ニ而も鳥渡見立ニ罷出可然事

一 中登之節是迄は相応之饞別致、下向之節は夫ニ応し土産之品相送り来、何之余情ニも相成不申、銘々久振り罷登、何角過分物入有之、殊其品を相調候ニも至而世話多事ニ候間、已後は饞別式勿五分ニ相定、併下向之砌手振も余何にとやらん、末繁栄を祝、安き扇子壺対宛ニ相極可申事、尤御支配所江ハ三本入一箱宛差出可然事

一 当地首尾好引払之節ハ、諸事中登同様ニ相心得可申、其内是者格別之事に候得は、外々心持之有之者は、随分軽く勝手次第可致事、錢別者式匆ニ相限可申事

一 是迄は内々心祝又は不快之筋等有之節、銘々互ニ相応之音物取遣致候得共、双方甚不為之筋ニ候間、此義以後決而可為停止事、相互申合候上は、隔意無之筈

一 病氣之節、見舞等ニ互送り物取遣致来候得共、是以已後は必無用ニ可致事、朋友之信交者強テ音物ニ限間敷、役場之透を見合、直ニ病床江相見舞、貞実を尽し可申事

但、極無拗意味合ニ而、音物不致而ハ面儀ニも相障候程之訳有之輩者、其役場之面々江熟談之上、相斗ひ可申事、決而我意を用申間鋪もの也

一 元服後三ヶ年之間、何等諸附会錢別等ニ至迄決而無用ニ可致事、尤旧年之面々より中登之節錢別等相送候儀者、前条之通心持次第

一 是迄者前髪之輩元服被仰付候得は、身祝ひとして料理向ニ格別氣を張、甚無益之沙汰ニ候、已後は奢ケ間鋪儀者必無用いたし、寸志迄ニ入前高く拾五匆ニ相限、古輩者引請世話致遣、右員数ニ而花美銘々謀略可任もの也

一 本家及御別家御衆中江音信之儀、御改正ニ付堅停止被仰付候事、尤無拗筋は書面計り

前段之内是迄再応為申替候筋も候得共、動者猥ニ相成候ニ付、亦く此度相改為申替候上者、急度其意相守、諸事儉約專可致事、互ニ小給を頂戴候身柄半錢も厭可申所、為当統(流)無益之儀理を張、着会ニ過分之費金錢其身を苦め、是何之謂そや、嗚呼遠き慮りなきは以憂を招くあらずや、考へし惜むへし、自今前条ニ洩候者於有之者、何等之儀たりとも傍友之情を不施、独分可為沙汰候間、銘々能臍の下ニおさめ堅相守可申者也

寛政十二庚申年

勘場(支配方印)

売場  
出店  
荷方  
勘定場  
上座  
床屋  
炭方

(請書略)



三〇 享和元年二月 儉約并心得之事

〔御家法掟書〕六―三―四

儉約并心得之事

一 衣類之事

内中

一 役頭以上之者式日着用物之事

一 紬二可限事

一 帷子越後迄

一 単羽織縮緬まで

一 薄羽織呂まで

但、御拝領ものハ不依何ニ不苦候事

一 鉛買本役格以上

一 袴着用之節者紬、其余綿服

一 羽織紬

付録 三〇 享和元年二月 儉約并心得之事

一 夏物右同断

一 右以下之もの式日

一 着用物綿服

一 羽織木綿、尤元旦并祭礼ハ袖不苦

一 帷子晒嶋ニても

一 単羽織縮緬ちゝぶ

右之通相定置候得共、元服後三ヶ年之間、着用もの左之通

一 着用京嶋まで

一 羽織類御鹿物ニ可限

右年限禁制左ニ

一 綿入羽織之事

一 色足袋之事

一 座蒲団之事

一 烟草之事

一 表附草履之事

一 蛇目傘

ノ

一 仲間之内渡方本役以上之者

一 着物木綿

一 帷子晒奈良嶋之類

一 羽織青梅嶋くらひ迄

一 単羽織ちゝふまで

其外小者着用物木綿ニ可限事

一 雑夫遣随分考弁ヲ以、不益之人遣無之様可致事

一 手代分中登等之節、餞別土産之儀者、下地為申替相定有之通

一 手代分用向ニ付罷越候節、浜・立川ニ而賄之儀、役儀不抱輕重、馳走ケ間敷儀無用之事、何ニ

而も有合一菜ニ而可限、尤酒之儀ハ上下輕ク忝度指出し可申事

一 炭方江支配人元ノ用向ニ付罷越候節、隙取茶漬出候共、野菜之類を以一菜ニ可限事、尤酒出し

候儀二者及不申候事

一 兩役所二季有物受取之節、以來者壹ヶ年替り料理向格番二輕ク可致、則左二

一 当番輕ク三菜二而盃出ス

一 非番ハ祝盃斗之事

一 炭方式季有物請取之節、右に順し輕ク可致事

右者儉約荒増之分、此以下心得に可相成分左二記

一 博奕相好候歟、其外不依何二不正之筋有之ハ、嚴敷可被仰付事

一 日々役用相濟候共我儘ニ出歩行不申、詰所江相詰可申事、若無扱内用有之者、其趣役頭江相断

罷越、帰足次第亦々相届可申事

但、役用相片付閑暇有之は、学問相心掛可申事、尤鋪方役場ハ閑暇有之は、日々下鋪可致事

一 山内稼人は何れも一鉢之事二候間、依怙巖眞之儀決而致間敷事

一 山内之ものハ諸音物致来候共、格式ニ而先年ハ遣来候外、自余之音物ハ受申間敷事

一 稼人共江何ニ而も申聞遣候節、随分言葉和かに能致合点候様、事を分申聞遣、カクソメ仮合ニも耳立候

言葉遣ひ決而いたす間敷事

一 諸役所帳面向其役手を日々取縮メ致置、元ノ廻勤之節、其所役頭立会相改可申事

一 木方日々木買入之節、役手を役頭江届出、立会を受、木買仕廻候ハは貫目ノ上、直ニ出高帳江其場にて相記可申事

一 日々炭買入之節、根帳方又ハ貸方役通付致候儀は勿論之事ニ候得共、猶入念行届候様、役頭立会入念可致事

一 炭方貸米之儀入念相調、不益之貸米無之様、随分貸米相減候様、考弁第一之事

一 売場貸米之儀増貸等無之様、勿論小家持独身等之訳得と相糺、貸過無之様精々考弁可致事

但、貸米之儀ニ付無抛断筋有之ハ、両役所ニおゐて其趣得と入割聞糺、役手を役頭江相達、

其上頭役を手形指出シ可申事

一 炭方物通入目通番之節ハ、日役ニ而四歩宛遣候事、尤無番之者ハ無用

一 中宿上下貫目日々顔付帳引合を以、月々山元ニ而相改可申事

一 入目之儀者何入用と申儀夫々明白ニ相糺、日々諸帳面相都詰、改受可申事

一 肴青物其外不依何ニ役手を買入之節、小帳面ニ相記、改印受可申候

一 出店之儀は日々勘定ニ仕立、元ノ改可申、并銀錢為替筋都而改受可申事

一 浜役頭毎月一度宛中宿江罷越、諸帳面相改可申候

一元ノ毎月老度宛炭方江罷越、諸帳面相改可申候

享和元酉年二月

三二一 享和元年十二月 覚

〔覚〕二五一一一三一一

覚

先般御改正ニ付、御本家者勿論、諸御店御傍輩中并御別家中諸音信之儀、御一統已来堅ク御差止ニ相成候、右御定書之趣承知仕候、随而当地之儀も左之通ニ相定候

一年頭御祝儀

但、旦那様方年始并暑寒窺共是迄之通、御老分方暑寒相止メ、年始斗是迄之通、御本家御傍

輩中江も当地別家中手代中ノ一紙ニ而年始斗御祝詞可仕、右之外御地御別家中・京都・与

〔付箋〕

州向キ、已来相止メ可申事

〔付箋〕

「豊後町様年始暑寒是迄之通、岩七殿書音之儀者已来相止可申事」

一 諸音物

但、諸向共大坂御振合之通、已来堅ク相止可申事

一 土産餞別

但、御用向ニ付上下御衆中者勿論、当地御別家中・両御店手代中登坂之節、是迄御互右贈受

致来候儀、以来堅ク相止メ可申事

且那樣方上ケ物之儀者是迄之通、尤上方御振合ニ准、已来手輕ク仕可差出事

右ニ統申合、已来前書之通堅ク相定申候、以上

別家中

享和元酉年十二月

江戸

久右衛門(印)

太兵衛(印)

平右衛門(印)

御本家

儀 助殿

真兵衛殿

仁右衛門殿

御別家方

御衆中

三三一 文化十一年六月 定

〔年々帳〕一八一—五—三

定

縁約者前々々被立置候処、年限過去り、近年世帯方万端無益之失墜多ク相成候、然ル所当地根本之銅山方は次第第二遠丁深鋪ニ、炭木ニ至迄他領遠所必買調、且又去年已來鉑石歩付不宜、既ニ地売銅も相減シ、元付直段格別高直ニ相当、其余諸家用達金元利相滞、去秋は御用金被仰出、鉛立替銀等ニ而内間銀六ケ敷罷成候間、只今迄之通ニ而者取統之程無覺束、不案氣ニ存候ニ付、自今已後改而五ケ年縁約相立、自分向諸賄も格別令省略候、心得ニ候間、家内一統は不及申、諸店并末家ニ至迄音信贈答吉凶饗応衣服飲食造作相省キ、公私諸事儉素相守、無用之失費相減候様、諸店は其店限ニ令省略、本家は諸役場ニ而銘々懸り之勘弁相尽、些少之事たり共老分之者江申談候様



可被致候、縦令其被申出候品難相用候共、其忠志は可令感悦候間、情々熟思之上、存寄無遠慮可申出候

文化拾一戌年六月

吉次郎

御儉約ニ付御仕法左之通

一膳料壺人前百文ツ、

大工式匆宛

一年取米升数応し七懸ケ

一扶持米壺斗

一大工手伝病氣見舞

八分 $\delta$ 以上之手伝斗、七分之間ハ見舞無之

右之通御仕法相立候事

三三二 文化十一年六月 定(末家中あて)

(「年々諸用留」十一番)

定

- 一 末家中盆礼之節衣服呂は小紋たりとも無用、晒越後小紋無地とも可相用、紫色は遠慮可致候事
- 一 正月礼は縮緬小紋たり共無用、袖龍門加賀之類ハ不苦、是又紫色遠慮可致事
- 一 臨時女房罷出候節、右同断
- 一 女房着物は櫛笄之外、かむざし者鼈甲まかひ・銀まかひ各壹本宛迄、供者壹人限
- 一 盆正月持参之品者銘々銀式匁宛限、贈ものは迄之通
- 一 呂縮緬并紫色末家互之礼ニも相用ひ申間敷、他門并親類等へ者格別ニ候得者、可成丈ケ儉素ニ致可申事
- 一 末家中衣服、可成丈ケ儉素ニ可致候事
- 一 盆正月礼日限差支有之候而不罷出、翌日已後ニ相成候而逢候儀者断申入候、茶之間限たるへき事
- 一 盆正月女房礼相済、翌日本人挨拶ニ罷出候儀者不及候事

一自分并奥江臨時内々被差出もの、例有之候共、向後決而無用之事

一末家中相互ニ廻礼、盆正月とも土産もの無用之事

一本家法事并定り施餓鬼等之節、奠香料壺人前式勿ツ、実相寺へ差出可被申事

一末家中先祖法事之外、五節句并臨時相招候儀、互ニ相止候事

一末家法事之節相互ニ参詣いたし候而香料壺勿五分宛者相定、茶之子ものハ返札者相止メ可申事

一末家中嫁娶養子并相続之外、都而祝儀之節贈答之儀無用ニ可致、相互ニ手札ニ而為相済可申事

一嫁娶養子并相続之節、差出ものは迄之通、贈ものハ目見之節斗、最初祝ひさし出候節之贈もの

并目見之節差出もの、向後相止メ候事

一安産元服は届斗、差出物不及候、半元服鉄漿附等者届ニも不及候事

一近火之節相互ニ贈もの無用、召仕等有之候方ハ壺人ニ而も多分ニさし遣し、世話致たく候事

但、類焼等有之節、贈ものは格別之事

一是迄聞済之外借用等之儀、向後可成丈ケ用捨可有之事

右之通被相守候者勿論之儀、諸事儉約、家業相続第一ニ相励可被申候

戌六月

右之通被仰出候間、御達し申候、以上

仁右衛門

又右衛門

半蔵

前書之趣被仰出、難有奉畏候、自今以後急度相守候様可仕候、依之印形仕候、以上

戊六月

末家中印

三四 文化十二年十一月 定

(「年々諸用留」十一番)

一 此度備中小泉銅山役所掛札左之通

定

一 御公儀御法度相慎候者勿論之儀、就中博奕之筋は内之者不相禁候而は山内も猥ニ相成儀ニ付、重役之者たりとも手携候間有之候ハ、急度可及沙汰候事  
一家内は勿論、山内共火の用心、風立候節は別而入念可致事

一 勘場并諸役所ニ而定日酒吞候節、山内之者并酌取女呼寄候儀決而致間敷、平日とも男女之間猥  
ケ間敷義無之様、相慎可申事

一 諸帳面付入勘定向、無怠入念可相勤事

一 無人之節他出致間敷、無拗筋有之節、互ニ頼合可申事

一 鉦荷貸仕事貸之儀致間鋪候、仕事高貸物高差引、過銀在之者江銀子中貸いたし候儀ハ予山仕格

ニ相准候事

一金銀兩替米穀買入等ニ而隣村江も遣候節、手代分中間召連為相勤候事

一世帯方儉約之儀は勿論、万事不益無之様一流申合、心ヲ付可申事

右之趣相慎可申事

文化十二亥年十一月

吉次郎

右之通片折へ相認、此節予州支配田右衛門帰山ニ付、小泉銅山へも立寄候積、依之右書付同人  
持参いたし候事

三三五 文化十二年十二月 山法書

〔銅山山法書〕二二二—二四—二二

横番  
手子 山法書

- 一 任願通出遣候上者、急度折詰相稼可申事
  - 一 折詰相稼可申筈二候得共、断之品二寄立帰暇聞届遣候間、委敷可申出事
  - 一 鉋買入候節、析ヶ間敷儀申間鋪事
  - 一 毎日下鋪之砌、揚座江立寄札入候事
  - 一 病氣又者用事有之欠番致候節者、断可申出事
  - 一 不寄何事役手必申附候儀、違背致間敷事
  - 一 其職分二無之候共、人不自由之節外稼申附候共、違背致間鋪事
  - 一 喧嘩口論致間敷事
  - 一 博奕諸勝負致間敷事
  - 一 御公儀様御法度之儀者勿論、請人江山法相尋、能々相守可申事
- 右之通二候間、請人必日々山法申聞置可申事、若間違之儀出来候得者、本人者不申及、請人江急

度越度可申附者也

床屋  
鍵通

- 一 任願通出遣候上者、急度折詰相稼可申事
- 一 折詰相稼可申筈二候得共、其用向断之品二寄立帰暇聞届遣候間、委敷可申出事
- 一 毎日職場江出浮候砌、役所江立寄可申事
- 一 病氣又者無扱用事出来欠番致候砌者、前晚<sup>夕</sup>当役所江断可申出事
- 一 不寄何事從役手申附候儀、違背致間敷事
- 一 其職分二無之候共、人不自由之砌外稼方申付候節、違背致間敷事
- 一 喧嘩口論・博奕諸勝負堅致間敷事
- 一 御公儀様御法度之儀者勿論、山法之儀請人江常々相尋置、能々相守可申事
- 一 請人者親同前事故、随分大切二相取斗ひ可申事
- 一 右之通二候間、兼而請人<sup>夕</sup>日々山法申聞置可申事、若本人間違之儀有之候ハ、本人者不申及、受人<sup>夕</sup>急度越度可申付者也

文化十二年

亥極月大坂本家表より山札右之通り申来

鋪方  
吹方役所  
竈方

二二六 文政元年十二月 定

〔諸用記〕五―五―二

大坂本家表より左之通申来ル

定

一 日々出来銅鉛取散シ不申様嚴重可取斗之処、是迄は不取締之趣ニ相聞候、是而已ニ大勢差向、過分之雜費相懸り候儀ニ付、已来床前出入は不及申、入場所等時々無懈氣を付可申事

一 米其外諸色買入之節、物而銀高之品は問屋仕切書取置、毎季勘定改之節差出可申事、尤買入方は勘定場役手之者相勤、時々重役之改を請可申事

一 諸方問屋并出入方之もの江是迄前銀貸相見候得共、已来は決而無用ニ可致事、若亦無抛筋ニ候



ハ、当方江掛合候て相斗可申事

一 毎季勘定改不相済内は、諸帳面反古通ひニ至迄、取遣ひ申間敷事

一 鉦石買入之節は、勘場より重役ニ統候もの番々立会、メ高江調印致可申事

一 炭買入方は手代分并山廻り兩人立会相改、蔵々戸前晚々氣を付、月々致勘定可申事

一 為替銀請取ニ遣し候節は、手代分耆人、外ニ稼人頭分之内妻子持耆人相添遣可申事

一 是迄九月祭礼之節、於山中狂言等相催候由相聞候、当時難引合義を乍存、不勘弁之事候、其外

神仏寄附普請等、追年盛山ニ至迄差延可申事

一 少々宛之繕ひ普請は格別、新造作は譬納屋様庭所たりとも、先ツ入目相積り、当方江相談之上

取斗可申事

一 山中季々前銀并過銀中銀之外、銀貸無用之事

一 山中稼人江飯米之外諸色貸渡候節、随分氣を付、喰負不相成様可致、高借ニ相成候時は自仕事

も身ニ不入、終ニは致出奔候様成行候間、損銀出来不申様、時々貸方入念取斗可申事

一 是迄請払致勘定不来候品ニ而も、致請払候而宜敷品は月々致勘定、割付相印置可申事

一 舗方役手山留役人手子は勿論、他役場之者ニ而も毎度下舗いたし、敷中之工合能々吞込、損益

勘弁可致事

右之条々堅相守、和順精勤可被致候、以上

戊寅十二月

大坂  
本家

二二七 文政七年八月十五日 覚

〔覚（江戸店諭示書）二五—三一〕

覚

当家之風俗は他家新家之法令ニ不抱、従古來之行儀作法專相守可申事ニ候、近來江戸両店年若之者共行状不宜趣相聞候、必竟頭役之者示教不取締故と相聞候、第一夜分不時人別改怠候故ニ、不行儀成行候、前々申渡置候通夜中人別相改、欠人之分は初一念ニ而無用捨翌日吃度仕置可申付候、若慈悲心ヲ以仕置等閑候ハ、其者は弥不身持ニ成行、主家之慈悲とは不心付、放逸之身持ニ墮、親之株職も取失、或は身上穢可出と之心掛も無之生涯之不為ニ而、剰余人江移行候様可相成候、其起本ハ若年之中頭取候者之教訓不行届故ニ候、左候得は主家之政事全不宜ニ相当、人を捨候事ハ不輕過失無此上も事ニ候、親共有之身分之者は、当家之風俗懇望ニ而、勤も為致、能き人ニ成

行候事頼ニ可存所、製害不行届不取締故ニ、身持不行状相成候事深恨、主名を汚させ候義、重立頭取年倍之者重畳不忠不儀ニ候条、若年ノ篤実ニ相勤候得者、往々身許慥ニ成、親之跡株継候而其者之代ニは自然と当家之風俗押移り、前代は勿論後世迄も、家之誉れ厚相成候、又者自身身上ニ取立候得は、最初ノ当家之風俗ニ仕立、本家之誉宜、惣而家名之掟行義風俗共他之そしりを受候事有之候得は、是全頭取候者之不心得のかれかたく候、新ニ家を発シ、手代家来召遣候身分ニ成考候得者、己若年ニ嚴敷仕置政道請候事こそ忝可存当候

右之条々篤と得心之上頭役之者申合、両店奉公人共江急度申渡、常々無怠様続聞セ、写し張置、家筋之政道急度相守可申者也

文政七申年八月十五日

友聞(花押)

二二八 文政八年五月 掟

〔年々諸用留〕十二番

今度江戸中橋店へ申渡シ候掛札之控

掟

〔朱筆〕

〔以下 〇印ハ朱筆〕

⑦一 御公儀様御法度賭之諸勝負堅相守、御触之趣常々出入方并下男共へ得と申聞、心得違無之候様精々遂吟味候事

〔朱筆〕

御勘定所

一 橋様

一 田安様

三 田御役所町用者当役相勤、其外諸家様出勤之儀当役堅御断申上候而、名代之者諸事御用弁可申上事

〔朱筆〕

⑦一

諸家様御役人様方御入来之節、不敬無之様大切ニ御会釈可致、若麓酒等差上候節者、懸り之外者白昼給酒致間敷候、大切之金銀取扱候ニ付、万一手違出来候而者不相濟儀、堅相慎可申事

〔朱筆〕  
一 於諸家様金銀員数書入可申節者、役頭壹人・若手壹人罷出、得と立会見届ケ可申、尚又金銀  
〔四〕  
受取印鑑向々差出置、右合印持参無之候ハは、御渡方可為御無用御約定之事

〔朱筆〕  
⑦一 火之元第一之義、子ノ剋替り起番致し、拍子木を打、夜中家内見廻り可申事  
〔五〕

〔朱筆〕  
⑦一 初更限りニ而出入之口々門差卸、手代分不殘顔付致、当役可相改事  
〔六〕

〔朱筆〕  
⑦一 非常之義肝要ニ候間、平日心掛、家内人数役割致置、土蔵戸前并穴蔵等入念いたし、其外御  
〔七〕  
用書物類大切之帳面等一番ニ持出し、宰領付最寄宜場処へ立退候事

〔朱筆〕  
⑦一 手代子供下男ニ至迄、出勤年月請判帳へ相記、請状等入念取置、其時々表状ニ而本店江相届  
〔八〕  
ケ可申事

〔朱筆〕九 ⑦一新元服三年之間、子供同様相心得候事

〔朱筆〕十 一 当役之外袖以上着用之儀、遠慮可致候事

但、名代者格別

〔朱筆〕十壹 ⑦一 当役者町名前人事二付、自分印形たりとも直印同様之事二候間、諸事大切ニ取扱、人請合等自己之儀、可為遠慮候事

〔朱筆〕十貳 ⑦一 家業鉢金銀大切ニ取扱候儀者勿論、日々出入算用過不足相糺、無相違候所見届ケ置、月々勤定相縮メ候上、両店互ニ立会相改可申事

〔朱筆〕十三 ⑦一 算考利方之売地面出候而買求可申節は、本店へ掛合、其上ニ而応対可致候、并是迄所持之地面之内借人無之場所は、地主ヲ家建かし候事も有之由、右等之節も本店へ申談シ相斗可申候、

其外居宅掛屋敷之繕普請は格別、新二建直し候節も同断ニ相心得可申事

〔朱筆〕  
十四

⑦一 利附貸附金借主譬丈夫たりとも、大数ニ不及様取斗可申候、其外是迄無利足ニ而五兩拾兩〆百兩已下之貸数口相見、其取立方不行届有之候、此等之分応対通手續を以、追々取立可申候、右取立不相済候内者、出入方又者懇意先キたりとも、取替金一切相断可申事

〔朱筆〕  
十五

一 諸家様為替等御取引之外、臨時出銀御頼込在之候ハ、本店へ掛合之上、御返答可申上候事

〔朱筆〕  
十六

一 為替請取方延引致候ハ、日廻し利足等受取可申事ニ候得共、得と取極メ、余り不及延引候様僉儀可致事

〔朱筆〕  
十七

一 諸家様〆御扶持方其外拝領物等在之候ハ者、本店〆御礼状差上候義ニ付、早々可相達、不敬無之様取斗可申事

〔朱筆〕十八

一新規御館入之義者堅御断可申上、万一無余儀筋合も候ハ者、本店へ得と示談可相遂候事

〔朱筆〕十九

一 諸家様方御証文類并取引先証文類等、御印形相改、大切ニ取納置可申事

右之趣堅相守、一統儉約致し、和順精勤可致候事

酉五月

吉次郎

浅草店江申渡掛札、准中橋候、併少々ツ、差略有之、中橋同様之文面者番附を以可見合、加筆之文面者左ニ記

掟

一 壹

一 弐〔朱筆〕除ク

一 三〔朱筆〕中諸家様除キ

一 四〔朱筆〕除ク

一 五

一 六 浅札旦那様と記ス

一 七

一 八

一 九

一 十〔朱筆〕除ク

一 十一〔朱筆〕除

一 十 弐〔朱筆〕札差此文  
中橋文面之家業  
跡之書出しニ認メラル



一十三 〔朱筆〕  
算考を并二迄除キ  
是迄と一言文面を認ル

一十四 〔朱筆〕  
利附を其外迄  
除キ是迄と一言  
文面を認メル

一十五 〔朱筆〕  
十九迄  
除キ

〔朱筆〕  
加筆

一 札旦那様方御判物類入念相改、大切ニ取扱可申、并諸証文類同断之事

〔朱筆〕  
加筆

一 札差家業之外は、利附貸先有之候共、出金之義一切差留置候間、一統堅相守可申、若利方宜存

寄も在之候ハ者、本店へ申談之上取斗可申事

〔朱筆〕  
加筆

一 浅草店甚左衛門名前直印之事ニ付、格別大切ニ取扱、札差并町用之外金銀又者人請合等、都而

自己之取斗決而致間敷候事

奥書前同断

右両通、両店へ五月廿一日差下ス

〔朱筆〕  
但、

中橋十九点  
浅草十三点

三九 文政八年七月 倂約為申替

〔年々記〕一八一四—一

以廻章得御意候、然者先年予州表御改正之節、一統倂約被仰渡候ニ付、大坂・予州御規定為申替ケ条之内、左ニ

一 近年 御身上立直候ニ付、いつとなく本家向人氣怠慢ニ付、此度別紙之通取締倂約之儀被仰出候、諸店へも相達候義ニ付、右書附今便御差出シ、予州之義ハ御取締方相替候義者無之候得共、弥寛政十二申之年御改正之振合一統相守申度儀ニ奉存候、依之左ニ

一 御本家并傍輩中時候音信贈答、些少之品たりとも、向後急度相止候様致度候事

一 中登り之衆中カ 且那樣江御土産物之儀者、定通目錄ニ而差出シ可然義ニ付、別段用意買調及持參申間敷候、傍輩中之義者、双方取遣なし之積り可然事

一 年頭暑寒并役替等之節者書通之義先達定有之候通、役庭々カ一通ニ而為相濟、紙者剪紙、封

紙者半紙式ツ切ニ而も事濟候事、余者書略之

右之通被仰附有之候処、近年相ゆるミ候成義ニ付、猶又改而音信送答省略被仰付候、勿論当地迎も同様被仰出候間、御一統御承知可被成候、以上

酉ノ七月晦日

本家支配人

貞助

官兵衛

本家

吹屋

豊後町

御話合中

四〇 文政十一年七月 定

〔定〕二四一四一六一一

定

續約者前々々被立置候得共、近クは文化十一戌年改而申渡置候処、年限過去次第二猥ニ相成、世帯方者不及申諸雜費共、無益之失墜多く相見へ候、且又累年銅山方稼苦敷、追々遠町及深鋪、炭木者他領遠所を買調、其上鉞石歩附次第二相劣、誠ニ以苦々敷折柄、去ル酉年を彼地不意之涌水ニ付、鋪中之普請并水引賃増、其外万事ニ付夥敷諸雜費相増、いつ頃減水可致共難量、酉年迄者

御定数之外地売銅も拾万斤余売上来候処、右涌水二付一昨年〆皆無二相成、剩御定数之内九万五千斤及減銅、誠二以歎ケ數次第二有之候、尤昨年〆五ヶ年之間御手当金被下置候得共、是迎も願立通半減二も不及、右莫太之対損毛二而は中々行届儀二も無之、右等之訳者一統承知之処二候間、余者令書略候、且又近年諸家様追々御仕法被仰出、旁以心配致候折柄、当六月両替錢弥方内間不如意二付致休店候、是又年来之取引二候間、本家・豊後町両家〆入込候銀高四百貫目余有之、其後嚴敷掛合候得共、一向訳立不申、今以応対中二有之候、依右銀操至而六ヶ數、必至と手詰り二相成候折柄、江戸中橋店も近年夥敷損銀有之、兼而心痛致候所、当年は別而不融通二相成、此節急々壹万両差下シ不申而は同所も及休店可申趣、当月五日出道中四日限仕立状を以申越候、然れ共前書之通本家も当用ニ差支候程之逼迫故、中々才覺難出来候得共、捨置候而は及大事候趣申立候二付、無是非乍不外聞他借を以員數相調差下候得共、右錢弥之損銀并ニ江戸下シ金双方二而、不輕大數借入之向者追々期月相廻り可申事二付、返済之手当ニ甚心痛難述言語ニ候、右之通二而は迎も往々相続無覺束、誠二日夜寢食不易心配至極ニ候、就右此度又相改、当子八月〆来ル巳年迄五ヶ年之間、筆紙墨ニ至迄格段縁約申渡候、然ル上は自分諸向賄は元〆格別令省略候間、家内一統は不及申諸店并末家とも、第一世帯方衣服造作諸音物客来之賄等、万事二付無益之失墜無之

様、嚴重續約相守可被申候、且又右様之時節柄ニ候間、老若新古ニ不抱銘々尽勘弁、有益之義存付候ハ、些少之事たり共早速可被申出候、仮令難取用義有之候共、其忠志は可令感悦候間、無遠慮可被申出候、且又相定り候受用銀并小遣等者、是迄之通可相渡候間、其旨相心得、右申渡之趣堅相守、乍此上精々被励忠勤度存候、以上

文政十一年七月

吉次郎

四一 文政十一年八月 定(末家中あて)

(「定」二四―四一六―一一二)

定

- 一 末家中本人并女房年始中元礼服、縮緬羽二重結は小紋たり共無用、加賀秩父袖晒越後等小紋無地之類可相用、紫色は可致遠慮候、臨時ニ女房罷出候節も右同断、差物は櫛竿<sup>(笄)</sup>之外、かんさは鼈甲まかひ・銀まかひ各壹本宛、供者壹人に相限候事
- 一 自分并奥<sup>(臨)</sup>へ涼時内々差出物、例有之候共、向後決而無用之事
- 一 本家法事并定施餓鬼之節、香料壹人前式匆宛、実相寺江差出可被申候事

一 嫁娶養子并相統聞濟之上、当人為礼出勤之節、差出物不及事

一 吉凶年回等、都而差出物及断候事

一 安産元服は届斗、半元服鉄漿附等者届も不及候事

一 近火非常之節、早々本家江馳付可申事、并末家中近火等之節、相互ニ致世話可申事

一 是迄聞濟之外借用等之儀、向後難取用候事

一 末家中其家々自分相応ニ相心得、衣服飲食造作を始、諸附合万事ニ付、繪約相守、長久之基可被致勘弁候事

右者文化十一戌年申渡置候処、猶又此度相改申渡候、且非道理ニ相当り可申筋も可有之存候得共、別紙書面之通ニ候得者、往々相統之程無覺束候ニ付、格別之省略申渡候間、一統可被得其意候、以上

文政十一子年八月

吉次郎

四二一 文政十三年六月 家格録

〔家格録〕二一—四—二七

〔表紙〕  
文政十二年庚寅六月吉日

家 格 録

他見不許 友賢

文政十三庚寅年

一 六月朔日就吉辰、本家支配人貞助休息、先格之通家督銀遣、老分末家申付

一 是迄老分末家申付候節、目錄ニ其者苗字認遣候得共、以來者家号も免し候儀故、泉屋貞助殿と認ル

一家督銀是迄貳拾三貫五百目一度ニ渡し遣候得共、向後別家申付候年者左ニ

拾貳貫目 家督 貳貫目 普請料

貳貫目 道具料 壹貫五百目 婚礼賄料

貳貫目ツ、世帯為助成三ヶ年之間遣之

此分此度改格致し、其年分壹貫五百目渡ス

メ拾九貫五百目

一世帯方賄料翌年春貳貫目渡し、又翌年春貳貫目相渡、都合貳拾三貫五百目辻ニ成ル

一家督銀本家江預り候儀、当人ハ書付ヲ以申出候上、預り遣

一家督銀預り遣候節、小弘方ハ預り書付相渡ス、利足月七朱、家督之外者月五朱

一家督銀利足月七朱者壹代限り、二代ヨリ月五朱利下ケ

一年始礼之節、手代中不残先格之通り麻上下着用、尤雑煮相祝候後、主人礼請ル

一中元礼之節者、支配人・元メ・重立候者三四人麻上下着用、其外之者ハ羽織袴、明六ツ時主人礼

請ル、其後廻勤致ス、此度改申渡ス

一中元礼末家共本家江出候節、是迄継上下着用、在勤之者ハ近年継上下無用ニ申渡ス、且当地者市

中一統之振合ニ而中元継上下着用致候得共、当家之儀者御用達苗字も御免之事、其上近年公辺

ニも御内々御調べ之様子も承り候ニ付、明年来卯ハ者末家中も中元礼継上下着用差止め、麻上下着用

致候様申渡ス

一末家中妻娘、是迄年始中元之外不罷出候得共、以後暑寒共日数之内ニ罷出候様申渡ス

一五節句、末家中本家江罷出候節(脱アルカ)

一右同断、在勤之者羽織袴着用、主人出勤留主中二者、店中代ニ支配人茶之間出ル事

一寅年六月朔日、末家老分格勇右衛門此度格別之訳ヲ以老分席申付ル、近年名代役壱人ニ而無滞



相勤、其上少々子細も有之候而如此、老分者本家予州支配人ニ限り候事、併シ当主幼年ニ而代判後見等勤候者ハ格別、近年之例仁右衛門也

一定紋付羽織も同断老分ニ限ル、且江戸店等者頭役始末家詰出精之者ハ、時々目錄ヲ以取斗候事、老分席定紋羽織等ハ堅ク無用之事

一 諸店頭役其外中登り之者主人面会之節、本家支配人登坂之者を召連出候事、且予州支配人者格別之場所故、其儀ニ不及事

一 手代中転役申渡等之節、支配人召連出候事

一 本家支配人用向ニ而予州・江戸下向、与州支配人中登致し帰山致候節共、主人首途之盃致す、

其外者無用、併シ浅草・中橋店支配人格別出精之者ハ、滞留中一寸盃致候事、時々其仁物ニ可寄也

一 末家中是迄法名ニ居士・大姉号石塔ニ頭来候得共、以来者差止候事、但シ位牌者家内ニ有之物ニ付格別、是も相届聞濟候上之事、但シ石塔格好も追々ニ定メ置可申也

一 末家中忌服之儀、御定之通相慎ミ、忌明届致候上ニ而出勤可致事

一 在勤之者ハ忌服之節、両親者三七日之間相慎ミ、其外者大低三日・七日・十日と夫ニ准シ、遠

慮可致事

一末家之者本家泊り番古來者有之候処、中絶致候ニ付、此度相改、末家之中見立候上泊り番申付ル、當時名前

貞助当六月休足

義助

勇右衛門此兩人者是迄迎も相勤ル

仁兵衛此兩人此度申付ル跡者又追々

右之通り申渡、八月二日ヨリ始メ候事

四二 天保八年三月 儉約申渡書〔本店・諸出店・末家儉約申渡書〕二四―四―六一―一―三

儉約者前々被立置候得共、年數過去次第第二猥ニ相成、世帶方者不及申諸雜費ニ至迄、無益之失墜無之様嚴敷申渡候得共、何分行届不申、且又累年銅山方六ヶ敷、銅代銀者過分御未渡ニ相成、自然と銅元附高直ニ相当莫太之損毛相立候儀者一統承知之事ニ候、其上近年米価高直ニ而、買請御米代銀上納高相嵩、既去申年前代未聞之米直段ニ付、上納高八百七八拾貫目ニ相当、誠ニ以心配致候、右ニ准シ諸品共高直ニ而、時節柄も不宜、猶又諸家様方御差引者追々御仕法被仰出、或

者六ヶ敷御頼談等有之、彼是二而銀操も必至と手詰りニ相成折柄、江戸表浅草店ニも此度三千兩之上ヶ金いたし、其外中橋店迎も昨年嚴法相立候、右等打続近来損毛多、依之此度 御公儀様へ別紙之通両条願書差出候事ニ候、然ル上ニ不存寄此度之変事ニ而、豊後町店并掛屋敷三ヶ所類焼いたし、弥凌方六ヶ敷相成、差当掛屋敷普請等も不行届、打捨置候位之成行ニ候間、猶又精々勤弁を尽、此上共弥儉約相守、出情被相勤候様致度候、且者右願立之趣意ニ相触候而者恐入候事ニ候間、家内一統者不及申諸店并末家とも、第一世帯方衣服造作諸音物来客賄等、万事無益之失墜無之様、急度相守可被申候、將又右様之時節ニ候間、老若新古ニ不抱銘々有益之筋存付候ハ、些少たりとも被申出候様致度候、此度相改、別紙之通申渡候間、其旨堅相守可被致精勤候事

天保八酉年三月

甚兵衛

四四 天保八年三月 本家・吹所勤方申渡書

〔本家・吹所勤方申渡書〕  
(二四—四—六—一—四)

一 店方不行跡ニ相成、役場欠席多相聞へ候、別而近頃者無人之事故、互ニ申合、役場不明様可致候

一 若年之者猥ニ他行致、剩翌日迄も不帰者も在之様相聞へ、心得違之事ニ候、若輩之間者差而内用と申事も無之儀ニ付、他行いたし候得者いづれ聊ニ而も雜費之掛り候事ニ可及候間、精々相  
慎可申事

一 元服ぶ三ヶ年之間者、子供同前たるへき趣者前々申渡置候所、近来猥ニ相成、心得違之者も有之様相聞へ候、急度重役ぶ可被申附事

一 着物役頭以下者袖限之事、袴者京嶋歟葛布を可相用事

一 子供算筆行義近頃不行跡ニ而、来客等之節不取扱ニ相成、見苦敷事ニ候間、台所方者勿論、店方ニおいても精々可致教諭事

右之趣被 仰出候間、向後、心得違無之様急度御守、能々御申合、御精勤可被成候

天保八酉年三月

源兵衛

能和(花押)

藤右衛門

寿恒(花押)

芳兵衛

病氣ニ付無判

勇右衛門

病氣ニ付無判

連藏

保(花押)

本家  
吹所御詰合中

四五 天保八年三月 末家中儉約申渡書

〔末家儉約申渡書〕二四—四—六—一—五

一 末家中本人并妻女年始盆礼衣服、縮緬羽二重、紹者小紋たりとも無用、秩父紬晒越後等可相用、紫色者可致遠慮候、臨時女房罷出候節右同断、さし物者櫛笄之外、かんさし者鼈甲まがひ・銀まがひ各壹本宛、供者壹人たるへき事

一 本家法事并施餓鬼等之節、香奠壹人前式匆宛、実相寺江差出し可申事

一 末家中年回之節、本家、香奠向後壹匁五分宛相定候間、茶之子等差出候ハ、饅頭・印紙壹枚  
二 可致事

一 嫁娶養子相続之節、本家江差出物ハ蒸物斗可差出、贈物者始而目見之節斗、安産元服等者届斗、差出物二不及、半元服鉄漿付等者届ニも不及事

一 近火非常之節者、早々本家へ駈付可申、并末家中近火之節者、相互ニ可致世話事

一 是迄聞濟之外、借用等之儀難取用候事

一 末家中衣服飲喰造作諸附合、万事ニ付儉約相守、長久之基ニ可被致事

右者文化十一戌年・文政十一子年申渡置候得共、年数相立候義ニ付、猶又改而申渡候事

天保八酉年三月

四六 天保十年十二月 定

〔掛板之控〕二一—五—一九

定

一 支配人者家之政事を預り、表方ニ而主人之眼之不屈所を、為目代差置候儀ニ付、其身嚴重ニ相守、人之善悪相糺、少シも依怙之沙汰無之様致明白、且精勤有之者者其旨申立、聊ニ而も可及褒賞、不勤有之者是又急度咎申付、或者役下ケ可申付、賞罰共ニ可及沙汰事

一 老分之者者、日々本家可致出勤、用向無之時は暫時ニ而引取可申、尤支配人用向并自用等ニ而他出之節ハ、申合居残可申事

但、日勤差免候老分者、一六日ニ可致出勤事

一月々一六日二者自分も立会、家事其外用談向老分支配人とも可致談合間、却而相談向之儀ハ一

六日ニ溜置、立合之上銘々存寄申立、其宜所を以取極候様致度事

一兼而役庭不明様申渡置候得共、近年猥ニ相成、無断他行いたし、剩翌日迄も不帰者も有之、且致帰店候而も役庭ニ不相詰、或者二階等ニ引籠、自然と用事も相愆候、(意)向後者支配方江無断他行難相成候間、其段急度可相心得事

一内宅有之者ニ而も、在勤中ハ勝手ニ下宿不相成候、以前ハ内宅と申事ハ極秘候事故、適ならてハ休足ニ帰り候事無之所、近頃は他行多候故、店方無人ニ相成、世間体も不宜、第一不用心ニも候間、是又以来ハ不相成候、併年齢ニ依而少シ宛之差別も可有之事故、改而左之通相定置候事

元ノ中二日位置夕方ハ休足可致

但、無扱儀有之時  
ハ格別之事

役頭中三日位、右同断

以下は遠慮も可有之、尤邂逅ニは相断可致休足、且無扱儀有之共奉公之身分ニは、成丈ケ可致遠慮事ニ候

右何れも支配方江相届不申ハ、暫ニ而も勝手ニ他行不相成、若支配方不詰合時は、次役之者江相断可申、尤無扱儀有之共、無人之節ハ可致遠慮事

一 是迄定置候事ニ候得共、役順并格式左之通相定候間、精勤次第追々昇役可申付候、不勤なれハ役下ケ可申付候間、其旨可相心得事

吟味方 元々

大払方 元々

家賃方 役頭

小払方 同

買物方 以下略之

普請方

台所方

右之通役庭順昇申付候、尤書方は其者ニ依手跡之出来不熟も可有之事故、役順之外ニ立置、出精次第何れ之役場江も昇役可申付候、并諸役庭助役之間ハ其者之器量試候事故、是又役順之外ニ而出精次第昇役可申付事

一 吹所は勤方も違、不案内ニ而ハ弁利悪敷事も有之間、吹所ニ而昇役可申付候、尤席順ハ是迄之通本家と見競候様可致候、錢払方以下之者ハ其節之操合ニ寄而、本家江も交代申付候事



吹所差配人 元々

錢払方 役頭

炭方

以下吹所掛板之通可相心得候、尤軋役之節ハ、炭方迄は本家ニ而申渡候事

一着用物役頭以下者細限之事、袴ハ京嶋・葛布可相用事

一子供算筆行義不宜、来客等之節不取扱相成、見苦敷候間、台所方ハ勿論於店方、精々可致教事

一支配人勤方善悪は、老分相札可申出候事

右之通堅相守、一統可致精勤事

天保十己亥年十二月

四七 天保十二年八月 定

(「定」二四—四—六一—一七)

定

縁約者前々ハ被立置候得共、猶又文化十一戌年・文政十一子年・天保八酉年改而申渡置候処、年

數過去次第二猥ニ相成、世帯方者不及申諸雜費ニ至迄、無益之失墜多相見へ候、且又累年銅山稼方六ヶ敷相成、殊ニ近年諸色高直ニ而自然と銅元付高直ニ相当り、年々打続莫太之損銀相立、去ル酉年迄者地売銅も売上来候得共、最早當時者御定數も難出来、出鉛歩合等も追々相劣り、其上第一之吹炭払底ニ而弥差支候故、乍見越亦々当年も減銅致、勘定も相立間敷と心配致候、且又諸家様方御差引者追々御仕法等被仰出、或者六ヶ敷御頼談等有之、彼是ニ而銀操も次第二六ヶ敷成行、此姿ニ而者往々相続も無覺束、誠ニ昼夜心痛致候、既ニ一昨年改革申付候以来、一統精勤者致候得共、何分前書之通夥敷不勘定ニ而、中々難行届候間、此上共格別ニ勘弁を尽し、是迄仕来り之事たり共減少可相成丈ヶ者省略致候様、銘々請持之役場ニ而勘弁可有之候、自分迎も手元諸賄者勿論、衣服者出勤之節絹秩父等相用ひ、平日者綿服着用致候、其外諸色ニ至迄万事令省略候、殊ニ此度嚴敷御触出之御趣意も有之、都而享保・寛政度御改正之通可相守様被仰出、御曆々様方ニも格別ニ御省略有之事者、一統承知之通ニ候、然ル上者諸店并未家ニ至迄、第一世帯方衣服造作音物客来等之費、万端無益之筋相省、可成丈ヶ縁約可致候、自分着用前書之通ニ候得者、末家中手代分も出勤之節者秩父紬ニ而可然、若手者綿服ニ可致候、併自用之節者は迄有来り之衣類着用者不苦候得共、夫迎も成丈ヶ目ニ不立様可致、勿論向後新調之品は随分綿服を用ひ可申、其外

掛板ニ記置候通、無違失可相守候、猶又右様之時節ニ候間、老若新古ニ不拘、少ニ而も有益之筋存付候ハ、可被申出候、仮令難取用儀有之候共、其忠志者可令感悦候、其旨相心得、精々励勤可被致候、以上

天保十二丑年八月

甚兵衛

右之通被仰出候間、向後心得違無之様急度御守、格別ニ御精勤可被成候、尤御承知之上者、御一統御請書可被成候、以上

天保十二丑年八月

佐右衛門  
重通(花押)

源兵衛  
能和(花押)

連藏  
保(花押)

本家  
吹所御詰合中

四八 天保十三年四月 口達

〔年々記〕一八一四一二

口達

付録 四八 天保十三年四月 口達

近年諸色高直ニ相成、其上驕奢增長致、人氣風俗も不宜様成行候ニ付、旧冬ふ御改正嚴敷御触出有之、右ニ付而者高直成品者売買御差止相成并諸株品組合仲間等之類御停止被仰付、都而下直ニ押移候様御取調有之、既ニ江戸表ニ格別御嚴蜜(密)ニ而、高直之品取扱候者其外不身持之もの色々御咎之次第も有之趣承り候、右者諸品下直ニ相成、一統正路ニ立直り、安緒(堵)ニ渡世出来候との厚御趣意ニ而、誠ニ難有御事ニ候、当地迎も同様之儀ニ而追々衣類等ニ至迄嚴敷被仰付候趣ニ付、ケ様之時合柄別而相慎可申、殊更此節大造之歎願も差出有之事故、別而不束之儀無之様、万端質素ニ可致候、別家并内宅之者共不申及、下男女出入方ニ至迄、其役庭掛り之者が能々可申諭置候

寅四月

右之通被仰出候間、其段御承知可被成候、若不都合之儀有之候而者、御名目ニ抱り候而已ならず、御歎願筋之障ニも相成候事故、得と御心得可被成候

源兵衛

本家  
吹所御衆中

四九 天保十三年五月 山中儉約申渡覺

〔山中儉約申渡覺〕一六一―六一五

山中儉約申渡覺

一 儉約之儀者毎々申渡候得共、年月経自と奢増長いたし、稼人之分限不弁、衣服并持扱之品建具類ニ至迄奢ケ間敷罷成、法外成事共相聞江、不埒之事共候、元来当銅山者稼而已之場所ニ付、客風俗者随分籠体ニ而も相濟候処、不慎之段不得其意候、猶又此度從 御公儀様御改革被 仰出、既ニ江戸・京・大坂嚴敷御触有之、別而男女衣服髮飾履物ニ至迄、儉約質素相成候趣ハ追々承知可致筈、并ニ松山御役所も儉約質素相守候様被 仰渡、且大坂本家表も嚴敷申来候間、山中一統堅相守、聊心得違無之様、平日持扱候品ニ至まで、入念相慎可申候

一 式日着用物左ニ

一 山留・鍛冶・竈大工・床屋大工・炭焼

一 着用物木綿可限

一 帷子晒奈良縞之類

一 夏羽織木綿晒之類

一 立附木綿

一 伊賀太布

一 表附履もの無用

一 帯木綿

一 庄屋役人(床カ)手子・竈手子・前手子

一 着用もの木綿可限

一 帷子奈良縞

一 夏羽織さらし

一 伊賀太布

但、腰板覆りんなし

一 帯木綿

一 平稼人

一 着用もの木綿可限

一 帷子奈良縞

一 いか太布

但、腰板ふくりんなし

一 男女とも蛇目傘、絹頭巾、角下駄無用

一 山中女とも小児ニ至まで

一 着用もの木綿可限

但、衿掛事無用、并ニ絹袖口掛る事無用、衿裏附無用

一 帷子奈良しま

但、衿裏附る事無用

一 帯木綿

一 縹半木綿可限

但、袖口至まで無用

一 櫛笄簪竹真鍮類

但、高直之品并金銀細工堅く無用

一 履もの類木綿緒可限

一 紹・縮緬・羽二重・ぬめ・七子織物・縫類・天鵝絨・紋紗・ちゝみ、其外高料之品堅無用、  
惣而木綿一式と相心得可申事

一 鬻くゝり紙、尺長可限

一 塗下駄一切無用

右之通相定候外ニも、可成尺<sup>文</sup>儉約質素相守可申、尤是迄所持いたし来候品共相用ひ候事無用

一 帶劍御掟通堅無用

一 建具者往古之通、蕙屏風等相用ひ候事

一 多人數寄集、酒宴遊興いたし間敷事

一 稼人之外芸者・風来もの・浪人もの宿等一切致間敷、立入差留候事

一 神事又者初節句祝ひ等、手輕ニ可致事

但、三月節句紙籬ニ可限

五月節句<sup>紙織岩本</sup>  
銃<sup>式本</sup>可限

附、木綿織堅無用

一 音信贈答一切無用



一 博奕諸勝負堅相慎可申事

但、家内子供下男下女等ニ至迄、ろくと・穴いち・道中及六・宝引為致間敷、并二碁・将碁たりとも惣而掛とくいたしまし事

一 火の用心大切ニ可致事

一 忠孝礼儀之道を教江学ひ、家内睦敷喧嘩口論を慎ミ、稼方出情可致事

一 御番所も別段御書附を以被仰渡候間、是又堅相守可申事

右前条之通、山中山外稼人共老若男女ニ至まで、急度相守可申事、尤是迄数度儉約之儀者申渡候得とも、兎角相弛り候処、此度被 仰出候儀者是迄と違ひ、後日如何躰之御咎メ蒙候程も難量候間、一統心得違無之様心掛ケ、役場よりハ不申及、山中頭分之者并二年嵩もの之精々可申附候、尤勘庭并二役所も見廻り掛り役差出し候間、其段相心得、必前件ニ相背申間敷候、若心得違者出来候ハ、其掛り役前之者へも咎メ可申付もの也

天保十三寅年五月

勘庭

御番所も申渡書之写

山中江申渡

一 絹布類、襟袖口たり共無用之事

一 諸事音物等之儀者可相成丈ヶ致減少、手軽ニ取遣可致事

一 諸祝儀婚禮等之節、奢ヶ間敷儀堅致間敷事

一 五月節句木綿幟一切無用之事

并花美之内鎊堅無用、紙幟弍本、飾鎗壹対之外建申間敷事

一 破魔弓・羽子板・雛鎗等之儀ハ、為料もつ五分までニ取遣可致事

一 葬送り之節、無縁之者多人数付添申間敷事

并屋根付之小屋戸決而不相成、惣而追善仏事等目立不申様、手軽質素ニ可致事

一 蛇目傘、角下駄、日笠無用之事

并雪踏革鼻緒、女草履絹緒之類一切不相成事

一 銀筭簪紙入煙艸入銀金具之類決而不相成候事

其外儉約向々之儀ニ付、山師ぶ申渡之趣堅相守可申事、万一心得違之もの於有之ハ、構々之役前

共江も急度執斗可申事

四月

右之条々御番処を被仰出候間、能々相守可申候、万一御番処を見咎受候時は、於当方別而嚴敷取  
斗方可申付候間、男女老若ニ不限、急度相慎可申事  
〔朱筆〕  
「鋪方・吹方江元々老人宛罷越、立会之上申渡候事」

五〇 天保十三年五月 内宅構心得方申渡書

〔内宅相かまひ候銘々心得方  
申渡書〕一六一六―五―七

内宅相かまひ候銘々心得方、去丑九月以書付為申替候得共、猶又今般左二

一 婦人式日平日共綿服ニ可限事、帶同断

但、他所江罷出候節、猶更同断

一 髪かさりもの紙尺長、くし笄釵ハ真鍮鉛ニ可限事

一 襟類毛綿襷椰子ニ可限、繻絆ゑり袖口同断

一 履もの花緒毛綿ニ可限、尤ぬり下駄不相成候事

一 小児とても同断

一 客来其外内間諸事歎ひ等有之候共、酒宴遊興か間鋪事不相成候

一 初節句等祝ひこと遠慮可致、尤三月ハ紙雛、五月ハ小人形壺対ツ、ニ可限、勿論紙ニ而も幟ハ不相成候事

一 神事仏事等、決而驕ケ間敷事遠慮可致事

一 内宅中平日取扱ひ候調度小道具類并ニ座敷廻り建具等、随分籠物相用ひ可申事

右者今度從 公儀御儉約被仰出候ニ付、松山御役所は勿論、大坂從本家も再応巖重ニ申来候間、内宅相構ひ候銘々克々相心得可申候、万一此書面外致忘却候仁物有之候ハ、当地住居御取抑ニ相成候旨、内々本家表方ヲ掛合も有之候間、此段急度御心得可被成候、当節三都之振合追々御間及之次第二候間、必仮初二御心得被成間敷候、倘輕卒ニ御心得被成候時は、忽御身上ニ相拘り可申候、為其以書面申渡候、以上

寅五月

(朱筆)「斬別ニ読聞シ、名前認させ候事」

五一 安政二年六月 儉約申渡書

(銅座掛屋再勤ニ付儉約申渡書) 二四一四一六一三一)

此度銅座御掛屋前体之通被 仰付候ニ付而は、俄ニ手元融通致能と主従共心弛ミ候時は、何時となく御預り銀輕率ニ存、勝手江遣ひ込候様可相成候間、別而嚴重ニ不致而は難相成、且又銅山御米代御定直段願通御聞濟相成候ハ、曾当子丑兩年分上納銀八百三拾貫目、其上統而來春又々去ル寅年分四百七八拾貫目上納手当不致而は難相成、其外御引替方并ニ諸方借財等夥敷、中々不容易事故、以後之処万事共格別省略不致而者、此度御掛屋以前之通被仰付候詮も無之間、一段廉立候改革相立、復古致度候間、為筋之義は老若新古之無遠慮可申出候事

一 銅座御掛屋元々之通本宅ニ而相勤候ニ付、諸役場店へ移候故、台所無人ニ相成候間、台処詰之者成丈ケ欠席不致、本場上り口江相詰、諸商人出入之者ニ氣を付、無用之商人入込候ハ、其所ニ而相斷可申事

一 買物出入方新規之者入込候而は、自然と新法始り不宜間、以前より出入之者ニ限り置候ハ、出入之者も大事ニ可致、其上心得違之者有之は、旧來之出入たり共仕替可申事

一 茶之間江諸商人勝手ニ入込せ候而は猥ニ相成候間、本場限ニ而取次、以來茶之間へ入込不申様

可致事

一新規買物成丈ケ相止メ、随分共有来り之物ニ而為濟候様可致、且外商人入込候へは、流行之物  
迎無益之買物致候様移り安きものニ而、改革之妨ニ相成候間、手元ニ而も其心得致候間、買物  
方台所ニ而も能々心得居候事

一普請之義成丈ケ見合せ可申、大工手伝格別無用之時は不入込様可致事

一諸方附合先キ并ニ親類中とも、改革中五ケ年之間、音信贈答相断候事

但、家業用ニ而付届は別段之事

一店方ニ而者酒日并ニ諸店より中登り之者着発之外、酒宴事決而不相成候、尤平日は重役たり共  
可致遠慮事

但、来客無扨節敷、臨時到来物有之時は格別之事

一諸方より中登り并ニ私用登坂之者滞阪中、互ニ無益之付合音信等、都而失墜之事、向後急度相  
止可申事

但、別家中并在勤共同断

一支配人者在勤之儀ニ付、定詰者勿論取締第一ニ心掛、成丈ケ他行致間敷、若無扨内用有之節は

前以申置、老分居残泊り候事

一名代役之者勤用ニ而致出勤、又其外共用ニ而致出勤候ハ、一旦帰店いたし、其上内用有之は断申、下宿可致事

一 在勤中内宅有之者、成丈ケ下宿致間敷候、都而先年掛板条目之通可相心得候事

但、此度諸役場共掛板相改可相渡間、銘々名前記置、向後昇役又は無扨退身等之節、跡役之者江引継可申事

一 吹所詰近頃人少ニも有之、近来御預銅も相増有之間、在勤之者成丈ケ他行致間敷候事

一 此度改革ニ付而は都而省略第一之事ニ候得共、近来末家之者疎遠ニも相成有之間、別紙之通向後別家中取扱致候事

一 御屋舗方調達銀之儀、当家ハ本業有之間、向後一切相止メ申度、近年之振合ニ而は追々諸家様も六ヶ敷、御借り入方余程失墜も相掛り、自然と高利ニ相当、終ニ者皆無之御仕法ニ相成候間、其心得を以御談向執斗候事

一 在勤之者昇役転役申付候節、向後役場帳面は勿論、其外諸預り物入念跡役之者江引継可申、近頃引継甚自情落ニ相成候間、以来入念可申事

一向後我等受用遣銀等之儀も、無遠慮相談之上、壹ヶ年何程と可被相定候事

右之外不為筋者心附次第被申出度、何分此度共格別嚴法相立候様、精々可被申合候事

卯六月

吉次郎

源兵衛殿

五二 安政二年六月 別家中儉約申渡書

〔別紙〕二四―四―六―三―二

別紙

一 老分并ニ別家中不残、吹初吹子祭致案内候事

但、臨時祝事等有之節は、膳之外ニ肴見斗申付候事

一 別家女房、年始中元共、不残礼請候事

但、年始は茶之間ニ而雜煮出し候事

一 老分別家席之儀は、二代目より老分末席江廻り、順々操上ヶ候事

一 平別家席之儀、二代目より平別家末席へ廻り、順々操上候事



一 老分死去之節は、我等野送り相立、焼香致し候、平別家同断之節ハ、店より惣代相立候事  
〔付箋〕  
惣代と御認有之候得共、我等名代相立候事

友訓  
┌

一 老分死去之節は香料金弍百匹、外ニ仕揚五十人前贈遣候事

但、忝人前四拾八文ツ、

一 平別家死去之節は香料金百匹、外ニ仕揚三十人前贈遣候事

一 老分女房嫡子前同断之節香料金百匹、平別家女房嫡子金五拾匹、其余届斗之事

但、仕揚之儀は当人丈ケ之事

一 婚礼出産、都而嫡子は祝贈候事、老分金百匹、平別家金五拾匹、其余届斗り之事

一 出火等之節は是迄之通、召遣有之者は、成丈ケ人歩召連早々駈付可申事

一 御先代より御贈之紋服物等、全其者勤功ニ寄贈候義ニ付、跡相続之者より相届、着用可致事

一 在勤別家は在勤中之席ニ而、休息後は老分・平別家とも前書ニ准シ候事

一 遠方別家者右ニ不抱、都而別席ニ定置候事

右之通相定候得共、洩候義は尚追々可被申談候事

卯六月

五三二 文久二年十一月 口達

(「年々諸用留」十五番)

口達

- 一 近比 御公辺向御変被仰出、年来之弊風御一洗被遊度、依而万端御省略、衣服等至迄御手輕ニ相成、况哉町人之身分ニ而者猶更事ニ付、以来左ニ
  - 一年礼之節者、是迄通上下着用
  - 一 吹初吹子盆礼并仏事之節、羽織袴着用
  - 一 帳祝・節分・五節句并朔望は羽織斗
  - 一 婚礼・葬礼等之節は、世間付合も有之儀ニ付、着用物勝手次第
  - 一 別家中年回仏事等も以来成丈手輕ニ致、賦り物膳部ニ至迄互ニ申合、随分手輕ニ可致候
  - 一 暑寒其外音信贈物近比追々増長致候趣、無益之費ニ候間、以来互ニ相止メ可申事
- 其外何事ニ不寄、無益之費相省候様可申談候

右之通被仰出候間、以来万端手輕ニ相成候様被成度、且着用物等之儀随分麓服ニ而も相濟候間、成丈御省略可被成候、猶御心付之儀も有之は、無御腹藏御申出可被成候、以上

文久三年十一月

五四 文久三年三月 手代中妻合一条規定書(定)

〔手代中妻合一条規定書〕一〇——一九

〔表紙〕  
手代中妻合一条規定書

定

一 当御家御手代中妻帯之儀は、元メ役ニ不相成而者御聞濟無之儀、従古来之御家法ニ御座候、然ル処当御銅山深山幽谷之御奉公ニ而勤勞を慰之一事も無之、依之先年本役仰蒙候而三ヶ年余相立候ハ、内々御見通し被 仰付候筈之処、近来実意ニ被相勤候訳柄を以、乍内々元メ場之了簡を以、今般穩寛之及沙汰候、左ニ

一本役蒙 仰候而丸式ヶ年相立候ハ、内々妻帯御宥免之事

一支配人元メ江は別而遠慮致し、其内宅出入等不相成事

一 当山内之婦人は勿論、売婦并ニ鄙賤之者ヲ婚嫁之儀、堅停止之事

一 当銅山江住居相構候儀、停止之事

一 住居相構候共、御本場諸材類取扱候儀、停止之事

一 年限相満候而及縁組候ハ、元ノ場江願出、其婦人親元由緒等委敷申出、請差図取結可申事、  
決而我儘之婚姻致間敷事

一 於其當時は借宅ニ而間渡し、質素儉約第一ニ相守可申事、尤妻子共綿服ニ可限、若し美麗之  
風俗聞見ニ及候ハ、急度御沙汰有之事

一 下男下女召遣禁制之事、重役ニも相成候ハ、別段之筈

一 本役中下宿之儀は、壹ヶ月替り中五日之御隙被下候事、尤其役庭無人之節は不相成、素々元

ノ場江願立候上ニ而下宿之事 但、役頭脇之外、其役庭役頭之了  
簡を以、寸暇を見合聞濟候事

一 袴格式被 仰付候ハ、月々中六日御隙被下候事

一 役頭以上前格之通

右之通内々御沙汰御座候上者、各一身之見留も相立候間、益御奉公大切御励勤可被成候、以上

文久三亥年三月

元ノ場(印)

(以下略)

五五 慶応元年十二月 口達

〔諸用留〕五―五―二

口達

在勤之者近頃地<sup>(他)</sup>行多、役場欠席勝ニ相見へ候、以前在勤中者昼夜詰切ニ而、一ヶ月ニ三日或者五日、役向相応ニ断申休足致候、且朝帰りも門之戸明き候を相待帰店致、朝飯ニ皆々顔揃候事ニ有之候、當時者朝達<sup>(遅)</sup>く勝手ニ帰り、日勤之者同様ニ相成、甚不取締ニ候、其上一ケ年之内半年斗り者病氣申置<sup>(立力)</sup>、引籠勝之者も有之候、是迄者見通しニ致置候へ共、向後引籠勝之者者退身申付候、手代子供ニ到迄同様相心得、不勤致候ハ、不及沙汰暇遣し可申候、其段在勤之者へ可被申渡候  
丑十二月

右之通此度被仰出候間、一統御心得置可被成候、則天保度改掛板条目ニ委敷有之候間、其段御承知可被下候、以上

丑十二月

嘉右衛門

卯兵衛

源兵衛

本家  
吹込御詰合中

五六 慶応三年二月 改革議定書(中橋店)

〔改革議定書〕二五—三一九—

〔表紙〕  
「改革議定書」

一 当店之儀者、往古予州銅山用所而已ニ有之候処、文化度兩替店を取建、諸御代官所御掛屋抔相勤、一廉御家業ニも可相成筈之処、早晚流弊ニ沿、猥諸家様方御館入相願、調達出金致候而已ならず、商家取引之方江夥敷取替等出来、且火災等ニ而莫太之損金相嵩相続六ヶ敷、終ニは去ル嘉永二酉年及閉店、纔ニ復古用所而已取違候処、震災或は火難等有之、其上新金引替等相勤候ハ田安様御掛屋相勤、并錢佐殿(錢屋佐一郎)為替取組候ハ諸事相弛ミ、自然金銀取扱夥敷、融通之向ニ寄無縁之方江取引相湊、損金不無少御時合柄、誠ニ以奉恐入候、然ル上は是迄之弊風を一洗致、質素儉約第一ニ相守、仕成来之業を專要ニ相心得、責而は本家ハ取下し候補助金相除候様一統

申合、御家永統之基可相思之秋と存候、依之今般儀定之上左二

一 掛板御条目之通堅相守可申事

一 火用慎大切可致事

一 博奕諸勝負致間敷事

一 非常之節は別而氣を配、相互ニ申合油断有之間鋪事

但、御懇命相蒙候御方江は、其最寄ニ随早速馳付候事

一金銀錢有物晦日毎二日勤老分立会相改可申事

一 諸帳面類是迄之通、嚴重可相改事

一金銀錢私之意を以取替等、決而致間敷事

一 町内入用神社仏閣寄附合力等之儀は、成丈ケ省略可致事

一 頭役始順番泊番嚴重可致事

一 私用ニ而他行之節は、頭役江相断可申、自然頭役留主中ニ候ハ、次役之者江相断可申事

一 近隣<sup>(隣)</sup>心易方或は相憚候場所江立寄申間敷事

一 諸事叮嚀柔和成様可相心得事

- 一 党徒ケ間敷儀有之候ハ、理非は兎も角頭立候両人之者、急度咎可申付事
  - 一 休足退身之節は、拝借之分御目錄ニ而無用赦引取候事
  - 一 手代子供召抱候共、居町ハ三四丁は相憚可申事
  - 一 無用之食客滞留為致間鋪事
  - 一 支配人之儀は御名代之義ニ付、夕飯有合一菜相付可申事
  - 一 酒宴遊興等は可相慎事
  - 一 諸家様新規ニ御館入は相断、如何様之御談有之候共、国産等引受申間鋪、并月割調達之儀も是迄相勤候外相断可申事
  - 一 取替筋之儀無拗節は、本家江相届可申、自儘ニ致間鋪事
  - 一 是迄本家ハ取替有之分、并此度浅艸ハ付替致候分、利足之儀は(容)用赦可致事
  - 一 浅草ハ年々補助金相廻候得共、当卯年ハ相廢シ、以来本家ハ差出可申事
  - 一 式ケ年目毎、本家ハ勘定改底調子ニ下向致候間、諸事正路ニ取斗可申事
  - 一 勘定改下向之節は、昼飯一菜之外無用、其外諸事省略專一二候事
- 右之通申堅候、実ニ目前之嚴勤は自分之後栄と相心得、御忠勤所祈ニ候、御承伏之銘々は、以自



筆御請可被成候、為其如件

慶応三年二月

(請書略)

老分

卯兵衛

五七 慶応三年二月 改革議定書(浅草米店)

(「改革議定書」二一—五—二九)

<sup>(表紙)</sup>  
「改革議定書」

一 当店之儀者、旧来仲間御法之通堅相守、取締候ニ付而は、壹ヶ年利潤積立、本家江年々貢金為差登、一廉御家業ニ相成候処、就中中橋店不勘定ニ寄、終ニ其補ニ消行、折角之丹誠画餅ニ相成、誠ニ以歎ケ敷次第ニ有之候、其上去ル安政二卯年震災、其後不慮之賊難又者旧臘之類焼、近来連々莫太之損失難尽筆紙、奉恐入候、依而は再造普請之手段も無之、必至之場ニ有之候処、品々融通才覚ヲ以、此節迄ニ稍落成ニ及候得共、專要と致候有金相減、礎と業用ニ差支苦々敷事ニ御座候、尤震災大難之儀は自相招候禍ニ無之、天然之儀ニ而無是非候得共、畢竟賊難は不取締必相釀候事ニ而、全頭役差配ニ可寄儀ニ有之候、猶又天保度以来世上之弊風ニ相流れ、下

主張ニ及良も致、頭役を如蔑致、或は不平を申立、党を結、尾大ヲ以頭を圧シ、自儘之振舞有之段、下として不恐上を之所為、歎息ニ不堪候、且又札差仲間之儀は従来之格式有之筈ニ候得共、当家は出店之儀、既ニ名代之者を主人と相唱候、古来之仕成家風ニ有之候間、他之引競を不致、掛板御条目堅相守、重役は已下を撫育ニ及、已下は重役を相重シ、一和一致之上諸事正路、依怙之沙汰ニ不及、御家長久之基、復古繁栄之丹心所希ニ候、依之今般近來之流弊を一洗致、改革儀定之上左ニ

一 掛板御条目之通、堅相守可申事

一 火用心大切可致事

一 博奕諸勝負致間鋪事

一 仲間勤向之儀者、旧來仕格之通堅相守候事

一 非常之節は別而氣を付、相互ニ申合、油断有之間鋪事

一 金銀有物朔日毎ニ、日勤之老分立会相改可申事

一 諸帳面類是迄之通、嚴重相改候事

一 金銀錢米私之意を以、取替等致間鋪事

- 一 町内入用神社仏閣寄附合力等之儀は、成丈省略可致事
  - 一 頭役店支配格番泊番致、入口鍵相預候事
  - 一 私用ニ而他行之節は、頭役江相断可申、自然頭役留主中ニ候時は、次役江相断可申事
  - 一 近隣心易方或は相憚候場所江立寄申間敷事
  - 一 諸事叮嚀柔和成様可相心得事
  - 一 党徒ケ間鋪義有之候ハ、理非は扱置、頭立候三人之者急度咎可申付事
  - 一 休足退身之節は拝借之分、被下置候御目錄ニ而無用捨引取候事
  - 一 手代子供召抱候共、当店〆三丁程は相憚可申事
  - 一 無用之食客滞留為致間敷事
  - 一 御名代之者は昼飯之砌、有合一菜相付可申事
  - 一 酒宴遊興等は可相慎事
  - 一 中橋店取替之分は付替、并是迄正金下シ之分は、当卯年〆利足用赦可致事
  - 一 然ル上は卯年〆向未年迄右利足積立、申年〆年々金千兩本家江貢金為差登候事
- 但、翌年二月、精帳と一同ニ為登候事

一 是迄中橋補助金之儀は当卯年々相廢之、此金高年々本家江別段為差登候事

一 式ヶ年目毎ニ本家々勘定底調子下向致候間、万事正路ニ取斗可申事

一 勘定改下向之節は昼飯一菜之外無用、諸事省略專一二候事

右之通申堅候、実ニ目前之嚴勤は自分之後榮と相心得、御忠勤所祈ニ候、御承伏之銘々は以自筆御請可被成候、為其如件

慶応三卯年二月

老分

卯兵衛

(請書略)

五八 明治六年一月 規則

(「本家並ニ規則書綴」  
諸出店)

(異筆)  
「別子鉦山ニ係ル」規則 手代分以下仲間  
物雇人ノ者ニ係ル

第壹条

一 朝廷之御趣意ヲ遵奉シ、御布令ニ不可相悖事

第貳条

一 山業盛衰之儀ハ、雇入手代一統之精惰ニヨリ候間、其職務勉強可致事

第三条

一 山民ヲ厚ク保護スヘシ、然ルニ稼方ヲ懈怠スルニ至テハ、嚴ニ責メ、諸事公平ニ可取斗事

第四条

一 上等之者ヨリ申出シ候事柄ニテモ、不公平アル時ハ畏屈セス、道理ヲ以テ温和ニ議論可致事

第五条

一 各々暴言ヲ吐キ礼讓ヲ缺キ、上等ヲ蔑視シ、下等ヲ卑視スルハ、野蠻ノ風習タリ、可慎事

第六条

一 家業ノ好事ニ至テハ、上下ヲ不論速ニ其實際ヲ建言シ、悪事ニ至テハ、直チニ其弊害ヲ除去ス

ル事

第七条

一 諸帳簿輕弁ニシテ稠密ニ記載シ、其掛リ之檢印ヲ受ケ候事

第八条

一 私シニ金穀ヲ融通シテ、借用シ及ヒ貸与不相成事

### 第九条

一 関係ノ帳簿上ニ於テ不正ノ筆記算計アル歟、又ハ金穀其他受払スル財物ヨリ瑣末之品ニ至ル迄盗ミ取候時ハ、其員数ヲ親元并ニ引受人ヨリ償却スルト雖モ、今日之御政体我紛失スル品物ニ至テモ、其地方庁エ不届ノ時ハ黙許ノ□ヲ受ケ候ニ付、其次第早速公訴ニ及ヒ、御裁判ニ当テ候間、兼テ司法省第三百六拾六号ノ御国律ヲ敬承シテ、誠実ニ勤務可致事

### 第十条

一 上等以下之者諸事専断不相成、委任之証迹アル時ハ此限ニ非サル事

### 第十一条

一 処々之出店ニ設立スル改法之規則并ニ時々廻達スル法則ニ背ク者ハ、其責任ヲ問ヒ、過怠金ヲ取立ル歟、或ハ雇入ヲ廢スルノ権利アル事  
右拾壹ヶ条ノ規則堅可相守也

明治六年第一月

住友友親

## 後記

商家の家法は事業経営の基本理念をあらわすものであり、住友の場合初代政友の遺誠・文殊院旨意書が根本となり、後世に強い影響を及ぼした。この政友の遺した事業精神を受け継ぎながら、家法は時勢の変遷、業種の多様化に即応して内容や様式・表現を変化させるが、これによって多様な局面を切り抜けてきていることを強く感じさせる。四百年の歴史を閲する住友には近世において、数十点にも及ぶ家法類が残されている。これらを順を追って検証したものが本輯である。本輯は当館参事川崎英太郎が執筆したが、本文並びに付録の校訂については主席研究員安国良一が担当した。なお、内容につき当館館長小葉田淳博士(京都大学名誉教授)並びに当館指導教授朝尾直弘博士(京都大学名誉教授)の懇篤な指導校閲を得た。

平成九年二月

平成九年二月二十五日発行

606 京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一番地の二  
編纂発行 住友史料館

601 京都市南区唐橋門脇町二八  
印刷 河北印刷株式会社